

佐那河内村地域防災計画

(第3編 資料編)

令和6年3月
佐那河内村防災会議

目 次

第1章 災害記録に関する資料

1	南海道地震被害分布図（昭和21年12月21日）	1
2	関東以西の洋上の巨大地震の系統	2
3	主な大地震	3

第2章 関係法令に関する資料

1	災害対策基本法（抜粋）	1
2	災害救助法（抜粋）	8
3	水防法・水防法施行規則	9
4	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法・施行令・規則	24

第3章 気象に関する資料

1	気象庁震度階級関連解説表	1
2	津波、高潮、波浪以外の警報伝達系統図（Fネット）	4
3	雨量観測所	5
4	火災気象通報についての協定	6
5	水防警報・はん濫警戒情報・はん濫危険情報	7
6	台風の発生、接近、上陸、経路	8
7	徳島県の地域細分境界図（北部・南部）	9
8	気象警報・注意報	10
9	地震情報に用いる海域図	11
10	緊急地震速報・地震情報	12
11	気象等の「特別警報」の指標	13

第4章 通信施設に関する資料

1	徳島県総合情報通信ネットワーク無線局取扱要綱	1
2	徳島県総合情報通信ネットワークシステム回線構成図	5
3	徳島県総合情報通信ネットワークシステム回線系統図	6
4	徳島県地区非常通信協議会加入機関	7
5	佐那河内村防災行政無線回線系統図	8

第5章 災害危険地域等に関する資料

1	地すべり防止区域	1
2	急傾斜地崩壊危険区域	3
3	急傾斜地崩壊危険箇所	4
4	急傾斜地崩壊危険区域警戒雨量基準等	10
5	砂防指定地	11
6	土石流危険溪流	12
7	土石流対策雨量基準	13
8	山地に起因する災害危険箇所	14
9	重要水防区域（徳島県管理河川重要水防区域評価基準）	15
10	保安林配備	16

第6章 危険物等に関する資料

1	毒劇物取扱施設数	1
2	石油類貯蔵取扱事業所	2

第7章 防災資機材等に関する資料

1	水防倉庫設置及び備蓄資機材の状況	1
2	林野火災用空中消火資機材等保有状況	2
3	災害救助物資備蓄数	3
4	佐那河内村備蓄物品	4
5	佐那河内村消防団配備備品	5
6	災害時の協力に関する協定書（四国電力(株)）	7
7	災害時における電気設備の応急復旧に関する協定書（神山電気工事組合）	8
8	災害時における情報交換及び支援に関する協定書（国土交通省四国地方整備局）	12
9	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書（西日本電信電話(株)）	15
10	災害時における応急生活物資の供給に関する協定書（徳島県エルピーガス協会）	19
11	災害時における物資供給の応援に関する協定書（佐那河内村商工共栄会）	21
12	災害時における緊急救援輸送に関する協定書（佐那河内運送(株)）	24
13	災害時における物資供給の応援に関する協定書（徳島市農業協同組合）	28
14	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定（社会福祉法人健祥会ハイジ）	31
15	災害時の避難所指定に関する協定書（徳島市農業協同組合）	35
16	災害時における緊急物資提供に関する協定書（徳島ペプシコーラ販売(株)）	39
17	災害時における緊急物資提供に関する協定書（四国コカ・コーラボトリング(株)）	40
18	災害発生時における佐那河内村と佐那河内郵便局及び徳島中央郵便局の協力に関する協定（H27.6.1）	41
19	消防団員応援自動販売機の設置に係る協定書（四国コカ・コーラボトリング(株)徳島営業所）	44

第8章 報道体制に関する資料

1	徳島県における緊急警報放送について	1
2	避難情報の放送に関する申し合わせについて	2

第9章 災害救助に関する資料

1	災害救助法の適用基準	1
2	平成25年度災害救助基準（平成27年4月1日現在）	2

第10章 医療・防疫に関する資料

1	救急病院等一覧表	1
2	特定施設に係る医療機関一覧表（透析・ペースメーカー）	3
3	県備蓄医薬品等供給体制図	4
4	災害時医薬品供給連絡体制図	5
5	災害・事故等時の医療救護に関する協定書（一般社団法人 徳島西医師会）	6
6	徳島赤十字病院ドクターカー運行要領	9

第11章 交通・空輸に関する資料

1	村有車両	1
2	緊急輸送道路	2
3	輸送確保に関する責任者及び連絡方法	3
4	主要道路交通途絶予想箇所	4
5	荷重制限橋梁（橋長15m以上）	5
6	徳島県雪害防止対策要綱	6
7	災害対策用ヘリコプター降着地適地	7

第12章 広域応援等に関する資料

1	消防相互応援協定書（神山町）	1
---	----------------	---

2	消防相互応援協定書（勝浦町）	3
3	徳島県市町村消防相互応援協定	5
4	徳島県消防防災ヘリコプター応援協定	8
5	徳島県東部地域における災害時相互応援に関する協定書	11
6	徳島県ドクターヘリ運航要領（H25.4.1）	13
7	災害時における避難施設の被災建築物応急危険度判定の協力に関する協定書（H27.4.1）	19

第13章 条例・要綱等に関する資料

1	佐那河内村防災会議条例	1
2	佐那河内村災害対策本部条例	2
3	佐那河内村防災会議委員名簿	3

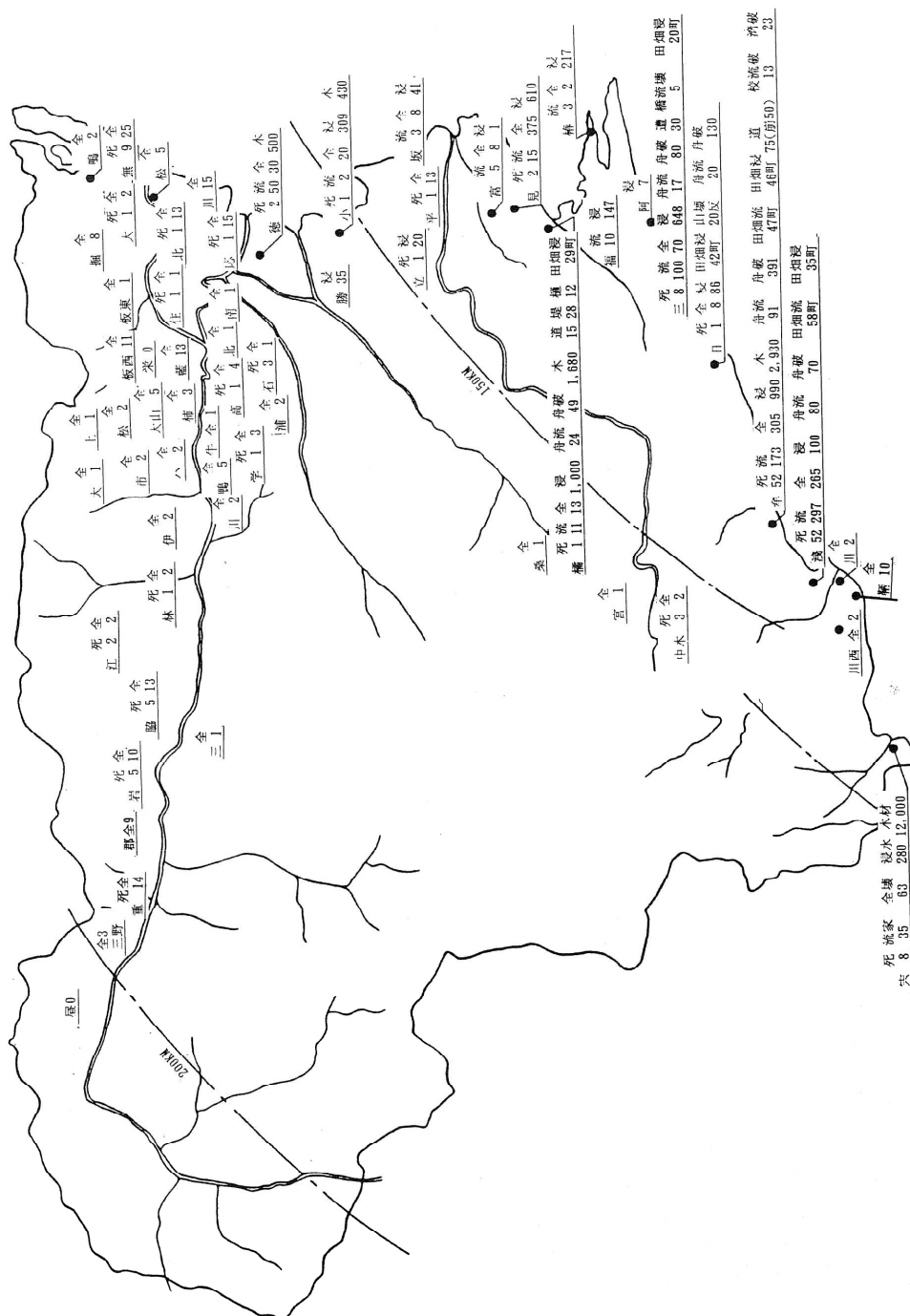
第14章 その他

第1節	火災・災害等即報要領	1
第2節	消火栓設置箇所（143箇所）	15
第3節	防火水槽設置箇所（68箇所）	17
第4節	村内AED設置場所（15箇所）	18
第5節	指定避難所・指定緊急避難場所等	19
第6節	防災関係機関連絡一覧表	21
第7節	佐那河内村自主防災会	23

第3編

第1章 災害記録に関する資料

南海道大地震被害分布図 (昭和21. 12. 21)



2 関東以西の洋上の巨大地震の系統

関東沖	経過	東海沖	経過	南海沖
				684.11.29 天武 13 M 8.1 / 4 約 203 年
				887. 8. 26 (仁和 3) M 8 ~ 8.5 約 212 年
		1096. 12. 17 (永長 1) M 8 ~ 8.5 約 402 年		1099. 2. 22 (康和 1) M 8 ~ 8.3 約 262 年
		1498. 9. 20 (明応 7) M 8.2 ~ 8.4 約 107 年		1361. 8. 3 (正平 16) M 8.1 / 4 ~ 8.5 約 244 年
1604. 2. 3 (慶長 9) M 7.9 約 98 年		1604. 2. 3 (慶長 9) M 7.9 約 102 年		1604. 2. 3 (慶長 9) M 7.9 約 102 年
1703. 12. 31 (元禄 16) M 7.9 ~ 8.2 約 152 年		1707. 10. 28 (宝永 4) M 8.4 約 147 年		1707. 10. 28 (宝永 4) M 8.4 約 147 年
1855. 11. 11 (安政 2) M 6.9 約 68 年		1854. 12. 23 (安政 1) M 8.4 約 90 年		1854. 12. 24 (安政 1) M 8.4 約 92 年
1923. 9. 1 (大正 12) M 7.9		1944. 12. 7 (昭和 19) M 7.9		1946. 12. 21 (昭和 21) M 8.0

3 主な大地震

年月日	和歴	規模 M	地域	被害 ・ 摘要
684. 11. 29	天武13		土佐その他 南海・東海・西海	山崩れ、家屋社寺、人畜の死傷者多く、津波来襲 南海トラフ沿いの巨大地震と思われる
887. 8. 26	仁和3	8～8.5	五畿、七道	京都で民家・感謝の倒壊、圧死多数、津浪被害大 南海トラフ沿いの巨大地震と思われる
1096. 12. 17	永長1	8～8.5	畿内、東海道	大極殿小破、東大寺巨鐘落ちる、津波社寺・民家400余 流出、東海沖の巨大地震とみられる
1099. 2. 22	康和1	8～8.3	南海道・畿内	興福寺、摂津天王寺で被害、土佐で田千余町海に沈下
1331. 8. 15	元弘1	7	紀伊	田辺市の遠干潟20余町隆起
1360. 11. 22	正平15	7.5～8	紀伊・摂津	津波が尾鷲から摂津兵庫まで来襲、人馬牛の死多く
1361. 8. 3	正平16	8～8.5	畿内・土佐・阿波	摂津四天王寺の金堂転倒、津波で摂津・阿波・土佐に被害
1498. 9. 20	明応7	8.2～8.4	東海道全般	紀伊から房総までの海岸と甲斐で震動大、溺流死4万1 千。南海トラフ沿いの巨大地震と思われる
1586. 1. 18	天正13	7.8	畿内・東海・東山北陸 諸道	飛騨・美濃・伊勢・近江・阿波などで被害
1605. 2. 3	慶長9	7.9	東海・南海・西海諸道	慶長地震、津波が犬吠埼から九州太平洋岸まで来襲、阿 波穴喰で死者1,500余等
1707. 10. 28	宝永4	8.4	五畿・七道	宝永地震、死者2万、潰家6万、流出家2万、遠州灘沖及び 紀伊半島沖で二つの巨大地震が同時発生
1789. 5. 11	寛政1	7.0	阿波	阿波富岡町で文殊院や町屋の土蔵に被害
1854. 12. 23	安政1	8.4	東海・東山・南海諸道	安政東海地震、被害は関東から近畿、津波が房総から土 佐の沿岸、死者2～3千人、潰・焼失約3万軒
1854. 12. 24	安政	8.4	畿内・東海・東山・北 陸・南海・山陰・山陽 道	安政東海地震、被害は中部から九州、室戸・串本で約1m 隆起、甲浦・加太で約1m 沈下
1906. 6. 2	明治38		安芸灘	芸予地震、死者11、家屋全壊64
1946. 12. 21	昭和21	8.0	南海道沖	南海道地震、死者1,330、家屋全壊11,591、半壊23,487、 流失2,598、流失1,451、室戸・紀伊半島隆起、須崎・甲 浦沈下、津波
1955. 7. 27	昭和30	6.4	徳島県南部	死者1、負傷者8、山崩れ
1960. 5. 23	昭和35	8.5	チリ沖	チリ地震津波、死者不明者142、家屋全壊1,500余、半壊 2,000余（津波被害）
1995. 1. 17	平成7	7.2	兵庫県南部	兵庫県南部地震、阪神・淡路大震災、死者不明者6,437 負傷者43,792、全壊104,906、半壊144,274、全半焼7,132 一部地域で震度7
2000. 10. 6	平成12	7.3	鳥取県西部	建物全壊435棟、半壊3,101棟
2003. 9. 26	平成15	8.0	北海道十勝沖	死者・行方不明者2人、建物全壊16棟、半壊368棟
2005. 3. 20	平成17	7.0	福岡県西方沖	死者人、建物全壊133棟、半壊244棟
2011. 3. 11	平成23	9.0	宮城県・福島県	東北地方太平洋沖地震、東日本大震災、死者不明者19,82 4、負傷者6,121人、全壊118,621棟、半壊181,801、全半 壊7,132（2011年10月現在）、被害の多くは巨大津波によ るもの

(注) 理科年表による。

(注) 徳島県に被害のあったと思われる地震。

第3編

第2章 関係法令に関する資料

第2章 関係法令に関する資料

1 災害対策基本法（抜粋）

昭和36年11月15日法律第223号

最終改正：令和 3年 5月10日法律第 30号

（市町村の責務）

第五条 市町村は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

3 消防機関、水防団その他市町村の機関は、その所掌事務を遂行するにあつては、第一項に規定する市町村の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

（地方公共団体相互の協力）

第五条の二 地方公共団体は、第四条第一項及び前条第一項に規定する責務を十分に果たすため必要があるときは、相互に協力するように努めなければならない。

（国及び地方公共団体とボランティアとの連携）

第五条の三 国及び地方公共団体は、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努めなければならない。

（指定公共機関及び指定地方公共機関の責務）

第六条 指定公共機関及び指定地方公共機関は、基本理念にのっとり、その業務に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、この法律の規定による国、都道府県及び市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行われるように、その業務について、当該都道府県又は市町村に対し、協力する責務を有する。

2 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、それぞれその業務を通じて防災に寄与しなければならない。

（住民等の責務）

第七条 地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、基本理念にのっとり、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。

2 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、基本理念にのっとり、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する防災に関する施策に協力するように努めなければならない。

3 前二項に規定するもののほか、地方公共団体の住民は、基本理念にのっとり、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めなければならない。

（市町村防災会議）

第十六条 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、市町村防災会議を置く。

2 前項に規定するもののほか、市町村は、協議により規約を定め、共同して市町村防災会議を設置

することができる。

- 3 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときその他市町村防災会議を設置することが不適当又は困難であるときは、第一項の規定にかかわらず、市町村防災会議を設置しないことができる。
- 4 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を設置しないこととしたとき（第二項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときを除く。）は、速やかにその旨を都道府県知事に報告しなければならない。
- 5 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
- 6 市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例（第二項の規定により設置された市町村防災会議にあつては、規約）で定める。

（関係行政機関等に対する協力要求）

第二十一条 都道府県防災会議及び市町村防災会議（地方防災会議の協議会を含む。以下次条において「地方防災会議等」という。）は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

（市町村災害対策本部）

第二十三条の二 市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部を設置することができる。

- 2 市町村災害対策本部の長は、市町村災害対策本部長とし、市町村長をもつて充てる。
- 3 市町村災害対策本部に、市町村災害対策副本部長、市町村災害対策本部員その他の職員を置き、当該市町村の職員又は当該市町村の区域を管轄する消防長若しくはその指名する消防吏員のうちから、当該市町村の市町村長が任命する。
- 4 市町村災害対策本部は、市町村地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。この場合において、市町村災害対策本部は、必要に応じ、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との連携の確保に努めなければならない。
 - 一 当該市町村の地域に係る災害に関する情報を収集すること。
 - 二 当該市町村の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施すること。
- 5 市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部に、災害地にあつて当該市町村災害対策本部の事務の一部を行う組織として、市町村現地災害対策本部を置くことができる。
- 6 市町村災害対策本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。
- 7 前条第七項の規定は、市町村災害対策本部長について準用する。この場合において、同項中「当該都道府県の」とあるのは、「当該市町村の」と読み替えるものとする。
- 8 前各項に規定するもののほか、市町村災害対策本部に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

第四節 災害時における職員の派遣

（職員の派遣の要請）

第二十九条 都道府県知事又は都道府県の委員会若しくは委員（以下「都道府県知事等」という。）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長又は指定公共機関（独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人に限る。以下この節において同じ。）に対し、当該指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

- 2 市町村長又は市町村の委員会若しくは委員（以下「市町村長等」という。）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定地方行政機関の長又は指定公共機関（その業務の内容その他の事情を勘案して市町村の地域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとしてそれぞれ地域を限って内閣総理大臣が指定するものに限る。次条において「特定公共機関」という。）に対し、当該指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

- 3 都道府県又は市町村の委員会又は委員は、前二項の規定により職員の派遣を要請しようとするときは、あらかじめ、当該都道府県の知事又は当該市町村の市町村長に協議しなければならない。

（職員の派遣のあつせん）

第三十条 都道府県知事等又は市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、指定行政機関、指定地方行政機関若しくは指定公共機関又は指定地方行政機関若しくは特定公共機関の職員の派遣についてあつせんを求めることができる。

- 2 都道府県知事等又は市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、地方自治法第二百五十二条の十七の規定による職員の派遣について、又は同条の規定による職員の派遣若しくは地方独立行政法人法第二百二十四条第一項の規定による職員（指定地方公共機関である同法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人（次条において「特定地方公共機関」という。）の職員に限る。）の派遣についてあつせんを求めることができる。

- 3 前条第三項の規定は、前二項の規定によりあつせんを求めようとする場合について準用する。

（派遣職員の身分取扱い）

第三十二条 都道府県又は市町村は、前条又は他の法律の規定により災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対し、政令で定めるところにより、災害派遣手当を支給することができる。

- 2 前項に規定するもののほか、前条の規定により指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関から派遣された職員の身分取扱いに関し必要な事項は、政令で定める。

（市町村地域防災計画）

第四十二条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

- 2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（第四項において「当該市町村等」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱

二 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画

三 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

- 3 市町村地域防災計画は、前項各号に掲げるもののほか、市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下この項及び次条において「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（同条において「地区防災計画」という。）について定めることができる。

- 4 市町村防災会議は、市町村地域防災計画を定めるに当たつては、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。

- 5 市町村防災会議は、第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

- 6 都道府県知事は、前項の規定により市町村地域防災計画について報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

- 7 第二十一条の規定は、市町村長が第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正する場合について準用する。

（防災訓練義務）

第四十八条 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ又は他の災害予

防責任者と共同して、防災訓練を行わなければならない。

- 2 都道府県公安委員会は、前項の防災訓練の効果的な実施を図るため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該防災訓練の実施に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。
- 3 災害予防責任者の属する機関の職員その他の従業員又は災害予防責任者の使用人その他の従業者は、防災計画及び災害予防責任者の定めるところにより、第一項の防災訓練に参加しなければならない。
- 4 災害予防責任者は、第一項の防災訓練を行おうとするときは、住民その他関係のある公私の団体に協力を求めることができる。

第三節 避難行動要支援者名簿の作成等

（避難行動要支援者名簿の作成）

第四十九条の十 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下この条及び次条第一項において「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならない。

- 2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。
 - 一 氏名
 - 二 生年月日
 - 三 性別
 - 四 住所又は居所
 - 五 電話番号その他の連絡先
 - 六 避難支援等を必要とする事由
 - 七 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項
- 3 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- 4 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

（名簿情報の利用及び提供）

第四十九条の十一 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

- 2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百九条第一項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（次項、第四十九条の十四第三項第一号及び第四十九条の十五において「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によつて識別される特定の個人をいう。次項において同じ。）の同意が得られない場合は、この限りでない。
- 3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

（名簿情報を提供する場合における配慮）

第四十九条の十二 市町村長は、前条第二項又は第三項の規定により名簿情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止の

ために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（秘密保持義務）

第四十九条の十三 第四十九条の十一第二項若しくは第三項の規定により名簿情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第五章 災害応急対策

第一節 通則

（災害応急対策及びその実施責任）

第五十条 災害応急対策は、次に掲げる事項について、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するために行うものとする。

- 一 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
 - 二 消防、水防その他の応急措置に関する事項
 - 三 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
 - 四 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
 - 五 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
 - 六 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項
 - 七 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
 - 八 緊急輸送の確保に関する事項
 - 九 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項
- 2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮して、災害応急対策を実施しなければならない。

（情報の収集及び伝達等）

第五十一条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者（以下「災害応急対策責任者」という。）は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めなければならない。

- 2 災害応急対策責任者は、前項の災害に関する情報の収集及び伝達に当たっては、地理空間情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項に規定する地理空間情報をいう。）の活用に努めなければならない。
- 3 災害応急対策責任者は、災害に関する情報を共有し、相互に連携して災害応急対策の実施に努めなければならない。

（市町村長の警報の伝達及び警告）

第五十六条 市町村長は、法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を知ったとき、法令の規定により自ら災害に関する警報をしたとき、又は前条の通知を受けたときは、地域防災計画の定めるところにより、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。

- 2 市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告をするに当たっては、要配慮者に対して、その円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう必要な情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。

（警報の伝達等のための通信設備の優先利用等）

第五十七条 前二条の規定による通知、要請、伝達又は警告が緊急を要するものである場合において、

その通信のため特別の必要があるときは、都道府県知事又は市町村長は、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、政令で定めるところにより、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、若しくは有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）第三条第四項第四号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用し、又は放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者に放送を行うことを求め、若しくはインターネットを利用した情報の提供に関する事業活動であつて政令で定めるものを行う者にインターネットを利用した情報の提供を行うことを求めることができる。

第三節 事前措置及び避難

（市町村長の避難の指示等）

- 第六十条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。
- 2 前項の規定により避難のための立退きを指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先として指定緊急避難場所その他の避難場所を指示することができる。
 - 3 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。
 - 4 市町村長は、第一項の規定により避難のための立退きを指示し、若しくは立退き先を指示し、又は前項の規定により緊急安全確保措置を指示したときは、速やかに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。
 - 5 市町村長は、避難の必要がなくなつたときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。前項の規定は、この場合について準用する。
 - 6 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたときは、当該市町村の市町村長が第一項から第三項まで及び前項前段の規定により実施すべき措置の全部又は一部を当該市町村長に代わつて実施しなければならない。
 - 7 都道府県知事は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。
 - 8 第六項の規定による都道府県知事の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

（警察官等の避難の指示）

- 第六十一条 前条第一項又は第三項の場合において、市町村長が同条第一項に規定する避難のための立退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示することができる。
- 2 前条第二項の規定は、警察官又は海上保安官が前項の規定により避難のための立退きを指示する場合について準用する。
 - 3 警察官又は海上保安官は、第一項の規定により避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示したときは、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。
 - 4 前条第四項及び第五項の規定は、前項の通知を受けた市町村長について準用する。

第四節 応急措置等

（市町村の応急措置）

- 第六十二条 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、消防、水防、救助その他災害の発生を防ぎよ禦し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置（以下「応急措置」という。）をすみやかに実施しなければならない。
- 2 市町村の委員会又は委員、市町村の区域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者その他法令の規定により応急措置の実施の責任を有する者は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又は

まさに発生しようとしているときは、地域防災計画の定めるところにより、市町村長の所轄の下にその所掌事務若しくは所掌業務に係る応急措置を実施し、又は市町村長の実施する応急措置に協力しなければならない。

（市町村長の警戒区域設定権等）

第六十三条 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

2 前項の場合において、市町村長若しくはその委任を受けて同項に規定する市町村長の職権を行なう市町村の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、同項に規定する市町村長の職権を行なうことができる。この場合において、同項に規定する市町村長の職権を行なつたときは、警察官又は海上保安官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

3 第一項の規定は、市町村長その他同項に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八十三条第二項の規定により派遣を命ぜられた同法第八条に規定する部隊等の自衛官（以下「災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官」という。）の職務の執行について準用する。この場合において、第一項に規定する措置をとつたときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

4 第六十一条の二の規定は、第一項の規定により警戒区域を設定しようとする場合について準用する。

（応急公用負担等）

第六十四条 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該市町村の区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

2 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるもの（以下この条において「工作物等」という。）の除去その他必要な措置をとることができる。この場合において、工作物等を除去したときは、市町村長は、当該工作物等を保管しなければならない。

3 市町村長は、前項後段の規定により工作物等を保管したときは、当該工作物等の占有者、所有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下この条において「占有者等」という。）に対し当該工作物等を返還するため、政令で定めるところにより、政令で定める事項を公示しなければならない。

4 市町村長は、第二項後段の規定により保管した工作物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又はその保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、政令で定めるところにより、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。

5 前三項に規定する工作物等の保管、売却、公示等に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき占有者等の負担とし、その費用の徴収については、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）第五条及び第六条の規定を準用する。

6 第三項に規定する公示の日から起算して六月を経過してもなお第二項後段の規定により保管した工作物等（第四項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該工作物等の所有権は、当該市町村長の統轄する市町村に帰属する。

7 前条第二項の規定は、第一項及び第二項前段の場合について準用する。

8 第一項及び第二項前段の規定は、市町村長その他第一項又は第二項前段に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、第一項又は第二項前段に規定する措置をとつたときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

9 警察官、海上保安官又は災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、第七項において準用する前条第二項又は前項において準用する第二項前段の規定により工作物等を除去したときは、当該工作物等を当該工作物等が設置されていた場所を管轄する警察署長等又は内閣府令で定める自衛隊法第八

条に規定する部隊等の長（以下この条において「自衛隊の部隊等の長」という。）に差し出さなければならない。

この場合において、警察署長等又は自衛隊の部隊等の長は、当該工作物等を保管しなければならない。

- 10 前項の規定により警察署長等又は自衛隊の部隊等の長が行う工作物等の保管については、第三項から第六項までの規定の例によるものとする。ただし、第三項の規定の例により公示した日から起算して六月を経過してもなお返還することができない工作物等の所有権は、警察署長が保管する工作物等にあつては当該警察署の属する都道府県に、政令で定める管区海上保安本部の事務所の長又は自衛隊の部隊等の長が保管する工作物等にあつては国に、それぞれ帰属するものとする。

第六十五条 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、当該市町村の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。

- 2 第六十三条第二項の規定は、前項の場合について準用する。
- 3 第一項の規定は、市町村長その他同項に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、同項に規定する措置をとつたときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

（他の市町村長等に対する応援の要求）

第六十七条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村の市町村長等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

- 2 前項の応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動するものとする。

（都道府県知事等に対する応援の要求等）

第六十八条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

（災害派遣の要請の要求等）

第六十八条の二 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、自衛隊法第八十三条第一項の規定による要請（次項において「要請」という。）をするよう求めることができる。この場合において、市町村長は、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。

- 2 市町村長は、前項の要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。この場合において、当該通知を受けた防衛大臣又はその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、要請を待たないで、自衛隊法第八条に規定する部隊等を派遣することができる。
- 3 市町村長は、前二項の通知をしたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

2 災害救助法（抜粋）

昭和22年10月18日法律第118号

最終改正：令和 3年 5月10日法律第 30号

（救助の対象）

第2条 この法律による救助（以下「救助」という。）は、この法律に別段の定めがある場合を除き、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市（特別区を含む。以下同じ。）町村（第三項及び第十一条において「災害発生市町村」という。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（次条第二項において「指定都市」という。）にあっては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。以下この条並びに次条第一項及び第二項において同じ。）内において当該災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対して、これを行う。

（救助の種類等）

第4条 第二条第一項の規定による救助の種類は、次のとおりとする。

- 一 避難所及び応急仮設住宅の供与
- 二 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 四 医療及び助産
- 五 被災者の救出
- 六 被災した住宅の応急修理
- 七 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- 八 学用品の給与
- 九 埋葬
- 十 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの

2 第二条第二項の規定による救助の種類は、避難所の供与とする。

3 救助は、都道府県知事等が必要があると認めた場合においては、前二項の規定にかかわらず、救助を要する者（埋葬については埋葬を行う者）に対し、金銭を支給してこれを行うことができる。

（事務処理の特例）

第13条 都道府県知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を災害発生市町村等の長が行うことができる。

2 前項の規定により災害発生市町村等の長が行う事務を除くほか、災害発生市町村等の長は、都道府県知事が行う救助を補助するものとする。

（繰替支弁）

第29条 災害救助基金が第二十三条の規定による最少額を超えて積み立てられている都道府県等は、当該最少額を超える部分の金額の範囲内において、災害救助基金を取り崩すことができる。

3 水防法

昭和24年6月4日法律第193号

最終改正：令和 3年5月10日法律第31号

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。

2 この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合（以下「水防事務組合」という。）若しくは水害予防組合をいう。

3 この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

4 この法律において「消防機関」とは、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第九条に規定する消防の機関をいう。

5 この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。

6 この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくはこう開門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体（第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第四章までにおいて同じ。）の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。第七条第三項において同じ。）及び同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下同じ。）の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長並びに下水道管理者（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項に規定する公共下水道管理者、同法第二十五条の二十三第一項に規定する流域下水道管理者及び同法第二十七条第一項に規定する都市下水路管理者をいう。第七条第四項において同じ。）の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

7 この法律において「量水標等」とは、量水標、験潮儀その他の水位観測施設をいう。

1 この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によつて災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

第二章 水防組織

（市町村の水防責任）

第三条 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

（水防事務組合の設立）

第三条の二 地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果たすことが著しく困難又は不相当であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。

（水害予防組合の区域を水防を行う区域とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置）

第三条の三 水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）第十五条第一項の規定により都道府県知事が水害予防組合を廃止しようとする場合において、当該水害予防組合の区域の全部又は一部について、当該水害予防組合に代るべき水防管理団体として引き続き水防事務組合が設けられるときは、都道府県知事は、同条第三項の規定にかかわらず、当該水害予防組合が、その有する財産及び負債

のうち水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつていゝる財産及びこれらの財産に係る負債以外の財産及び負債の処分を完了したときは、当該水害予防組合を廃止することができる。

- 2 前項の規定により廃止される水害予防組合は、その廃止の日において有する水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつていゝる財産を、当該水害予防組合の区域の全部を水防を行う区域とする一の水防事務組合が設けられる場合においては、当該水防事務組合に、当該水害予防組合の区域について二以上の水防事務組合が設けられる場合又は当該水害予防組合の区域の一部が市町村の水防を行うべき区域となる場合においては、当該水害予防組合と関係水防事務組合又は市町村との協議に基き、関係水防事務組合又は市町村に無償譲渡し、当該水防事務組合又は市町村は、それぞれ、その譲渡される財産に係る負債を引き受けなければならない。この場合においては、当該水害予防組合は、当該財産の譲渡及び負債の引継のために必要な範囲内において、当該財産の譲渡及び負債の引継を完了するまで、なお存続するものとみなす。

（水防事務組合の議会の議員の選挙）

第三条の四 水防事務組合の議会の議員は、組合規約で定めるところにより、関係市町村の議会において、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるもののうちから選挙するものとする。ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があると認められるときは、組合規約で定めるところにより、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものにつき当該市町村の長が推薦した者のうちから選挙することができる。この場合において、市町村の長が推薦した者のうちから選挙される議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数の二分の一をこえてはならない。

- 2 前項の規定により関係市町村の議会において選挙される議員の数は、水防事務組合の行う事業による受益の割合及び防護すべき施設の延長の割合を勘案して定めるものとする。

（水防事務組合の経費の分賦）

第三条の五 水防事務組合の経費の関係市町村に対する分賦は、前条第二項に規定する割合を勘案して定めるものとする。

（都道府県の水防責任）

第三条の六 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

（指定水防管理団体）

第四条 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

（水防の機関）

第五条 水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。

- 2 前条の規定により指定された水防管理団体（以下「指定管理団体」という。）は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない。
- 3 水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。

（水防団）

第六条 水防団は、水防団長及び水防団員をもつて組織する。

- 2 水防団の設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給与及び服務に関する事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

（公務災害補償）

第六条の二 水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

- 2 前項の場合においては、水防管理団体は、当該水防団長若しくは水防団員又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

（退職報償金）

第六条の三 水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合には、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給することができる。

（都道府県の水防計画）

第七条 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

- 2 都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。
- 3 都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者（河川法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区内の一級河川の管理の一部を行う場合にあっては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下同じ。）による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県知事が、当該都道府県の水防計画に水防管理団体が行う水防のための活動に下水道管理者の協力が必要な事項を記載しようとする場合について準用する。
- 5 都道府県知事は、第一項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会（次条第一項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあっては、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十四条第一項に規定する都道府県防災会議とする。）に諮らなければならない。
- 6 二以上の都府県に係る水防事務については、関係都府県知事は、あらかじめ協定して当該都府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とする。
- 7 都道府県知事は、第一項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

（都道府県水防協議会）

第八条 都道府県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、都道府県に都道府県水防協議会を置くことができる。

- 2 都道府県水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。
- 3 都道府県水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。
- 4 会長は、都道府県知事をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に係りのある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事が命じ、又は委嘱する。
- 5 前各項に定めるものの外、都道府県水防協議会に関し必要な事項は、当該都道府県条例で定める。

第三章 水防活動

（河川等の巡視）

第九条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防、津波防護施設（津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第二条第十項に規定する津波防護施設をいう。以下この条において同じ。）等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防、津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

い。

（国の機関が行う洪水予報等）

第十条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、

通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 国土交通大臣は、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 3 都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者（量水標等の管理者をいう。以下同じ。）に、その受けた通知に係る事項（量水標管理者にあつては、洪水又は高潮に係る事項に限る。）を通知しなければならない。

（都道府県知事が行う洪水予報）

第十一条 都道府県知事は、前条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

（水位の通報及び公表）

第十二条 都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第十条第三項若しくは前条第一項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

- 2 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位（前項の通報水位を超える水位であつて洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。）を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

（国土交通大臣又は都道府県知事が行う水位情報の通知及び周知）

第十三条 国土交通大臣は、第十条第二項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 都道府県知事は、第十条第二項又は第十一条第一項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

（関係市町村長への通知）

第十三条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する公共下水道等（下水道法第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路をいう。以下この条及び第十四条の二において同じ。）の排水施設等（排水施設又はこれを補完するポンプ施設若しくは貯留施設をいう。以下この条において同じ。）で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位（雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位（公共下水道等の排水施設等の底面から水面までの高さをいう。以下この

条において同じ。）をいう。次項において同じ。）を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 市町村長は、当該市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該市町村の存する都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

（都道府県知事が行う高潮に係る水位情報の通知及び周知）

第十三条の三 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、高潮特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を当該海岸の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

（関係市町村長への通知）

第十三条の四 第十条第二項若しくは第十三条第一項の規定により通知をした国土交通大臣又は第十一条第一項、第十三条第二項、第十三条の二第一項若しくは前条の規定により通知をした都道府県知事は、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの指示又は同条第三項の規定による緊急安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。

（洪水浸水想定区域）

第十四条 国土交通大臣は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。以下同じ。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

- 一 第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川
- 二 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第三条第一項の規定により指定した河川
- 三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの
- 2 都道府県知事は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。
 - 一 第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川
 - 二 特定都市河川浸水被害対策法第三条第四項から第六項までの規定により指定した河川
 - 三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの
- 3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

（雨水出水浸水想定区域）

第十四条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るた

め、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第一項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

- 一 第十三条の二第一項の規定による指定に係る排水施設
 - 二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設
 - 三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項の規定により指定され、又は同条第四項、同条第五項において準用する同条第三項若しくは同条第六項の規定により指定した特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設
 - 四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設
- 2 市町村長は、当該市町村が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第二項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。
- 一 第十三条の二第二項の規定による指定に係る排水施設
 - 二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設
 - 三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第四項から第六項までの規定により指定された特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設
 - 四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設
- 3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 4 都道府県知事又は市町村長は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、都道府県知事にあつては、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

（高潮浸水想定区域）

- 第十四条の三 都道府県知事は、次に掲げる海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。
- 一 第十三条の三の規定により指定した海岸
 - 二 前号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域内に存する海岸のうち高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの
- 2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 4 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

（浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置）

- 第十五条 市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、第十四条第一項若しくは第二項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項若しくは第二項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定

区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

- 一 洪水予報等（第十条第一項若しくは第二項又は第十一条第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官又は都道府県知事及び気象庁長官が行う予報、第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二又は第十三条の三の規定により国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長が通知し又は周知する情報その他の人的災害を生ずるおそれがある洪水、雨水出水又は高潮に関する情報をいう。次項において同じ。）の伝達方法
 - 二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
 - 三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項
 - 四 浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるものロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるものハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（第十五条の四において「大規模工場等」という。）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの
 - 五 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- 2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。
 - 一 前項第四号イに掲げる施設（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。） 当該施設の所有者又は管理者及び次条第九項に規定する自衛水防組織の構成員
 - 二 前項第四号ロに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の三第七項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）
 - 三 前項第四号ハに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の四第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）
 - 3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者（第十五条の十一において「住民等」という。）に周知させるため、これらの事項（次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。
 - 一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の土砂災害警戒区域同法第八条第三項に規定する事項
 - 二 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域 同法第五十五条に規定する事項

（地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等）

- 第十五条の二 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。
- 2 前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であつてその配置その他の状況に照らし当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。
 - 3 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。
 - 4 前二項の規定は、第一項に規定する計画の変更について準用する。

- 5 市町村長は、第一項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第一項に規定する計画を共同して作成するよう勧告をすることができる。
- 6 市町村長は、第一項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- 7 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 8 第一項の地下街等（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。以下この条において同じ。）の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。
- 9 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かななければならない。
- 10 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の三 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

- 2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- 4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。
- 6 市町村長は、第二項又は前項の規定により報告を受けたときは、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。
- 7 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。
- 8 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

（大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の四 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

- 2 前項の大規模工場等の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定め

る事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

（市町村防災会議の協議会が設置されている場合の準用）

第十五条の五 第十五条から前条までの規定は、災害対策基本法第十七条第一項の規定により水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第十五条第一項中「市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする）」とあるのは「市町村防災会議の協議会（災害対策基本法第十七条第一項に規定する市町村防災会議の協議会をいう）」と、「市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう）」とあるのは「市町村相互間地域防災計画（同法第四十四条第一項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう）」と、同条第二項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、同項、同条第三項、第十五条の二第一項及び第五項、第十五条の三第一項並びに前条第一項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

（浸水被害軽減地区の指定等）

- 第十五条の六 水防管理者は、洪水浸水想定区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域（河川法第六条第一項に規定する河川区域をいう。）を除く。）内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であつて浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができる。
- 2 水防管理者は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする区域をその区域に含む市町村の長の意見を聴くとともに、当該指定をしようとする区域内の土地の所有者の同意を得なければならない。
 - 3 水防管理者は、第一項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該浸水被害軽減地区を公示するとともに、その旨を当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長及び当該浸水被害軽減地区内の土地の所有者に通知しなければならない。
 - 4 第一項の規定による指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。
 - 5 前三項の規定は、第一項の規定による指定の解除について準用する。

（標識の設置等）

- 第十五条の七 水防管理者は、前条第一項の規定により浸水被害軽減地区を指定したときは、国土交通省令で定める基準を参酌して、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、浸水被害軽減地区の区域内に、浸水被害軽減地区である旨を表示した標識を設けなければならない。
- 2 浸水被害軽減地区内の土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
 - 3 何人も、第一項の規定により設けられた標識を水防管理者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。
 - 4 水防管理団体は、第一項の規定による行為により損失を受けた者に対して、時価によりその損失を補償しなければならない。

（行為の届出等）

- 第十五条の八 浸水被害軽減地区内の土地において土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を水防管理者に届け出なければならない。ただし、通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。
- 2 水防管理者は、前項の規定による届出を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該届出の内容を、当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長に通知しなければならない。
 - 3 水防管理者は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該浸水被害軽減地区が有する浸水の拡大を抑制する効用を保全するため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

（大規模氾濫減災協議会）

第十五条の九 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。）を組織するものとする。

- 2 大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもって構成する。
 - 一 国土交通大臣
 - 二 当該河川の存する都道府県の知事
 - 三 当該河川の存する市町村の長
 - 四 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
 - 五 当該河川の河川管理者
 - 六 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長
 - 七 第三号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者
- 3 大規模氾濫減災協議会において協議が調った事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

（都道府県大規模氾濫減災協議会）

第十五条の十 都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。）を組織することができる。

- 2 都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもって構成する。
 - 一 当該都道府県知事
 - 二 当該河川の存する市町村の長
 - 三 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
 - 四 当該河川の河川管理者
 - 五 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長
 - 六 第二号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者
- 3 前条第三項及び第四項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。この場合において、同項中「前三項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。

（予想される水災の危険の周知等）

第十五条の十一 市町村長は、当該市町村の区域内に存する河川（第十条第二項、第十一条第一項又は第十三条第一項若しくは第二項の規定により指定された河川を除く。）のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

（河川管理者の援助等）

- 第十五条の十二 河川管理者は、第十五条の六第一項の規定により浸水被害軽減地区の指定をしようとする水防管理者及び前条の規定により浸水した地点、その水深その他の状況を把握しようとする市町村長に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとする。
- 2 河川管理者は、前項の規定による援助を行うため必要があると認めるときは、河川法第五十八条の八第一項の規定により指定した河川協力団体に必要な協力を要請することができる。

（水防警報）

- 第十六条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。
- 2 国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県

知事に通知しなければならない。

- 3 都道府県知事は、第一項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に係りのある機関に通知しなければならない。
- 4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

（水防団及び消防機関の出動）

第十七条 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

（優先通行）

第十八条 都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならない。

（緊急通行）

第十九条 水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

（水防信号）

第二十条 都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。

- 2 何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

（警戒区域）

第二十一条 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

- 2 前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

（警察官の援助の要求）

第二十二条 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

（応援）

第二十三条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。

- 2 応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。
- 3 第一項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。
- 4 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

（居住者等の水防義務）

第二十四条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

（決壊の通報）

第二十五条 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。

（決壊後の処置）

第二十六条 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

（水防通信）

第二十七条 何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるように協力しなければならない。

2 国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

（公用負担）

第二十八条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

2 前項に規定する場合において、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる。

3 水防管理団体は、前二項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

（立退きの指示）

第二十九条 洪水、雨水出水、津波又は高潮によつて氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

（知事の指示）

第三十条 水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

（重要河川における国土交通大臣の指示）

第三十一条 二以上の都府県に関係がある河川で、公共の安全を保持するため特に重要なものの水防上緊急を要するときは、国土交通大臣は、都道府県知事、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

（特定緊急水防活動）

第三十二条 国土交通大臣は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動（以下この条及び第四十三条の二において「特定緊急水防活動」という。）を行うことができる。

一 当該災害の発生に伴い浸入した水の排除

二 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの

2 国土交通大臣は、前項の規定により特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨を通知しなければならない。特定緊急水防活動を終了しようとするときも、同様とする。

3 第一項の規定により国土交通大臣が特定緊急水防活動を行う場合における第十九条、第二十一条、第二十二条、第二十五条、第二十六条及び第二十八条の規定の適用については、第十九条第一項中「水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者」とあり、第二十一条第一項中「水防団長、水防団員又は消防機関に属する者」とあり、及び同条第二項中「水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者」とあるのは「国土交通省の職員」と、第十九条第

二項及び第二十八条第三項中「水防管理団体」とあるのは「国」と、第二十二條中「水防管理者」とあり、第二十五條中「水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者」とあり、第二十六條中「水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者」とあり、及び第二十八條第一項中「水防管理者、水防団長又は消防機関の長」とあるのは「国土交通大臣」とする。

（水防訓練）

第三十二條の二 指定管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

2 指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。

（津波避難訓練への参加）

第三十二條の三 津波防災地域づくりに関する法律第五十三條第一項の津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、同法第五十四條第一項第三号に規定する津波避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならない。

第四章 指定水防管理団体

（水防計画）

第三十三條 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会（次条第一項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。）を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第十六條第一項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。

3 指定管理団体の水防管理者は、第一項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。

4 第七條第二項から第四項までの規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

（水防協議会）

第三十四條 指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

2 指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

3 指定管理団体の水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。

4 会長は、指定管理団体の水防管理者をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。

5 前各項に定めるもののほか、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

（水防団員の定員の基準）

第三十五條 都道府県は、条例で、指定管理団体の水防団員の定員の基準を定めることができる。

第五章 水防協力団体

（水防協力団体の指定）

第三十六條 水防管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

2 水防管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 水防協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、

その旨を水防管理者に届け出なければならない。

- 4 水防管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（水防協力団体の業務）

第三十七条 水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。
- 二 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。
- 三 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- 四 水防に関する調査研究を行うこと。
- 五 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（水防団等との連携）

第三十八条 水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。

（監督等）

第三十九条 水防管理者は、第三十七条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、水防協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

- 2 水防管理者は、水防協力団体が第三十七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、水防協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 3 水防管理者は、水防協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。
- 4 水防管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

（情報の提供等）

第四十条 国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

第六章 費用の負担及び補助

（水防管理団体の費用負担）

第四十一条 水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

（利益を受ける市町村の費用負担）

第四十二条 水防管理団体の水防によつて当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、前条の規定にかかわらず、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

- 2 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。
- 3 前項の規定による協議が成立しないときは、水防管理団体又は市町村は、その区域の属する都道府県の知事にあつせんを申請することができる。
- 4 都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいてあつせんをしようとする場合において、当事者のうちにその区域が他の都府県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の都府県の知事と協議しなければならない。

（都道府県の費用負担）

第四十三条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務に要する費用は、当該都道府県の負担とする。

（国の費用負担）

第四十三条の二 第三十二条第一項の規定により国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする。

（費用の補助）

第四十四条 都道府県は、第四十一条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対して補助することができる。

- 2 国は、前項の規定により都道府県が水防管理団体に対して補助するときは、当該補助金額のうち、二以上の都道府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水による国民経済に与える影響が重大なものの政令で定める水防施設の設置に係る金額の二分の一以内を、予算の範囲内において、当該都道府県に対して補助することができる。
- 3 前項の規定により国が都道府県に対して補助する金額は、当該水防施設の設置に要する費用の三分の一に相当する額以内とする。

第七章 雑則

（第二十四条の規定により水防に従事した者に対する災害補償）

第四十五条 第二十四条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

（表彰）

第四十六条 国土交通大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労があると認められるものに対し、国土交通省令で定めるところにより、表彰を行うことができる。

（報告）

第四十七条 国土交通大臣及び消防庁長官は、都道府県又は水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

- 2 都道府県知事は、都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

（勧告及び助言）

第四十八条 国土交通大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又は助言をすることができる。

（資料の提出及び立入り）

第四十九条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

- 2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（消防事務との調整）

第五十条 水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あらかじめ市町村長と協議しておかなければならない。

（権限の委任）

第五十一条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第八章 罰則

第五十二条 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 2 前項の者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

第五十三条 刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百二十一条の規定の適用がある場合を除き、第二十一条の規定による立入りの禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかつた者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十五条の七第三項の規定に違反した者
- 二 第十五条の八第一項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同項本文に規定する行為をした者

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金又は拘留に処する。

- 一 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を使用し、又はその正当な使用を妨げた者
- 二 第二十条第二項の規定に違反した者
- 三 第四十九条第一項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者

水防法施行規則

平成12年11月21日建設令第44号
最終改正：令和3年12月23日国土交通省令第98号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第三十七条の二の規定に基づき、水防法第三十七条の二の規定により地方整備局長又は北海道開発局長に委任する権限を定める省令を次のように定める。

（洪水想定区域の指定）

第一条 水防法（以下「法」という。）第十四条第一項に規定する洪水浸水想定区域（以下単に「洪水浸水想定区域」という。）の指定は、同項に規定する想定最大規模降雨（以下単に「想定最大規模降雨」という。）によって堤防その他の施設（以下「堤防等」という。）の決壊又はいつ溢流が想定される地点を相当数選定して行うものとする。

- 2 洪水浸水想定区域の指定に当たっては、堤防等の構造及び管理の状況を勘案するものとする。
- 3 第一項の規定により選定する地点には、当該地点における堤防等の決壊又は溢流により浸水が想定される区域につき、当該区域が相当規模となるもの又は浸水した場合に想定される水深が相当な深さとなるものが含まれなければならない。
- 4 第一項の規定により選定された地点における堤防等の決壊又は溢流により浸水が想定される区域が重複するときは、当該区域の全部をあわせた区域を一の区域とするものとする。
- 5 前項の場合において、重複する区域において想定される水深が第一項の規定により選定された地点により異なるときは、最大のものを想定される水深とする。
- 6 洪水浸水想定区域の指定は、想定最大規模降雨により、地上部分の浸水は想定されない地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。以下同じ。）であって、当該地下街等と連続する施設から浸水するものの存する区域を含めて行うことができる。

（洪水浸水想定区域の指定の際の明示事項）

第二条 法第十四条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 指定の区域
- 二 浸水した場合に想定される水深
- 三 浸水した場合に想定される浸水の継続時間（長時間にわたり浸水するおそれのある場合に限る。以下「浸水継続時間」という。）
- 四 河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第十条の二第二号イに規定する基本高水の設定の前提となる降雨（第三条第二項において「計画降雨」という。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深

（洪水浸水想定区域等の公表）

第三条 法第十四条第三項の規定による同条第二項の国土交通省令で定める事項の公表は、当該事項を定めた旨について、国土交通大臣にあっては官報により、都道府県知事にあっては当該都道府県の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うとともに、これらを表示した図面を関係地方整備局若しくは北海道開発局又は都道府県知事の指定する場所において閲覧に供することにより行うものとする。

- 2 前項の図面には、洪水浸水想定区域の指定の前提となる降雨が想定最大規模降雨であること（前条第四号に掲げる事項を表示した図面にあっては、当該図面の前提となる降雨が計画降雨であること）を明示しなければならない。

（雨水出水浸水想定区域の指定）

第四条 法第十四条の二第一項に規定する雨水出水浸水想定区域（以下単に「雨水出水浸水想定区域」という。）の指定は、下水道から河川その他の公共の水域又は海域（以下この項において「河川等」という。）に雨水を放流する地点における当該河川等の水位の見込み、下水道の配置及び構造の状況等を勘案して行うものとする。

- 2 第一条第六項の規定は、雨水出水浸水想定区域の指定について準用する。

（雨水出水浸水想定区域の指定の際の明示事項）

第五条 法第十四条の二第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 指定の区域
- 二 浸水した場合に想定される水深
- 三 浸水継続時間
- 四 主要な地点における一定の時間ごとの水深の変化

（雨水出水浸水想定区域等の公表）

第六条 法第十四条の二第三項の規定による同条第二項の国土交通省令で定める事項の公表は、当該事項を定めた旨について、都道府県又は市町村の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うとともに、これらを表示した図面を都道府県知事又は市町村長の指定する場所において閲覧に供することにより行うものとする。

- 2 前項の図面には、雨水出水浸水想定区域の指定の前提となる降雨が想定最大規模降雨であることを明示しなければならない。

（高潮浸水想定区域の指定）

第七条 法第十四条の三第一項に規定する高潮浸水想定区域（以下単に「高潮浸水想定区域」という。）の指定は、同項に規定する想定し得る最大規模の高潮であって国土交通大臣が定める基準に該当するものによって堤防等の決壊が想定される当該海岸の全ての区間において堤防等が決壊することを想定して行うものとする。

- 2 高潮浸水想定区域の指定に当たっては、堤防等の構造及び管理の状況を勘案するものとする。
- 3 前項の場合には、都道府県知事は、堤防等の構造及び管理の状況について、海岸管理者その他の関係のある施設の管理者の意見を聴くものとする。
- 4 第一条第六項の規定は、高潮浸水想定区域の指定について準用する。この場合において、同項中「想定最大規模降雨」とあるのは、「想定し得る最大規模の高潮であって国土交通大臣が定める基準に該当するもの」と読み替えるものとする。

（高潮浸水想定区域の指定の際の明示事項）

第八条 法第十四条の三第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 指定の区域
- 二 浸水した場合に想定される水深
- 三 浸水継続時間

（高潮浸水想定区域等の公表）

第九条 法第十四条の三第三項の規定による同条第二項の国土交通省令で定める事項の公表は、当該事項を定めた旨について、都道府県の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うとともに、これらを表示した図面を都道府県知事の指定する場所において閲覧に供することにより行うものとする。

- 2 前項の図面には、高潮浸水想定区域の指定の前提となる高潮が想定し得る最大規模の高潮であって国土交通大臣が定める基準に該当するものであることを明示しなければならない。

（大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準）

第十条 法第十五条第一項第四号ハの国土交通省令で定める基準は、工場、作業場又は倉庫で、延べ面積が一万平方メートル以上のものであることとする。

（市町村地域防災計画において定められた事項を住民等に周知させるための必要な措置）

第十一条 法第十五条第三項の住民、滞在者その他の者（以下この条において「住民等」という。）に周知させるための必要な措置は、次に掲げるものとする。

- 一 第二条第一号及び第二号、第五条第一号及び第二号並びに第八条第一号及び第二号に掲げる事項を表示した図面に市町村地域防災計画において定められた法第十五条第一項各号に掲げる事項（次のイ又はロに掲げる区域をその区域に含む市町村にあっては、それぞれイ又はロに定める事項を含む。）を記載したもの（電子的方式、磁氣的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）を、印刷物の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供すること。

イ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十

七号）第七条第一項の土砂災害警戒区域同法第八条第三項に規定する事項

ロ 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第五十三条第一項の津波災害警戒区域 同法第五十五条に規定する事項

二 前号の図面に表示した事項及び記載した事項に係る情報を、インターネットの利用その他の適切な方法により、住民等がその提供を受けることができる状態に置くこと。

（地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画に定めるべき事項）

第十二条 法第十五条の二第一項の地下街等の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 地下街等における洪水時等の防災体制に関する事項

二 地下街等の利用者の洪水時等の避難の誘導に関する事項

三 地下街等における洪水時等の浸水の防止のための活動に関する事項

四 地下街等における洪水時等の避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項

五 地下街等における洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項

六 自衛水防組織の業務に関する次に掲げる事項

イ 法第二条第三項に規定する水防管理者（以下単に「水防管理者」という。）その他関係者との連絡調整、利用者が避難する際の誘導、浸水の防止のための活動その他の水災による被害の軽減のために必要な業務として自衛水防組織が行う業務に係る活動要領に関する事項

ロ 自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練に関する事項

ハ その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項

七 前各号に掲げるもののほか、地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な措置に関する事項

2 地下街等の所有者又は管理者は、雨水出水に係る前項の計画において同項第二号に掲げる事項を定めるときは、当該地下街等の利用者の全てが安全に避難できることを国土交通大臣が定める方法により確認するものとする。

（統括管理者の設置等）

第十三条 地下街等の自衛水防組織には、統括管理者を置かなければならない。

2 統括管理者は、地下街等の自衛水防組織を統括する。

3 地下街等の自衛水防組織にその業務を分掌する内部組織を編成する場合は、当該内部組織の業務の内容及び活動の範囲を明確に区分し、当該内部組織にその業務の実施に必要な要員を配置するとともに、当該内部組織を統括する者を置くものとする。

（連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者による地下街等の自衛水防組織の設置）

第十四条 法第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者が共同して法第十五条の二第一項に規定する計画を作成するときは、当該地下街等の所有者又は管理者は、共同して自衛水防組織を置くことができる。

（地下街等の自衛水防組織の設置に係る報告事項）

第十五条 法第十五条の二第十項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 統括管理者の氏名及び連絡先

二 自衛水防組織の内部組織の編成及び要員の配置

三 法第十五条第一項第一号に規定する洪水予報等の伝達を受ける構成員の氏名及び連絡先

（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画に定めるべき事項）

第十六条 法第十五条の三第一項の要配慮者利用施設（法第十五条第一項第四号ロに規定する要配慮者利用施設をいう。以下同じ。）の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 要配慮者利用施設における洪水時等の防災体制に関する事項

二 要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の避難の誘導に関する事項

三 要配慮者利用施設における洪水時等の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項

四 要配慮者利用施設における洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項

五 自衛水防組織を置く場合にあっては、当該自衛水防組織の業務に関する次に掲げる事項

- イ 水防管理者その他関係者との連絡調整、利用者が避難する際の誘導その他の水災による被害の軽減のために必要な業務として自衛水防組織が行う業務に係る活動要領に関する事項
 - ロ 自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練に関する事項
 - ハ その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

（自衛水防組織に関する規定の要配慮者利用施設についての準用）

第十七条 第十三条及び第十五条の規定は、要配慮者利用施設の自衛水防組織について準用する。この場合において、同条中「第十五条の二第十項」とあるのは、「第十五条の三第七項」と読み替えるものとする。

（大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画に定めるべき事項）

第十八条 法第十五条の四第一項の大規模工場等（法第十五条第一項第四号ハに規定する大規模工場等をいう。以下同じ。）の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 大規模工場等における洪水時等の防災体制に関する事項
- 二 大規模工場等における洪水時等の浸水の防止のための活動に関する事項
- 三 大規模工場等における洪水時等の浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項
- 四 大規模工場等における洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- 五 自衛水防組織を置く場合にあっては、当該自衛水防組織の業務に関する次に掲げる事項
 - イ 水防管理者その他関係者との連絡調整、浸水の防止のための活動その他の水災による被害の軽減のために必要な業務として自衛水防組織が行う業務に係る活動要領に関する事項
 - ロ 自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練に関する事項
 - ハ その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な措置に関する事項

（自衛水防組織に関する規定の大規模工場等についての準用）

第十九条 第十三条及び第十五条の規定は、大規模工場等の自衛水防組織について準用する。この場合において、同条中「第十五条の二第十項」とあるのは、「第十五条の四第二項」と読み替えるものとする。

（その状況が帯状の盛土構造物が存する土地に類する土地）

第十九条の二 法第十五条の六第一項の国土交通省令で定める土地は、河川の氾濫により流路沿いに繰り返し土砂が堆積し、周囲の土地より高くなった帯状の土地（次条第一項第四号及び第十九条の四第一号ロにおいて「自然堤防」という。）とする。

（浸水被害軽減地区の指定の公示）

第十九条の三 法第十五条の六第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による指定（同条第五項において準用する場合にあっては、指定の解除。以下この項において同じ。）の公示は、次に掲げる事項について、市町村、水防事務組合又は水害予防組合の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うものとする。

- 一 浸水被害軽減地区の指定をする旨
 - 二 当該浸水被害軽減地区の名称及び指定番号
 - 三 当該浸水被害軽減地区の位置
 - 四 当該浸水被害軽減地区内の土地に存する輪中堤防その他の帯状の盛土構造物又は自然堤防の高さ
- 2 前項第三号の浸水被害軽減地区の位置は、次に掲げるところにより明示するものとする。
- 一 市町村、大字、字、小字及び地番
 - 二 平面図

（浸水被害軽減地区の標識の設置の基準）

第十九条の四 法第十五条の七第一項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 次に掲げる事項を明示したものであること。

- イ 浸水被害軽減地区の名称及び指定番号
 - ロ 浸水被害軽減地区内の土地に存する輪中堤防その他の帯状の盛土構造物又は自然堤防の高さ
 - ハ 浸水被害軽減地区の管理者及びその連絡先
 - ニ 標識の設置者及びその連絡先
- 二 浸水被害軽減地区の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けること。

（浸水被害軽減地区内の土地における行為の届出）

第十九条の五 法第十五条の八第一項の規定による届出は、別記様式の届出書を提出して行うものとする。

2 法第十五条の八第一項本文に規定する行為の設計又は施行方法は、計画図により定めなければならない。

3 前項の計画図は、次の表の定めるところにより作成したものでなければならない。

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
浸水被害軽減地区の位置図	浸水被害軽減地区の位置	二千五百分の一以上	
浸水被害軽減地区の現況図	浸水被害軽減地区の形状	二千五百分の一以上	平面図、縦断面図及び横断面図により示すこと。
法第十五条の八第一項本文に規定する行為の計画図	当該行為を行う場所	二千五百分の一以上	
	当該行為を行った後の浸水被害軽減地区の形状	二千五百分の一以上	平面図、縦断面図及び横断面図により示すこと。

（浸水被害軽減地区内の土地における行為の届出書の記載事項）

第十九条の六 法第十五条の八第一項の国土交通省令で定める事項は、同項本文に規定する行為の完了予定日並びに当該行為の対象となる浸水被害軽減地区の名称及び指定番号とする。

（浸水被害軽減地区内の土地における行為の届出の内容の通知）

第十九条の七 法第十五条の八第二項の規定による通知は、第十九条の五第一項の届出書の写しを添付してするものとする。

（氾濫による被害の拡大を防止するための作業）

第二十条 水防法施行令（平成二十三年政令第四百二十八号）第二条第五号の国土交通省令で定める作業は、流水が河川外に流出した場合において、これによる災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために器具又は資材を設置し、水流を制御する作業とする。

（水防協力団体として指定することができる法人に準ずる団体）

第二十一条 法第三十六条第一項の国土交通省令で定める団体は、法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとする。

（権限の委任）

第二十二条 法に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第四十七条第一項及び第四十八条の規定に基づく権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

- 一 法第十条第二項の規定により河川を指定すること。
- 二 法第十三条第一項の規定により河川を指定すること。
- 三 法第十六条第一項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定すること。
- 四 法第三十一条の規定により指示をすること。
- 五 法第四十六条の規定により表彰を行うこと。

4 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法

平成14年7月26日法律第92号

最終改正：令和3年5月10日法律第31号

（目的）

第一条 この法律は、南海トラフ地震による災害が甚大で、かつ、その被災地域が広範にわたるおそれがあることに鑑み、南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、南海トラフ地震防災対策推進地域の指定、南海トラフ地震防災対策推進基本計画等の作成、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定、津波避難対策緊急事業計画の作成及びこれに基づく事業に係る財政上の特別の措置について定めるとともに、地震観測施設等の整備等について定めることにより、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）、地震防災対策特別措置法（平成七年法律第百十一号）その他の地震防災対策に関する法律と相まって、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「南海トラフ」とは、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレート及びユーラシアプレートが接する海底の溝状の地形を形成する区域をいう。

- 2 この法律において「南海トラフ地震」とは、南海トラフ及びその周辺の地域における地殻の境界を震源とする大規模な地震をいう。
- 3 この法律において「地震災害」とは、地震動により直接に生ずる被害及びこれに伴い発生する津波、火事、爆発その他の異常な現象により生ずる被害をいう。
- 4 この法律において「地震防災」とは、地震災害の発生の防止又は地震災害が発生した場合における被害の軽減をあらかじめ図ることをいう。

（南海トラフ地震防災対策推進地域の指定等）

第三条 内閣総理大臣は、南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域を、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）として指定するものとする。

- 2 内閣総理大臣は、前項の規定により推進地域を指定するに当たっては、南海トラフ地震として科学的に想定し得る最大規模のものを想定して行うものとする。
- 3 内閣総理大臣は、第一項の規定による推進地域の指定をしようとするときは、あらかじめ中央防災会議に諮問しなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、第一項の規定による推進地域の指定をしようとするときは、あらかじめ関係都府県の意見を聴かなければならない。この場合において、関係都府県が意見を述べようとするときは、あらかじめ関係市町村の意見を聴かなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、第一項の規定による推進地域の指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。
- 6 前三項の規定は、内閣総理大臣が第一項の規定による推進地域の指定の解除をする場合に準用する。

（基本計画）

第四条 中央防災会議は、前条第一項の規定による推進地域の指定があったときは、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（以下「基本計画」という。）を作成し、及びその実施を推進しなければならない。

- 2 基本計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の円滑かつ迅速な推進の意義に関する事項、国の南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する基本的方針及び基本的な施策に関する事項、南海トラフ地震が発生した場合の災害応急対策の実施に関する基本的方針、南海トラフ地震防災対策推進計画（災害対策基本法第二条第九号に規定する防災業務計画、同条第十号に規定する地域防災計画又は石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第三十一条第一項に規定する石油コンビナート等防災計画のうち、次条第一項各号に掲げる事項について定めた部分をいい、以下「推進計画」という。）及び南海トラフ地震防災対策計画（第七条第一項又は第二項に規定する者が南海トラフ地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関し作成する計画をいい、以下「対策計画」という。）の基本となるべき事項その他推進地域における地震防災対策の推進に関する重要事項について定めるものとする。

- 3 前項の国の南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する基本的な施策に関する事項については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。
- 4 中央防災会議は、基本計画の作成及びその実施の推進に当たっては、南海トラフ地震の発生形態並びに南海トラフ地震に伴い発生する地震動及び津波の規模に応じて予想される災害の事態が異なることに鑑み、あらゆる災害の事態に対応することができるよう適切に配慮するものとする。
- 5 基本計画は、大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第二条第十号に規定する地震防災基本計画と整合性のとれたものでなければならない。
- 6 災害対策基本法第三十四条第二項の規定は、基本計画を作成し、又は変更した場合に準用する。

（推進計画）

第五条 第三条第一項の規定による推進地域の指定があったときは、災害対策基本法第二条第三号に規定する指定行政機関（以下「指定行政機関」という。）の長（指定行政機関が内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項の委員会又は災害対策基本法第二条第三号ロに掲げる機関若しくは同号ニに掲げる機関のうち合議制のものである場合にあっては当該指定行政機関をいい、指定行政機関の長から事務の委任があった場合にあっては当該事務については当該委任を受けた同条第四号に規定する指定地方行政機関（以下「指定地方行政機関」という。）の長をいう。）及び同条第五号に規定する指定公共機関（以下「指定公共機関」という。）（指定公共機関から委任された業務については、当該委任を受けた同条第六号に規定する指定地方公共機関（以下「指定地方公共機関」という。））は同条第九号に規定する防災業務計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 避難施設その他の避難場所、避難路その他の避難経路、避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設その他南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等で政令で定めるものの整備に関する事項
 - 二 南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項
 - 三 南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項
 - 四 関係指定行政機関、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関その他の関係者との連携協力の確保に関する事項
 - 五 前各号に掲げるもののほか、南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項で政令で定めるもの
- 2 前項に規定する指定があったときは、災害対策基本法第二十一条に規定する地方防災会議等（市町村防災会議を設置しない市町村にあっては、当該市町村の市町村長）は同法第二条第十号に規定する地域防災計画において、石油コンビナート等災害防止法第二十七条第一項に規定する石油コンビナート等防災本部及び同法第三十条第一項に規定する防災本部の協議会は同法第三十一条第一項に規定する石油コンビナート等防災計画において、前項各号に掲げる事項を定めるよう努めなければならない。この場合において、市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあっては、当該市町村の市町村長。以下同じ。）は、第十二条第一項に規定する津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項を定めることができる。
- 3 第一項第一号に掲げる事項については、原則として、その具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。
 - 4 推進計画は、基本計画を基本とするものとする。

（推進計画の特例）

第六条 前条第一項又は第二項に規定する者が、大規模地震対策特別措置法第六条第一項又は第二項の規定に基づき、前条第一項各号に掲げる事項を定めたときは、当該事項を定めた部分は、推進計画とみなしてこの法律を適用する。

（対策計画）

第七条 推進地域内において次に掲げる施設又は事業で政令で定めるものを管理し、又は運営することとなる者（第五条第一項に規定する者を除き、南海トラフ地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として基本計画で定める者に限る。）は、あらかじめ、当該施設又は事業ごとに、対策計画を作成しなければならない。

- 一 病院、劇場、百貨店、旅館その他不特定かつ多数の者が出入りする施設
- 二 石油類、火薬類、高圧ガスその他政令で定めるものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設

三 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業

四 前三号に掲げるもののほか、地震防災上の措置を講ずる必要があると認められる重要な施設又は事業

- 2 第三条第一項の規定による推進地域の指定の際、当該推進地域内において前項の政令で定める施設又は事業を現に管理し、又は運営している者（第五条第一項に規定する者を除き、南海トラフ地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として基本計画で定める者に限る。）は、当該指定があった日から六月以内に、対策計画を作成しなければならない。
- 3 対策計画を作成した者は、当該施設の拡大、当該事業の内容の変更等により、対策計画を変更する必要があるときは、遅滞なく当該対策計画を変更しなければならない。
- 4 対策計画は、当該施設又は事業についての南海トラフ地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関する事項その他政令で定める事項について定めるものとする。
- 5 対策計画は、推進計画と矛盾し、又は抵触するものであってはならない。
- 6 第一項又は第二項に規定する者は、対策計画を作成したときは、政令で定めるところにより、遅滞なく当該対策計画を都府県知事に届け出るとともに、その写しを市町村長に送付しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 7 第一項又は第二項に規定する者が前項の届出をしない場合には、都府県知事は、その者に対し、相当の期間を定めて届出をすべきことを勧告することができる。
- 8 都府県知事は、前項の勧告を受けた者が同項の期間内に届出をしないときは、その旨を公表することができる。

（対策計画の特例）

第八条 前条第一項又は第二項に規定する者が、次に掲げる計画又は規程において、法令の規定に基づき、同条第一項の政令で定める施設又は事業に関し同条第四項に規定する事項について定めたときは、当該事項について定めた部分（次項において「南海トラフ地震防災規程」という。）は、当該施設又は事業に係る対策計画とみなしてこの法律を適用する。

- 一 大規模地震対策特別措置法第二条第十二号に規定する地震防災応急計画（同法第八条第一項の規定により同号に規定する地震防災応急計画とみなされるものを含む。）
- 二 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第八条第一項若しくは第八条の二第一項（これらの規定を同法第三十六条第一項において準用する場合を含む。）に規定する消防計画又は同法第十四条の二第一項に規定する予防規程
- 三 火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第二十八条第一項に規定する危害予防規程
- 四 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二十六条第一項に規定する危害予防規程
- 五 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二十四条第一項、第六十四条第一項（同法第八十四条において準用する場合を含む。）及び第九十七条第一項に規定する保安規程
- 六 電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第四十二条第一項に規定する保安規程
- 七 石油パイプライン事業法（昭和四十七年法律第百五号）第二十七条第一項に規定する保安規程
- 八 石油コンビナート等災害防止法第十八条第一項に規定する防災規程
- 九 前各号に掲げる計画又は規程に準ずるものとして内閣府令で定めるもの

- 2 南海トラフ地震防災規程（前項第一号に係るものを除く。以下この項において同じ。）を作成した者は、前条第六項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その南海トラフ地震防災規程の写しを市町村長に送付しなければならない。南海トラフ地震防災規程を変更したときも、同様とする。

（南海トラフ地震防災対策推進協議会）

第九条 関係指定行政機関の長及び関係指定地方行政機関の長、関係地方公共団体の長並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関は、共同で、南海トラフ地震が発生した場合における災害応急対策及び当該災害応急対策に係る防災訓練の実施に係る連絡調整その他の南海トラフ地震に係る地震防災対策を相互に連携協力して推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において単に「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 前項の規定により協議会を組織する関係指定行政機関の長及び関係指定地方行政機関の長、関係地方公共団体の長並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関は、必要と認めるときは、協議して、協議会に、南海トラフ地震に係る地震防災対策を実施すると見込まれる者その他の協議会が必要と認める者を加えることができる。
- 3 第一項の協議を行うための会議（以下この条において単に「会議」という。）は、同項の規定により協議会を組織する関係指定行政機関の長及び関係指定地方行政機関の長、関係地方公共団体の

長並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関並びに前項の規定により加わった協議会が必要と認める者をもって構成する。

- 4 協議会は、会議において協議を行うため必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長並びに指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係者に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 5 会議において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 6 協議会の庶務は、内閣府において処理する。
- 7 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

（南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定等）

第十条 内閣総理大臣は、推進地域のうち、南海トラフ地震に伴い津波が発生した場合に特に著しい津波災害が生ずるおそれがあるため、津波避難対策を特別に強化すべき地域を、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域（以下「特別強化地域」という。）として指定するものとする。

- 2 内閣総理大臣は、前項の規定により特別強化地域を指定するに当たっては、南海トラフ地震として科学的に想定し得る最大規模のものを想定して行うものとする。
- 3 内閣総理大臣は、第一項の規定による特別強化地域の指定をしようとするときは、あらかじめ中央防災会議に諮問しなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、第一項の規定による特別強化地域の指定をしようとするときは、あらかじめ関係都府県の意見を聴かななければならない。この場合において、関係都府県が意見を述べようとするときは、あらかじめ関係市町村の意見を聴かななければならない。
- 5 内閣総理大臣は、第一項の規定による特別強化地域の指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。
- 6 前三項の規定は、内閣総理大臣が第一項の規定による特別強化地域の指定の解除をする場合に準用する。

（津波からの円滑な避難のための居住者等に対する周知のための措置）

第十一条 前条第一項の規定による特別強化地域の指定があったときは、関係市町村長は、居住者、滞在者その他の者の南海トラフ地震に伴い発生する津波からの円滑な避難に資するよう、内閣府令で定めるところにより、当該津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他特別強化地域における円滑な避難を確保する上で必要な事項を居住者、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。ただし、当該特別強化地域において、津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第五十五条に規定する措置が講じられているときは、この限りでない。

（津波避難対策緊急事業計画）

第十二条 第十条第一項の規定による特別強化地域の指定があったときは、関係市町村長は、当該特別強化地域について、市町村防災会議が定める推進計画に基づき、南海トラフ地震に伴い発生する津波から避難するため必要な緊急に実施すべき次に掲げる事業に関する計画（以下「津波避難対策緊急事業計画」という。）を作成することができる。

- 一 南海トラフ地震に伴い発生する津波からの避難の用に供する避難施設その他の避難場所の整備に関する事業
 - 二 前号の避難場所までの避難の用に供する避難路その他の避難経路の整備に関する事業
 - 三 集団移転促進事業（防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和四十七年法律第百三十二号。以下「集団移転促進法」という。）第二条第二項に規定する集団移転促進事業をいい、第十六条の規定による特別の措置の適用を受けようとするものを含む。以下同じ。）
 - 四 集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる施設であって、高齢者、障害者、乳幼児、児童、生徒その他の迅速な避難の確保を図るため特に配慮を要する者が利用する施設で政令で定めるものの整備に関する事業
- 2 前項各号に掲げる事項については、原則として、その具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。
 - 3 第一項各号に掲げる事項には、関係市町村が実施する事業に係る事項を記載するほか、必要に応じ、関係市町村以外の者が実施する事業に係るものを記載することができる。

- 4 関係市町村長は、津波避難対策緊急事業計画に関係市町村以外の者が実施する事業に係る事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、その者の同意を得なければならない。
- 5 関係市町村長は、津波避難対策緊急事業計画を作成しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。
- 6 関係市町村長は、前項の協議をしようとするときは、あらかじめ、都府県知事の意見を聴き、津波避難対策緊急事業計画にその意見を添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。
- 7 内閣総理大臣は、第五項の同意をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。
- 8 第二項から前項までの規定は、津波避難対策緊急事業計画の変更について準用する。ただし、内閣府令で定める軽微な変更については、この限りでない。
- 9 関係市町村長は、前項ただし書の軽微な変更については、内閣総理大臣に届け出なければならない。

（津波避難対策緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等）

第十三条 津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業（以下この条において「津波避難対策緊急事業」という。）のうち、別表に掲げるもの（当該津波避難対策緊急事業に関する主務大臣の定める基準に適合するものに限る。第三項において同じ。）に要する経費に対する国の負担又は補助の割合（以下「国の負担割合」という。）は、当該津波避難対策緊急事業に関する法令の規定にかかわらず、同表のとおりとする。

- 2 津波避難対策緊急事業に係る経費に対する他の法令による国の負担割合が、前項の規定による国の負担割合を超えるときは、当該津波避難対策緊急事業に係る経費に対する国の負担割合については、同項の規定にかかわらず、当該他の法令の定める割合による。
- 3 国は、津波避難対策緊急事業のうち、別表に掲げるものに要する経費に充てるため政令で定める交付金を交付する場合においては、政令で定めるところにより、当該経費について前二項の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して、当該交付金の額を算定するものとする。

（移転が必要と認められる施設の整備に係る財政上の配慮等）

第十四条 国は、第十二条第一項第四号に規定する政令で定める施設の整備に関し、必要な財政上及び金融上の配慮をするものとする。

（集団移転促進事業に係る農地法の特例）

第十五条 市町村（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項に規定する指定市町村を除く。）が津波避難対策緊急事業計画に基づき集団移転促進事業を実施するため、農地（耕作（同法第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下この条において同じ。）の目的に供される土地をいう。以下この条において同じ。）を農地以外のものにし、又は農地若しくは採草放牧地（農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。以下この条において同じ。）を農地若しくは採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において、都府県知事は、当該集団移転促進事業が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、同法第四条第六項（第一号に係る部分に限る。）又は第五条第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、同法第四条第一項又は第五条第一項の許可をすることができる。

- 一 関係市町村における南海トラフ地震に係る地震防災対策の円滑かつ迅速な推進のため必要かつ適当であると認められること。
- 二 関係市町村の農業の健全な発展に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

（集団移転促進法の特例）

第十六条 津波避難対策緊急事業計画に基づく集団移転促進事業を実施する場合における集団移転促進法第八条第一号の規定の適用については、同号中「場合を除く」とあるのは、「場合であつて、当該譲渡に係る対価の額が当該経費の額以上となる場合を除く」とする。

（集団移転促進事業に係る国土利用計画法等による協議等についての配慮）

第十七条 国の行政機関の長又は都府県知事は、津波避難対策緊急事業計画に基づく集団移転促進事

業の実施のため国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）その他の土地利用に関する法律、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）その他の法律の規定による協議その他の行為又は許可その他の処分を求められたときは、当該集団移転促進事業に係る施設の整備が円滑に行われるよう適切な配慮をするものとする。

（地方債の特例）

第十八条 地方公共団体が第十二条第一項第四号に規定する政令で定める施設その他津波避難対策緊急事業計画に基づく集団移転促進事業に関連して移転する公共施設又は公用施設の除却を行うために要する経費（公共的団体又は国若しくは地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものが設置する同号に規定する政令で定める施設その他当該集団移転促進事業に関連して移転する公共施設の除却に係る負担又は助成に要する経費を含む。）については、地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の規定にかかわらず、地方債をもってその財源とすることができる。

（地震観測施設等の整備）

第十九条 国は、南海トラフ地震に関する観測及び測量のための施設等の整備に努めなければならない。

（地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備等）

第二十条 国及び地方公共団体は、推進地域において、避難施設その他の避難場所、避難路その他の避難経路、避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設その他南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備等に努めなければならない。

（財政上の配慮等）

第二十一条 国は、この法律に特別の定めのあるもののほか、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進のため必要な財政上及び金融上の配慮をするものとする。

（政令への委任）

第二十二条 この法律に特別の定めがあるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令

平成15年7月24日政令第324号

最終改正：令和4年3月31日政令第167号

内閣は、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）第六条第一項各号、第七条第一項、第四項及び第六項並びに第八条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（地震防災上緊急に整備すべき施設等）

第一条 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号。以下「法」という。）第五条第一項第一号の政令で定める施設等は、次のとおりとする。

一 次に掲げる施設等で当該施設等に関する主務大臣が定める基準に適合するもの

イ 避難場所

ロ 避難経路

ハ 消防団による避難誘導のための拠点施設、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第四十五条第一項に規定する緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設その他消防用施設で総務大臣が定めるもの

ニ 消防活動が困難である区域の解消に資する道路

ホ 老朽住宅密集市街地における延焼防止上必要な道路若しくは公園、緑地、広場その他の公共空地又は建築物

ヘ 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項第二号の外郭施設、同項第三号の係留施設及び同項第四号の臨港交通施設に限る。）又は漁港施設（漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第三条第一号イの外郭施設、同号ロの係留施設及び同条第二号イの輸送施設に限る。）

ト 共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年法律第八十一号）第二条第五項に規定する共同溝、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第二条第三項に規定する電線共同溝その他電線、水管等の公益物件を地下に收容するための施設

チ 津波により生ずる被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸法（昭和三十一年法律第一百号）第二条第一項に規定する海岸保全施設、河川法（昭和三十一年法律第六十七号）第三条第二項に規定する河川管理施設又は津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第二条第十項に規定する津波防護施設

リ 砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条に規定する砂防設備、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第三項に規定する保安施設事業に係る保安施設、地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第二条第三項に規定する地すべり防止施設又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第二条第二項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で、避難経路、緊急輸送を確保するため必要な道路又は人家の地震防災上必要なもの

ヌ 次に掲げる施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

（1） 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条に規定する公的医療機関

（2） 国及び地方公共団体の救急医療の確保に関する施策に協力して、休日診療若しくは夜間診療を行っている病院又は救急医療に係る高度の医療を提供している病院（これらの病院のうち、医療法第七条の二第一項各号に掲げる者が開設するものを除く。）

（3） 社会福祉施設（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第一項に規定する社会福祉事業の経営に係る施設をいう。第七条第一号において同じ。）

（4） 公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）又は特別支援学校

（5） （1）及び（2）に掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建築物農業用排水施設であるため池で、避難経路、緊急輸送を確保するため必要な道路又は人家の地震防災上改修その他の整備を要するもの

ヲ 地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設

ワ 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うため必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備

カ 地震災害時において飲料水、食糧、電源その他被災者の生活に不可欠なものを確保するため必要な井戸、貯水槽、水泳プール、非常用食糧の備蓄倉庫、自家発電設備その他の施設又は設備

- ヨ 地震災害時における応急的な措置に必要な救助用資機材その他の物資の備蓄倉庫
タ 地震災害時において負傷者を一時的に収容し、及び保護するための救護設備その他の地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
二 石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第二条第二号に規定する石油コンビナート等特別防災区域に係る緩衝地帯として設置する緑地、広場その他の公共空地

（地震防災上重要な対策に関する事項）

第二条 法第五条第一項第五号の政令で定める事項は、地震防災上必要な教育及び広報に関する事項とする。

（対策計画を作成すべき施設又は事業）

第三条 法第七条第一項の規定に基づき対策計画を作成しなければならない施設又は事業は、次に掲げるもの（第三号から第八号までに掲げる施設にあっては、石油類、火薬類、高圧ガスその他次条に規定するものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行うものに限る。）とする。

- 一 消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第一条の二第三項第一号に掲げる防火対象物（同令別表第一（五）項ロ、（六）項ロ、ハ及びニ、（七）項、（十二）項、（十三）項ロ、（十四）項並びに（十六）項に掲げるものを除く。）及び同表（十六の三）項に掲げる防火対象物で不特定かつ多数の者が出入りするもの
- 二 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第八条第一項に規定する複合用途防火対象物のうち、その一部が消防法施行令別表第一（一）項から（四）項まで、（五）項イ、（六）項イ、（八）項から（十一）項まで、（十三）項イ又は（十五）項に掲げる防火対象物（不特定かつ多数の者が出入りするものに限る。）の用途に供されているもので、当該用途に供されている部分の収容人員（同令第一条の二第三項第一号イに規定する収容人員をいう。）の合計が三十人以上のもの（その一部が同表（五）項ロに掲げる防火対象物の用途に供されている複合用途防火対象物にあっては、当該用途に供されている部分を除く。）
- 三 消防法第十四条の二第一項に規定する製造所、貯蔵所又は取扱所
- 四 火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第三条の許可に係る製造所
- 五 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五条第一項の許可に係る事業所（不活性ガスのみの製造に係る事業所を除く。）
- 六 毒物又は劇物（液体又は気体のものに限る。以下この号において同じ。）を製造し、貯蔵し、又は取り扱う施設（当該施設において通常貯蔵し、又は一日に通常製造し、若しくは取り扱う毒物又は劇物の総トン数が、毒物にあっては二十トン以上、劇物にあっては二百トン以上のものに限る。）
- 七 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第三条第二項第二号の製錬施設、同法第十三条第二項第二号の加工施設、同法第二十三条第二項第五号の試験研究用等原子炉施設、同法第四十三条の三の五第二項第五号の発電用原子炉施設、同法第四十三条の四第二項第二号の使用済燃料貯蔵施設、同法第四十四条第二項第二号の再処理施設又は核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第三条に規定する防護対象特定核燃料物質を取り扱う同法第五十二条第二項第十号の使用施設等
- 八 石油コンビナート等災害防止法第二条第六号に規定する特定事業所
- 九 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業又は旅客の運送を行う同条第五項に規定する索道事業
- 十 軌道法（大正十年法律第七十六号）第三条の特許に係る運輸事業
- 十一 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第五項に規定する一般旅客定期航路事業又は同法第二十一条第一項に規定する旅客不定期航路事業
- 十二 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号イの一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）
- 十三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校、同法第百三十四条第一項に規定する各種学校その他これらに類する施設
- 十四 授産施設、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設（児童遊園を除く。）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者社会参加支援施設、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第一項に規定する保護施設、売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十六条に規

定する婦人保護施設、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設若しくは同条第二十九項に規定する介護医療院又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設、同条第十一項に規定する障害者支援施設、同条第二十七項に規定する地域活動支援センター若しくは同条第二十八項に規定する福祉ホーム

十五 鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第二条第二項に規定する鉱山

十六 貯木場（港湾法第二条第五項第八号の保管施設であるものに限る。）

十七 人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのある動物で内閣府令で定めるものを常設の施設を設けて公衆の観覧に供する事業（当該事業の用に供する敷地の規模が一万平方メートル以上のものに限る。）

十八 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第一項に規定する道路で地方道路公社が管理するもの又は道路運送法第二条第八項に規定する一般自動車道

十九 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二号に規定する基幹放送の業務を行う事業又は同法第百十八条第一項に規定する放送局設備供給役務を提供する事業

二十 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十一項に規定するガス事業

二十一 水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第二項に規定する水道事業、同条第四項に規定する水道用水供給事業又は同条第六項に規定する専用水道

二十二 電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第十六号に規定する電気事業

二十三 石油パイプライン事業法（昭和四十七年法律第百五号）第二条第三項に規定する石油パイプライン事業

二十四 前各号に掲げる施設又は事業に係る工場等（工場、作業場又は事業場をいう。以下この号において同じ。）以外の工場等で当該工場等に勤務する者の数が千人以上のもの

（危険物等の範囲）

第四条 法第七条第一項第二号の政令で定めるものは、次に掲げるもの（石油類、火薬類及び高圧ガス以外のものに限る。）とする。

一 消防法第二条第七項に規定する危険物

二 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二条第一項に規定する毒物又は同条第二項に規定する劇物

三 原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条第二号に規定する核燃料物質

四 危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類及び同表備考第八号に規定する可燃性液体類

五 石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第百二十九号）第三条第一項第五号に規定する高圧ガス以外の可燃性のガス

（対策計画に定めるべき事項）

第五条 法第七条第四項の政令で定める事項は、当該施設又は事業についての南海トラフ地震に係る防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報に関する事項とする。

（対策計画の届出等の手続）

第六条 法第七条第六項の規定による対策計画の届出及びその写しの送付並びに法第八条第二項の規定による南海トラフ地震防災規程の写しの送付は、内閣府令で定めるところにより、図面その他の必要な書類を添付して行うものとする。

（迅速な避難の確保を図るため特に配慮を要する者が利用する施設）

第七条 法第十二条第一項第四号の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

一 高齢者、障害者、乳幼児又は児童が通所、入所又は入居をする社会福祉施設その他これに類する施設

二 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）又は特別支援学校

三 病院、診療所又は助産所

（津波避難対策緊急事業に係る交付金等）

第八条 法第十三条第三項の政令で定める交付金は、次に掲げるものとする。

- 一 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第九十六条第二項に規定する交付金
- 二 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十三条第一項に規定する交付金（同法第五条第四項第一号ロに掲げる事業に要する経費に充てるためのものに限る。）
- 三 前二号に掲げるもののほか、法第十三条第三項に規定する事業に要する経費に充てるための交付金で内閣総理大臣が定めるもの

- 2 法第十三条第三項の規定により算定する交付金の額は、同項に規定する事業に要する経費に対する通常の国の交付金の額に、当該経費について同条第一項又は第二項の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して内閣府令で定めるところにより算定した額を加算する方法により算定するものとする。

（集団移転促進事業に係る特例）

第九条 津波避難対策緊急事業計画に基づく集団移転促進事業を実施する場合における防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行令（昭和四十七年政令第四百三十二号）第三条の規定の適用については、同条中「法第八条各号」とあるのは、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）第十六条の規定により読み替えて適用する法第八条各号」とする。

（国又は地方公共団体が出資している法人）

第十条 法第十八条の政令で定める法人は、国、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の全額出資に係る法人が資本金、基本金その他これらに準ずるもの（以下この条において「資本金等」という。）の二分の一以上を出資している法人（国又は地方公共団体が資本金等の三分の一以上を出資しているものに限る。）とする。

（避難場所等の整備を実施する者）

第十一条 法別表の避難場所の整備を実施する政令で定める者及び避難経路の整備を実施する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 地方公共団体（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四条第一項の規定による港務局を含む。次号において同じ。）

- 二 地方公共団体から補助を受けて法別表の避難場所又は避難経路の整備を実施する者

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行規則

平成15年 7月24日内閣府令第76号

最終改正：令和 3年 2月 1日内閣府令第 3号

東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）第八条第一項第八号並びに東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）第三条第十七号及び第六条の規定に基づき、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行規則を次のように定める。

（危険動物の範囲）

第一条 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第三条第十七号の内閣府令で定める動物は、動物の愛護及び管理に関する法律施行令（昭和五十年政令第百七号）第三条に規定する動物とする。

（対策計画の届出等）

第二条 令第六条に規定する対策計画の届出は、対策計画一部を別記様式第一の届出書とともに提出して行うものとする。

2 令第六条に規定する対策計画の写しの送付は、対策計画の写し一部を別記様式第二の送付書とともに提出して行うものとする。

3 令第六条に規定する南海トラフ地震防災規程の写しの送付は、南海トラフ地震防災規程の写し一部を別記様式第三の送付書とともに提出して行うものとする。

4 前三項の届出書又は送付書には、令第六条の規定により、次の書類一部を添付しなければならない。

一 当該届出書又は送付書が令第三条第一号から第八号まで、第十三号から第十六号まで、第十八号、第二十一号又は第二十四号に掲げる施設に係るものである場合にあっては、当該施設の位置を明らかにした図面

二 当該届出書又は送付書が令第三条第九号から第十二号まで、第十七号又は第十九号から第二十三号までに掲げる事業に係るものである場合にあっては、当該事業を運営するための主要な施設の位置を明らかにした図面（同条第十一号又は第十二号に掲げる事業に係るものである場合にあっては、航路図又は運行系統図を含む。）及び対策計画又は南海トラフ地震防災規程の写しの送付に係る市町村の名称を明らかにした書面

（法第八条第一項第八号の内閣府令で定めるもの）

第三条 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号。以下「法」という。）第八条第一項第九号の計画又は規程に準ずるものとして内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成十三年国土交通省令第百五十一号）第三条第一項の実施基準

二 索道施設に関する技術上の基準を定める省令（昭和六十二年運輸省令第十六号）第三条の細則

三 軌道運転規則（昭和二十九年運輸省令第二十二号）第四条第一項の施設及び車両の整備並びに運転取扱に関して定められた細則

四 海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号）第七条の二第一項（同令第二十三条の四において準用する場合を含む。）及び第二十一条の十九第一項の運航管理規程

五 旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第四十八条の二第一項の運行管理規程

（津波に関する情報の伝達方法等を居住者、滞在者その他の者に周知させるための必要な措置）

第四条 法第十一条の居住者、滞在者その他の者に周知させるための必要な措置は、次に掲げるものとする。

一 特別強化地域及び当該特別強化地域において想定される津波の水位を表示した図面に法第十一条に規定する事項を記載したもの（電気的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）を、印刷物の配布その他の適切な方法により、各世帯に配布すること。

- 二 前号の図面に示した事項及び記載した事項に係る情報を、インターネットの利用その他の適切な方法により、居住者、滞在者その他の者がその提供を受けることができる状態に置くこと。

（法第十二条第八項 の内閣府令で定める軽微な変更）

第五条 法第十二条第八項の内閣府令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 地域の名称の変更又は地番の変更に伴う範囲の変更
- 二 津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業の達成の期間に影響を与えない場合における津波避難対策緊急事業計画の期間の六月以内の変更
- 三 前二号に掲げるもののほか、津波避難対策緊急事業計画の趣旨の変更を伴わない変更

（通常国の交付金の額に加算する額の算定）

第六条 令第八条第二項の規定により加算する額は、法第十三条第三項の事業に要する経費に対する通常国の交付金の額に、当該事業につき法別表に掲げる割合を当該事業に要する経費に対する通常国の負担若しくは補助の割合又はこれに相当するもので除して得た数から一を控除して得た数を乗じて算定するものとする。

第3編

第3章 気象に関する資料

第3章 気象に関する資料

1 気象庁震度階級関連解説表

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	－	－
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	－	－
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。 眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	－
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。 眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。 歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。 眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。 座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。 電柱が揺れるのがわかる。 道路に被害が生じることがある。
5 強	大半の人が、物につかまらないうと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。 テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。 補強されていないブロック塀が崩れることがある。 据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。 自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。 ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。 揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。 補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。 補強されているブロック塀も破損するものがある。

木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。 倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

- （注1） 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。
しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。
既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
- （注2） この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。
- （注3） 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。

- （注1） 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
- （注2） 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

ライフライン・インフラ等への影響

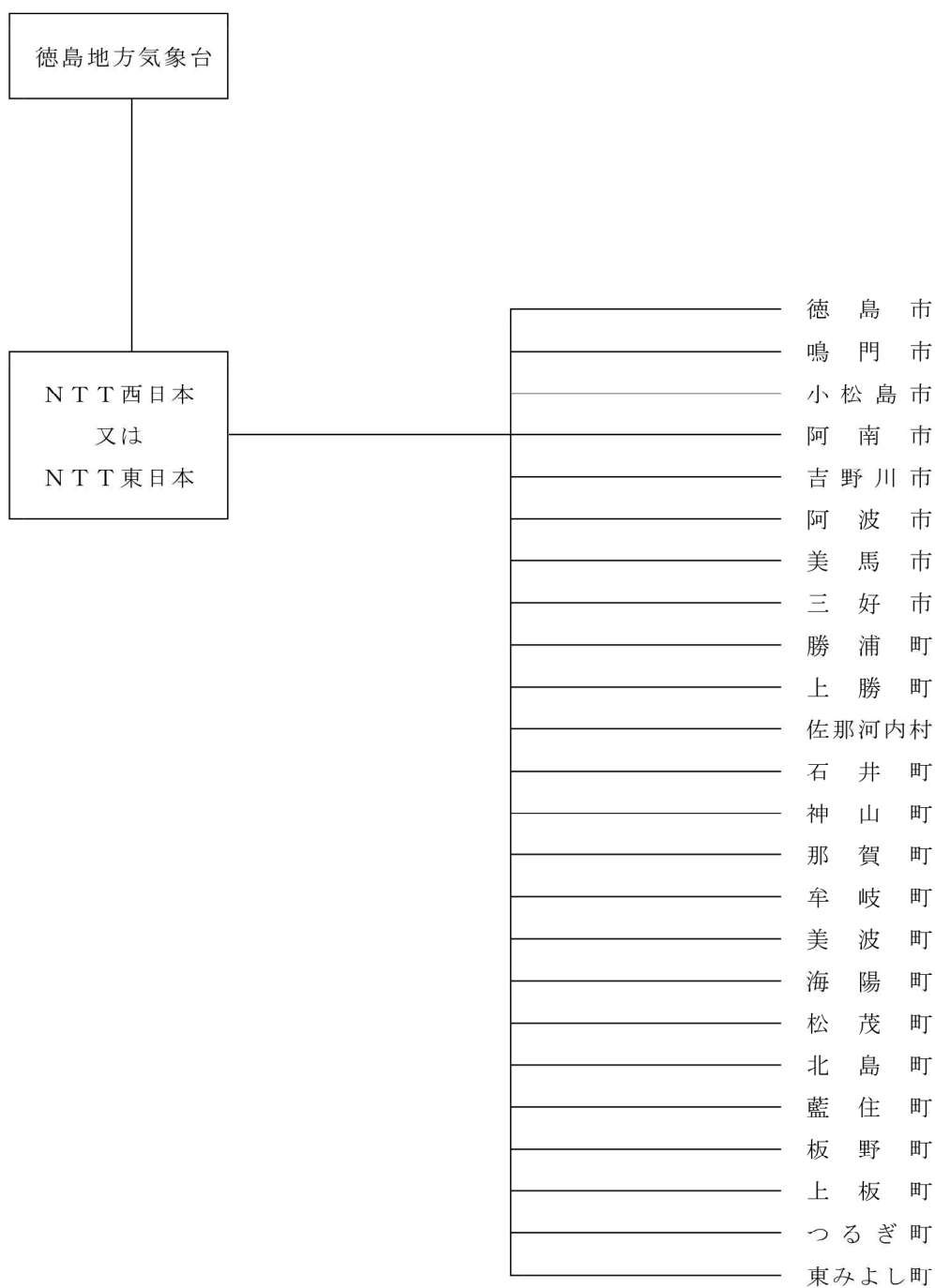
ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。 運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

大規模構造物への影響

長周期地震動 [※] による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長い場合、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。 しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないうような状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

2 津波、高潮、波浪以外の警報伝達系統図（Fネット）



3 雨量観測所

所有者	観測所名	所在地	観測施設の明細		
			型式	管理者	データ所得箇所
佐那河内村	佐那河内村役場	名東郡佐那河内 村上字中辺74-1	ロール紙型長期記録 計 LD-1型	佐那河内村	佐那河内村役場

4 火災気象通報についての協定

徳島県（以下「甲」という。）と徳島地方気象台（以下「乙」という。）とは、消防法第22条第1項の規定に基づく火災気象通報の取り扱いについて、次のとおり締結する。

1

火災気象通報を行う場合の基準

- （１） 実効湿度60%以下で、最小湿度40%以下となり、最大7mc以上の風が吹く見込みのとき。
 - （２） 平均風速10m/s以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。
- ただし、降雨、降雪中は通報しないこともある。

2 担当窓口及び責任者

甲：徳島県福祉生活部消防防災課	消防防災課長	（電話 621-2280）
乙：徳島気象地方台技術課	技術課長	（電話 622-3857）

3 通報事項

乙が甲に通報する火災気象通報の通報事項は次のとおりとする。

- （１） 標題は火災気象通報とする。
- （２） 本文は、昨日の実況（実効湿度、平均湿度、最小湿度）、当日の予想（実効湿度、最小湿度、最大風速）及び警戒分で構成する。
- （３） 火災気象通報の基準に達すると予想される地域が、気象注意報・警報の地域細分による細分地域に確定される場合、警戒文中にその旨を含めるものとする。

4 通報時刻

火災気象通報の基準に達すると予想される場合は、当日の10時までに通報する。

5 協定の変更

この協定を変更する必要があるときは、甲乙協議してこれを定める。

この協定は、平成2年7月1日から実施する。

この協定書は2通作成し、甲乙各1通を保管するものとする。

平成2年6月15日

甲 徳島県	
徳島県知事	三 木 申 三

乙 徳島地方気象台	
台長	鷲 猛

5 水防警報・はん濫警戒情報・はん濫危険情報

◎水防警報

（安全確保の原則）

水防警報は、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、津波の発生時における水防活動、その他危険を伴う水防活動にあたっては、水防団員の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の内容においても水防団員の安全確保を念頭において通知するものとする。

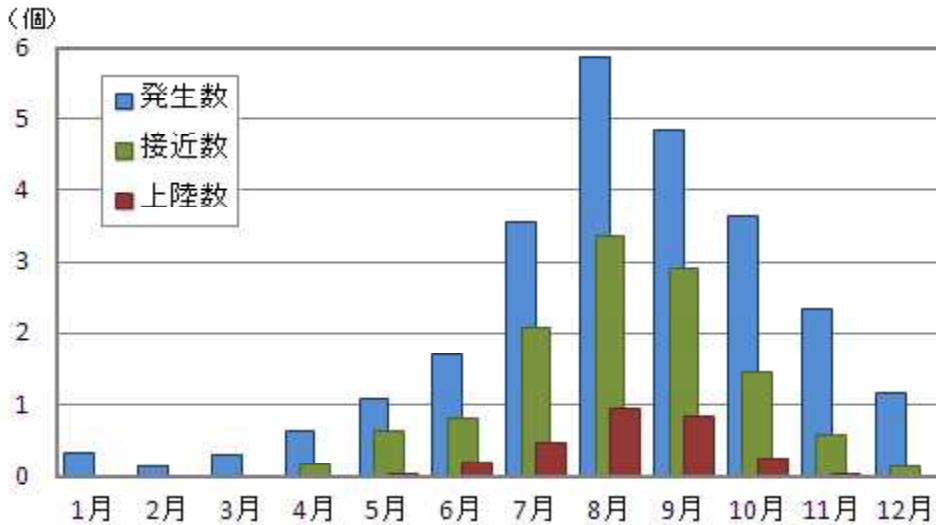
なお、津波到達時間が短く、津波到達までに水防警報が通知されない場合等であっても、水防団員の安全確保を図るものとする。

（水防警報の種類及び内容）

種 類	内 容
待 機	状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの
準 備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの
解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの
水位情報 （適 宜）	水位の上昇下降、最高水位、水位見込み等水防活動上必要な情報の通知（「出動」を発令してから「解除」するまでの間、適宜通知する。）

6 台風の発生、接近、上陸、経路

30年間（1981～2010年）の平均では、年間で約26個の台風が発生し、約11個の台風が日本から300km以内に接近し、約3個が日本に上陸しています。発生・接近・上陸ともに、7月から10月にかけて最も多くなります。

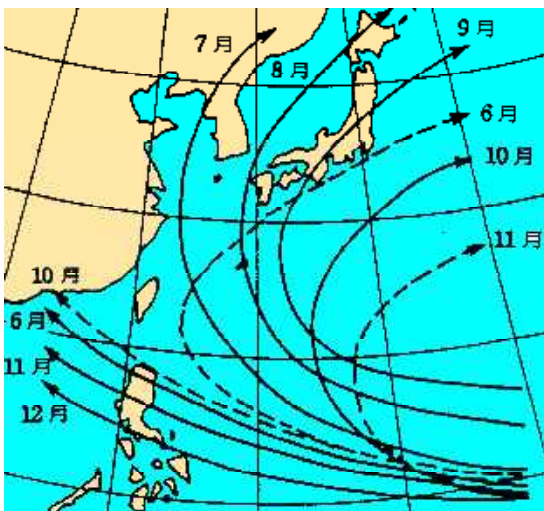


月別の台風発生・接近・上陸数の平年値（1981～2010年の30年平均）

台風は、春先は低緯度で発生し、西に進んでフィリピン方面に向かいますが、夏になると発生する緯度が高くなり、下図のように太平洋高気圧のまわりを回って日本に向かって北上する台風が多くなります。

8月は発生数では年間で一番多い月ですが、台風を流す上空の風がまだ弱いために台風は不安定な経路をとることが多く、9月以降になると南海上から放物線を描くように日本付近を通るようになります。

このとき秋雨前線の活動を活発にして大雨を降らせることがあります。室戸台風、伊勢湾台風など過去に日本に大きな災害をもたらした台風の多くは9月にこの経路をとっています。

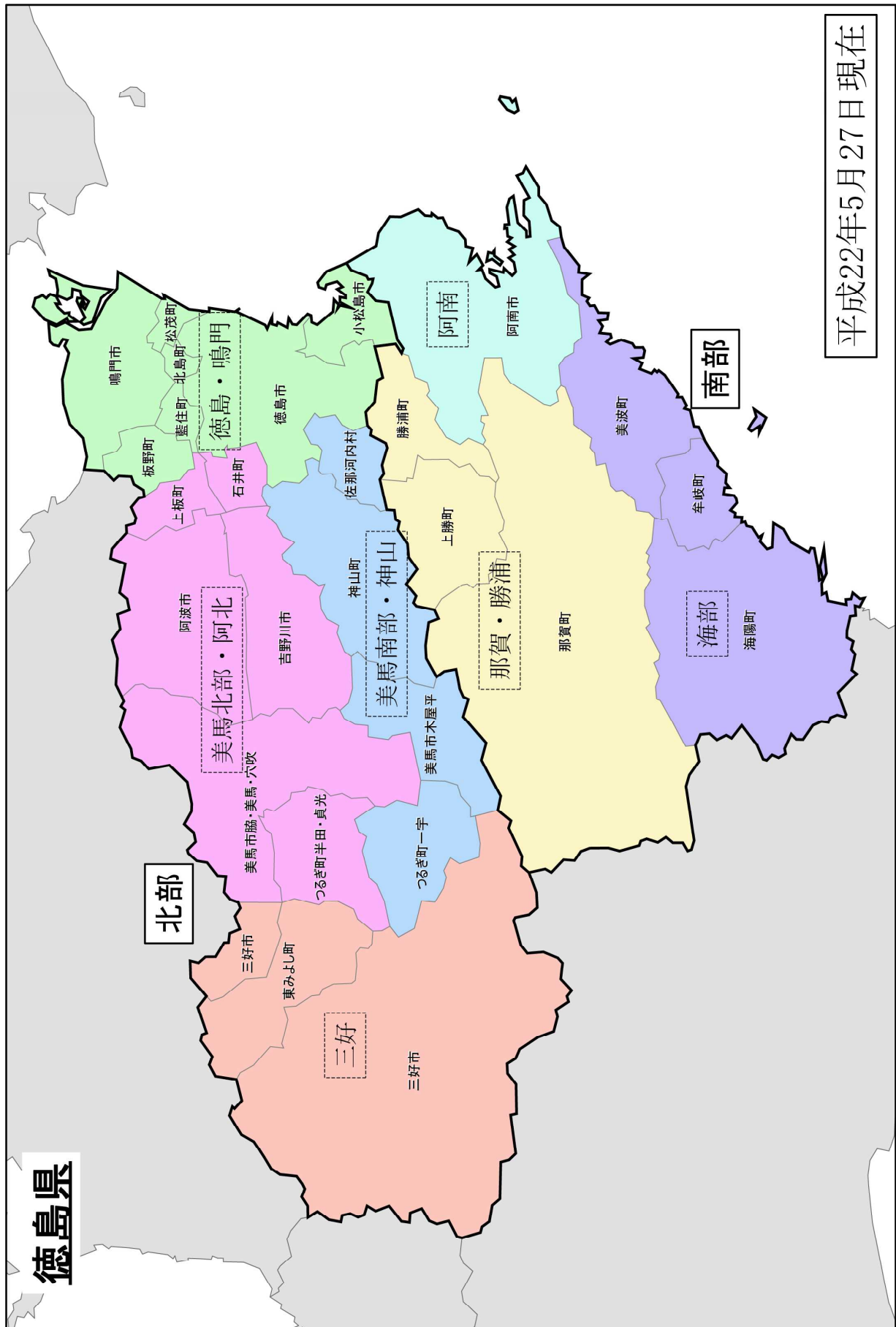


台風の月別の主な経路

（実線は主な経路、破線はそれに準ずる経路）

台風の寿命（台風の発生から熱帯低気圧または温帯低気圧に変わるまでの期間）は30年間（1981～2010年）の平均で5.3日ですが、中には昭和61（1986）年台風第14号の19.25日という長寿記録もあります。長寿台風は夏に多く、不規則な経路をとる傾向があります。

7 徳島県の地域細分境界図（北部・南部）



8 気象警報・注意報

気象庁は、大雨や強風などによって災害が起こるおそれがあるときは「注意報」を、重大な災害が起こる恐れのある時は「警報」を。さらに、重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは「特別警報」を発表して注意や警戒を呼びかけます。

特別警報（6種類）	大雨、暴風、暴風雨、大雪、波浪、高潮
警報（7種類）	大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮
注意報（16種類）	大雨、洪水、強風、風雪、大雪、波浪、高潮、雷、融雪、濃霧、乾燥、なだれ、低温、霜、着水、着雪

気象情報

気象警報・注意報の発表に先立って1日～数日前から注意を呼びかけたり、気象警報・注意報の内容を補完して現象の経過や予想、防災上の注意点を解説するために「気象情報」を発表します。

対象となる地域による種類

全国を対象とする「全国気象情報」、全国を11に分けた地方予報区とする「地方気象情報」、各都府県（北海道や沖縄県ではさらに細かい単位）を対象とした「府県気象情報」があります。

対象となる現象による種類

「大雨」「大雪」「暴風」「暴風雪」「高波」「低気圧」「雷」「降ひょう」「少雨」「長雨」「潮位」「強い冬型の気圧配置」「黄砂」など、現象の種類によって様々な種類があります。また、「大雨と暴風」「暴風と高波」のように組み合わせて発表することもあります。

記録的短時間大雨情報

数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を、観測（地上の雨量計による観測）したり、解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表します。

その基準は、1時間雨量歴代1位又は2位の記録を参考に、概ね府県予報区ごとに決めています。

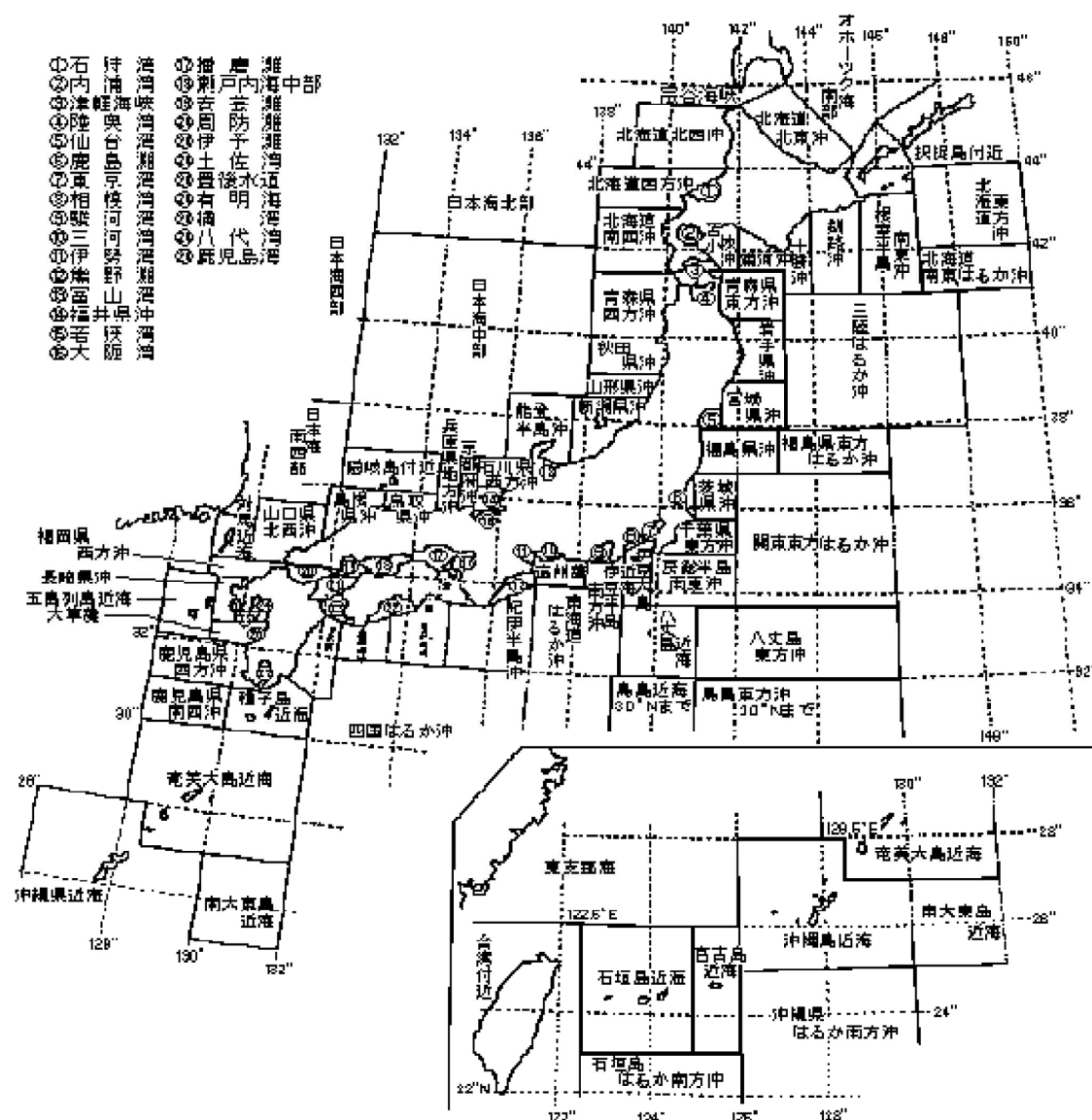
土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度が非常に高まったときに、市町村長が避難指示等の災害応急対応を適時適切に行えるよう、また、住民の自主避難の判断の参考となるよう、対象となる市町村を特定して都道府県と気象庁が共同で発表する防災情報です。

土砂災害警戒判定メッシュ情報とは

土砂災害警戒判定メッシュ情報とは、2時間先までの土砂災害発生の危険度を1km四方の領域（メッシュ）毎に階級表示した分布図で、土砂災害発生の危険度の高い地域をおおよそ把握することができます。

9 地震情報に用いる海域図



10 緊急地震速報・地震情報

緊急地震速報は地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを素早く解析して、震源や地震の規模（マグニチュード）を推定し、これに基づいて各地での主要動の到着時刻や震度を予想し、可能な限り素早く知らせるものです。

気象庁は、最大震度が5弱以上と予想された場合に、震度4以上が予想される地域を対象に緊急地震速報（警報）を発表します。

緊急地震速報の種類について（警報/予報）

緊急地震速報には、大きく分けて「警報」と「予報」の2種類があります。また、「警報」の中でも予想震度が大きいものを「特別警報」に位置付けています。

地 震 情 報

気象庁は、地震発生後、新しいデータが入るにしたがって、順次以下のような情報を発表しています。

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	震度3以上	地震発生後1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	震度3以上「津波警報又は注意報を発表した場所は発表しない	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。「津波の心配ない」又は「若干の海面変動はあるかもしれませんが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。震度5弱以上と考えられる地で、震度を入力していない地点がある場合はその市町村名を発表
各地の震度に関する情報	震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度5以上と考えられる地域で、震度を入力していない地点がある場合は、その地点名を発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地で域で規模の大きい大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表 日本や国外へ津波の影響に関して記述して発表
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1Km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。

11 気象等の「特別警報」の指標

特別警報の発表基準について
気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

（注） 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をします。

雨を要因とする特別警報の指標

- ・以下の①又は②いずれかを満たすと予想され、かつ
- ・更に雨が降り続くと予想される場合に、大雨特別警報を発表します。

① 48時間降水量及び土壌雨量指数※1 において、50年に1度の値以上となった5km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で50格子以上出現

② 3時間降水量及び土壌雨量指数※1において、50年に一度の値以上となった5kmとなった格子が、共に府県程度の広がり範囲内で10格子以上出現（ただし、3時間降水量が150mm以上の格子のみをカウント対象とする。）

土壌雨量指数※1：降った雨が土壌中に貯まっている状態を表す値。この値が大きいほど、土砂災害の危険性が高い。

3時間降水量150mm※2：1時間50mmの雨（滝のようにゴーゴーと降る。非常に激しい雨）が3時間続くことに相当。

「50年に一度の値」とは？

気象庁は、平成3年から平成22年までの20年間分の観測データを用いて、50年に一回程度の頻度で発生すると推定される降水量及び土壌雨量指数の値「50年に一時の値」を求め、これを大雨特別警報に用いています。過去50年の間に実際に観測された値の最大値というわけではありません。

この「50年に一度の値」は、日本全国を5km四方に区切った領域（「格子」と呼びます）ごとに算出しています。

予想される大雨を「50年に一度の値」以上となる格子がいくつ出現するかを、大雨特別警報の指標としています。このため、ことつの格子の「50年に一度の値」の大小が特別警報の発表判断に大きく影響するものではないことにご留意ください。府県程度の広がり領域を大まかに見て、どの程度の大雨で特別警報になるのかをイメージして下さい。

第3編

第4章 通信施設に関する資料

第4章 通信施設に関する資料

1 徳島県総合情報通信ネットワーク無線局取扱要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 徳島県総合情報通信ネットワークシステム用無線局の取扱いに関しては、電波法（昭和25年法律第131号）、電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）、無線局運用規則（昭和25年電波監理委員会規則第17号）、公衆電気通信法、有線電気通信法、財団法人自治体衛星通信機構が定める地域衛星通信ネットワーク契約約款及びそれに基づく契約・規程等によるほかこの要綱に定めるところによる。

(無線局の設置)

第2条 徳島県総合情報通信ネットワークシステム用無線局（以下「無線局」という。）の無線局名、識別信号、設置場所及び機関名は、別表1-1のとおりとする。

2 登録電気通信事業者の財団法人自治体衛星通信機構が免許人である地球局の無線局名、識別信号、設置場所及び機関名は別表1-2のとおりとする。

(統制管理者)

第3条 前条の無線局のうち徳島県庁固定局を統制局とし、統制局に統制管理者を置く。

2 統制管理者は、徳島県危機管理部長をもって充てる。

3 統制管理者は、無線局を統括し、その運用を統制管理する。

4 統制管理者は、法令違反運用の防止等、無線局の円滑な運用に努めなければならない。

(使用管理者等)

第4条 無線局に使用管理者及び無線従事者（以下「通信担当者」という。）を置く。

2 使用管理者は、別表2に掲げる者をもって充てる。

3 使用管理者は、無線局の使用を管理する。

4 統制局の使用管理者は統制管理者の権限を代行できるものとする。

5 通信担当者は、各無線局の使用管理者が選任する。

6 通信担当者は、使用管理者の命を受け当該無線局の無線設備の管理及び通信の取扱いに関する事務を処理する。

7 財団法人自治体衛星通信機構が定める地域衛星通信ネットワーク運用管理規程第6条の「地球局の管理責任者」は本条第2項の者とする。

8 同上運用管理規程第7条第2項の「地球局の運用管理に従事する者」は本条第4項の者とする。

(秘密を守る義務等)

第5条 通信担当者は、通信の方法及び機器の状況に注意し、迅速かつ適正な通信状態の確保に努めなければならない。

2 通信担当者その他通信に関係ある者は、通信について秘密の保持に注意しなければならない。

第2章 通信及び運用

(通信の内容)

第6条 通信の内容は、無線局の開設の目的に反するものであってはならない。

(運用時間)

第7条 無線局は、常時運用するものとする。ただし、平常時における移動局の交換取扱いは、午前8時30分から午後6時15分までとする。

(通信の種類)

第8条 通信の種類は、次に掲げるとおりとする。

1 非常通信 非常事態が発生したときに行う通信

- | | | |
|---|------|--------------------------|
| 2 | 至急通信 | 特に緊急を要するときに行う通信 |
| 3 | 一斉通信 | 各無線局に対して一斉に行う通信 |
| 4 | 一般通信 | 至急通信及び一斉通信以外の通信で平常時に行う通信 |

(通信の取扱順位)

第9条 統制中の通信の順位は、非常通信、至急通信、一斉通信、一般通信の順とし同一種類の通信は受付の順位により、取り扱わなければならない。

(衛星系デジタル画像の取扱い)

第10条 衛星系によるデジタル画像の伝送及び受信は、次により取り扱うものとする。

- 1 デジタル画像の伝送の申込みを行う場合は、伝送予定日の2週間前までに別記第1号様式のデジタル画像伝送予約申込(完了通知)書2部を統制管理者に提出するものとする。
- 2 統制管理者は、前号の申込みがあった場合は、その内容を審査し、適正であると認められるときは、財団法人自治体衛星通信機構にデジタル画像伝送サービスの利用予約を行うものとする。
- 3 統制管理者は、前号の予約を完了したときは、申込者に対し予約内容を記入した第1号のデジタル画像伝送予約申込(完了通知)書1部を返送するものとする。
- 4 前号の予約完了後は、原則として伝送日時の変更は行えないものとする。
- 5 デジタル画像の伝送方法は次により行うものとする。
 - ア テレビカメラの映像を直接伝送すること
 - イ 録画されたビデオテープを再生伝送すること。この場合におけるビデオテープはSVHS方式とする。
- 6 財団法人自治体衛星通信機構から送られる映像番組の視聴及び録画の申込みを行う場合は、別記第2号様式のデジタル画像視聴、録画申込(承諾)書2部(録画の場合は、SVHSビデオテープを添付すること。)を統制管理者に提出するものとする。
- 7 統制管理者は、前号の申込みがあった場合は、統制局の運用に支障がないことを確認のうえ申込者に対し前号のデジタル画像視聴、録画申込(承諾)書1部を返送するものとする。

(保守運用)

第11条 無線局の保守運用上必要な通信は、原則として非常通信等の妨げにならないときに行わなければならない。

機器を調整するための試験電波発射等についても同様とする。

(電話番号)

第12条 徳島県総合情報通信ネットワークシステムの電話番号は別に定めるものとする。

(通信の統制)

第13条 統制管理者は、非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、無線回線の効率的運用を図るため、必要に応じて通信を統制することができる。

- 2 統制管理者は、前項の統制をするときは、統制開始の時刻、解除の予定時刻、その他必要な事項をあらかじめ関係無線局に通知しなければならない。
- 3 統制中における一般通信は、統制台に申し込まなければならない。
- 4 一斉通信は、次の事項を明示し、統制台に申し込まなければならない。

相手局名
 申込者氏名
 申込者課名
 申込者電話番号
 一斉通信の内容等

(通信管理者の指示)

第14条 統制管理者は、無線局の利用に関し次の各号の一に該当する事実を認めたときは、直ちに適当な指示をしなければならない。

- 1 みだりに電波を発射して空間を攪乱するとき
- 2 自己の通信を強要し、統制に従わないとき
- 3 機器の調整が不良で、通信が円滑に行われないうとき

- 4 法規を逸脱し、また定められた以外の通信を行うとき
- 5 その他通信の統制を害するとき

第3章 管理

(通信担当者の職務)

第15条 通信担当者は、常に無線設備の状態並びに通信の状況等を把握し、無線局の機能が十分に発揮できるよう努めなければならない。

(整備点検)

第16条 使用管理者は、必要に応じて通信担当者に無線設備の整備点検を行わせなければならない。

- 2 通信担当者は、前項の整備点検を行ったときは、その状況を使用管理者に報告しなければならない。

(備付け書類)

第17条 通信担当者は、無線局に必要な書類の整備及び所定の報告等を行わなければならない。

- 2 前項に掲げる無線局に備付けを必要とする書類は、次のとおりとする。

- (1) 無線局免許状
- (2) 無線検査簿
- (3) 無線局免許申請（変更申請）書副本並びに関係書類、図面等の写し
- (4) 無線局関係届の写し
- (5) 電波法令集
- (6) 無線業務日誌
- (7) 無線従事者選解任届の写し
- (8) その他、関係書類

(事故に対する措置)

第18条 機器の故障、その他事故のため、無線局を運用することができない場合は、使用管理者は、直ちに統制管理者にその旨を連絡して、運用の再開に必要な措置を講じなければならない。

- 2 使用管理者は、事故が復旧し運用を再開したときは、直ちにその旨を統制管理者に連絡しなければならない。

(無線設備の変更の申出)

第19条 使用管理者は、無線設備の変更、又はその設置場所等を変更する必要がある場合は、直ちにその旨を統制管理者に通知し、具体的処置について協議するものとする。

(通信担当者の変更の報告)

第20条 使用管理者は、通信担当者に変更があったときは、すみやかにその旨を統制管理者に報告しなければならない。

付 則

この要綱は、昭和54年2月6日から施行する。

付 則

この要綱は、平成4年12月24日から施行する。

付 則

この要綱は、平成6年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成9年3月7日から施行する。

付 則

この要綱は、平成12年3月28日から施行する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

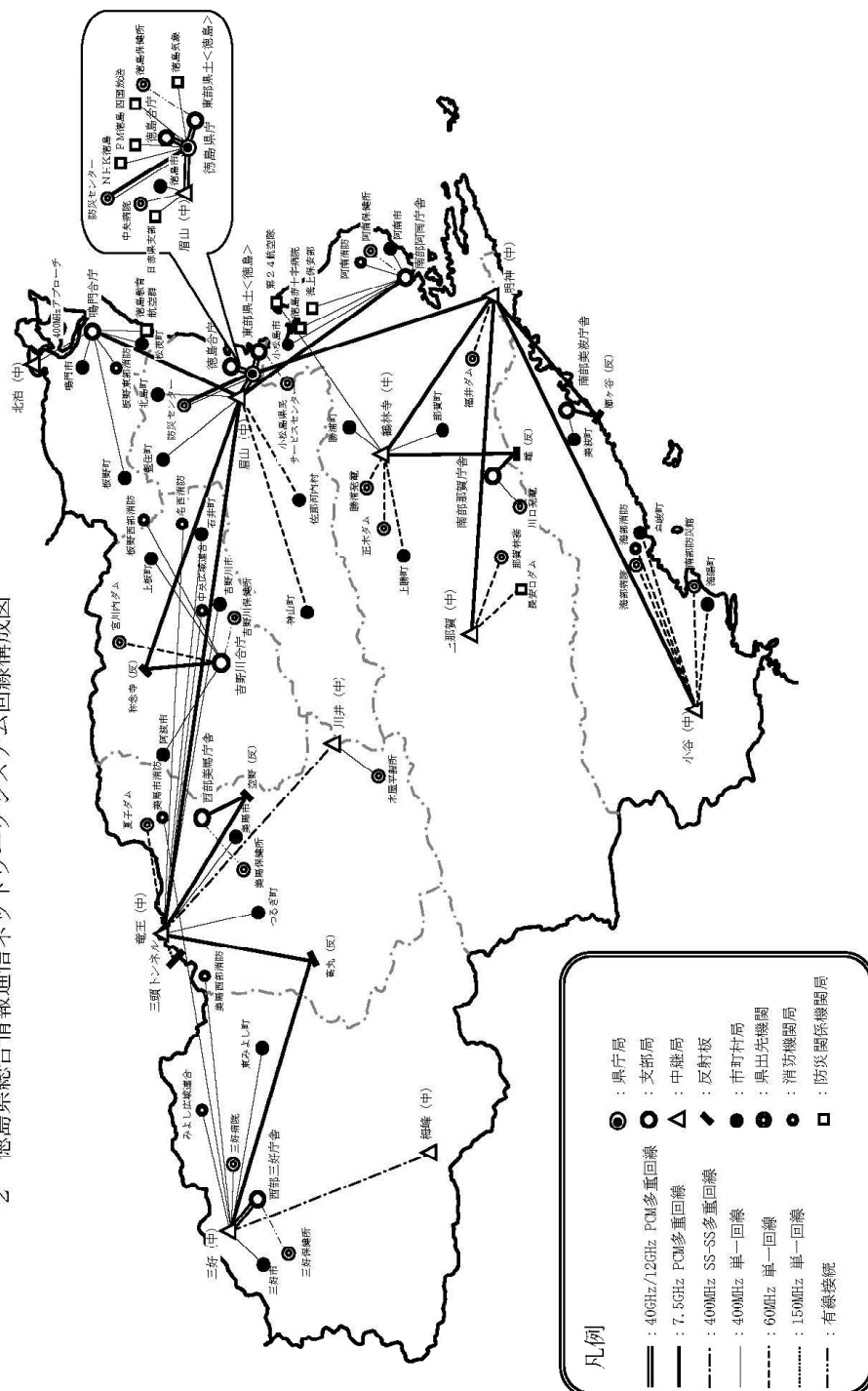
この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

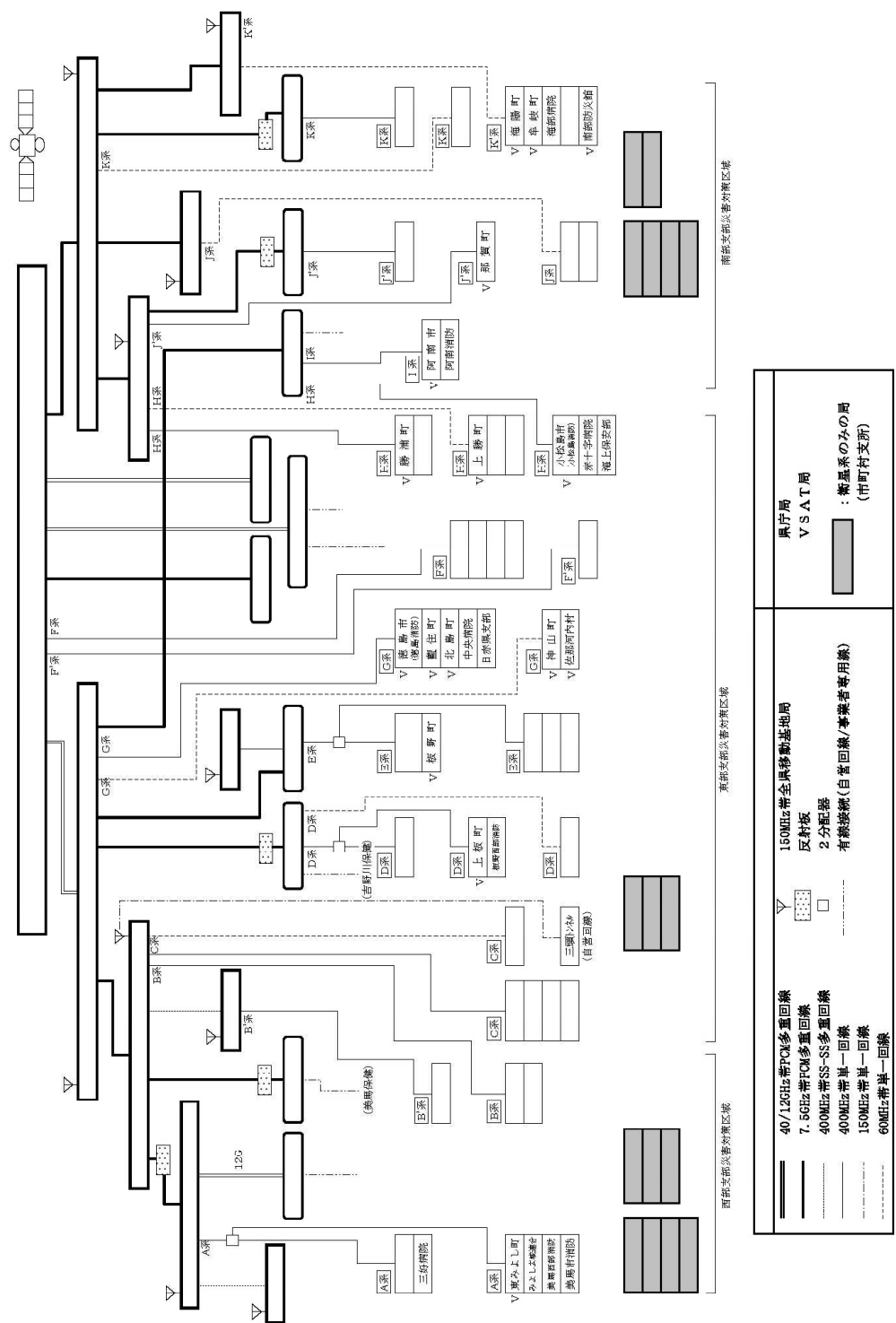
この要綱は、平成15年9月1日から施行する。
付 則
この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
付 則
この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
付 則
この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
付 則
この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
付 則
この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
付 則
この要綱は、平成22年6月16日から施行する。
付 則
この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

2 徳島県総合情報通信ネットワークシステム回線構成図

2 徳島県総合情報通信ネットワークシステム回線構成図



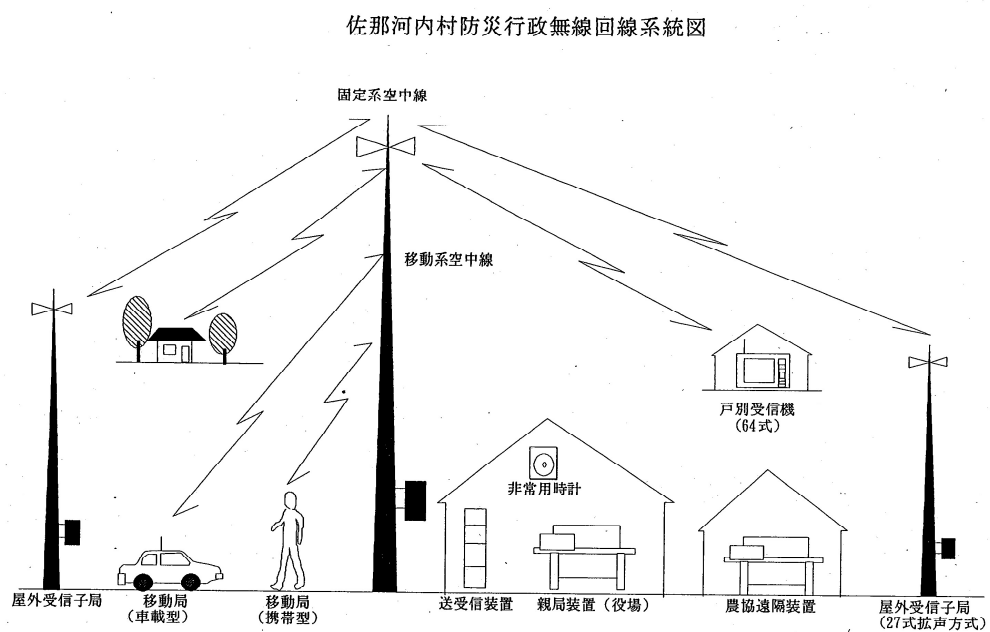
3 徳島県総合情報通信ネットワークシステム回線系統図



4 徳島県地区非常通信協議会加入機関

加入機関名	担当部課	電話番号
徳島県	危機管理局	088-621-2704
徳島海上保安部	警備救難課	0885-33-2244
四国管区警察局徳島県情報通信部	機動通信課	088-622-3101
西日本通信電話株式会社徳島支店	設備部	088-621-3996
徳島県	県土整備部	088-621-2571
徳島県警察本部	生活安全部	088-622-3101
四国地方整備局徳島河川国道事務所	電気通信課	088-654-9160
四国電力株式会社徳島支店	電力部	088-656-4538
四国放送株式会社	デジタル推進局	088-655-7595
徳島地方気象台	技術課	088-622-3857
NHK徳島放送局	報道部	088-626-5975
徳島県漁業用牟岐無線局	局長	0884-72-0179
日本赤十字社徳島県支部	事業推進課	088-631-6068
日本銀行徳島事務所	次長	088-622-3126
海上自衛隊徳島教育航空群	航空通信隊	088-699-5111
海上自衛隊小松島航空基地	基地隊	0885-37-2111
日本アマチュア無線連盟徳島県支部	支部長	0883-74-0333
中小企業金融公庫徳島支店	副長	088-625-7790
徳島バス株式会社	営業部	088-622-1814
徳島少年鑑別所	鑑別部門	088-652-5606
徳島刑務所	処遇部長	088-644-0111
(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ四国徳島支店	技術サービス部	088-626-1870
(株)エフエム徳島	技術運航課	088-656-2110

5 佐那河内村防災行政無線回線系統図



第3編

第5章 災害危険地域等に関する資料

第5章 災害危険地域等に関する資料

1 地すべり防止区域

(1) 地すべり防止区域（国土交通省）

徳島県地域防災計画より

指定番号	区域名	所在地	字	告示年月日	告示番号	指定地面積(ha)
		市町村名				
100	北山	佐那河内村	上	S 36/08/26	1887	35.60
134	上嵯峨	佐那河内村	下	S 36/08/26	1887	142.60
135	下嵯峨	佐那河内村	下	S 36/08/26	1887	72.10
261	府能	佐那河内村	上	S 37/10/17	2655	15.20
262	牛木屋	佐那河内村	上	S 37/10/17	2655	27.60
334	秋城	佐那河内村	上	S 38/02/16	276	23.40
335	明見谷	佐那河内村	下	S 38/02/16	276	13.70
335	明見谷(追加)	佐那河内村	下	H 16/03/26	372	35.22
336	共栄	佐那河内村	下	S 38/02/16	276	6.70

(2) 地すべり指定地（農林水産省）

徳島県地域防災計画より

県内 番号	区域名	所在地	所管 事務所	指定 年度	告示年月日	指定面積
		大字				(ha)
11	奥野々	上	徳島	S37	S 38/03/11	95.00
12	丸田	下	徳島	S37	S 38/03/12	48.20
48	府能西	上	徳島	S45	S 46/03/26	42.00
				S53	S 54/03/31	11.60
54	府能東	上	徳島	S45	S 46/03/27	31.90
57	尾尻	下	徳島	S47	S 48/03/30	43.00
66	尾尻北	下	徳島	S48	S 49/02/20	21.00
79	根郷	下	徳島	S49	S 50/03/31	35.70
86	菅沢	下	徳島	S52	S 53/03/31	61.02
87	平地	上	徳島	S52	S 53/03/31	149.05
99	中辺	上	徳島	S57	S 58/03/23	55.90
120	東山	下	徳島	S63	H 01/03/29	164.40
124	東内	下	徳島	H3	H 03/10/24	41.80

（3）地すべり危険箇所（国土交通省所管分）

徳島県地域防災計画より

整理番号	箇所名	河川名			位置	町・字	面積(ha)
		水系名	幹川名	溪流名	市町村名		
128	栗見坂	吉野川	新町川	嵯峨川	佐那河内村	下	106.3

（4）地すべり危険箇所（農林水産省農村振興局所管分）

地区名	市町村名	大字	字	水田 面積 (ha)	普通畑 面積 (ha)	樹園地 面積 (ha)	小計 (ha)	その他 面積 (ha)	合計 面積 (ha)
明見谷	佐那河内村	上	谷内	1.5	2.5	20.0	24.0	39.0	63.0
谷内	佐那河内村	上	谷内	0.0	1.0	15.0	16.0	33.0	49.0

2 急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地崩壊危険区域

指定番号	区域名	告示年月日	告示 番号	水平面積 (ha)	斜面積 (ha)	主な避難所	主な避難経路	備考
151	高樋	S 52.03.04	151	2.07	2.75	高樋常会集会所	国道438号	

3 急傾斜地崩壊危険箇所

(1) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ（人家5戸以上）

- ア がけ勾配が30度以上
- イ がけ高さが5m以上
- ウ 被災予想人家数5戸以上

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ（27箇所）

（徳島県地域防災計画 資料編から引用）

箇所番号	斜面 区分	箇所名	位置	土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域 等の指定				主な避難所	主な避難経路
			字	警戒区域		特別警戒区域			
				指定年月日	番号	指定年月日	番号		
I -1335	自然 斜面	上中辺(1)	上 上中辺	H21. 08. 21	520	H21. 08. 21	521	井開集会所 宮前公民館	国道438号 村道
I -1336	自然 斜面	宮前(1)	上 宮前						
I -1337	自然 斜面	井開(1)	上 井開	H22. 06. 17	362	H22. 06. 17	364	井開集会所 宮前公民館	国道438号 村道
I -1338	自然 斜面	井開上	上 井開	H22. 06. 17	362	H22. 06. 17	364	井開集会所 宮前公民館	国道438号 村道
I -1339	自然 斜面	北山下	上 北山下						
I -1340	自然 斜面	北山(1)	上 北上						
I -1341	自然 斜面	仁井田(1)	上 仁井田						
I -1342	自然 斜面	高樋	下 高樋	H21. 08. 21	520	H21. 08. 21	524	高樋常会集会所	国道438号
I -1343	自然 斜面	中津	下 中津						
I -1344	自然 斜面	中浦	下 中浦						
I -1345	自然 斜面	根郷	下 日浦						
I -1346	自然 斜面	西ノハナ(1)	下 西ノハナ	H21. 08. 21	520	H21. 08. 21	524	村民体育館グ ラウンド	国道438号
I -1347	自然 斜面	中辺	下 中辺	H21. 08. 21	520	H21. 08. 21	524	中辺集会所	国道438号
I -1348	自然 斜面	馬越	下 馬越						
I -1349	自然 斜面	菅沢(1)	下 菅沢						
I -1350	自然 斜面	御間津	下 御間津						
I -1351	自然 斜面	荒瀬	下 平間						
I -1352	自然 斜面	丸田	下 丸田						
I -1353	自然 斜面	丸田下	下 荒瀬						
I -1354	自然 斜面	中峯(1)	下 中峯						
I -1355	自然 斜面	東内(1)	下 東内						
I -1356	自然 斜面	父の久保	下 父ノ久保						
I -1357	自然 斜面	上嵯峨	下 上嵯峨						
I -1358	自然 斜面	水上(1)	下 水上						
I -1359	自然 斜面	寺谷(1)	下 寺谷						
I -1360	自然 斜面	寺谷(2)	下 寺谷						
I -1361	自然 斜面	尾境(1)	下 尾境	H23. 03. 24	168	H23. 03. 24	170	尾境集会所	国道438号

(2) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ（人家1戸～4戸）

ア がけ勾配が30度以上

イ がけ高さが5m以上

ウ 被災予想人家数1戸～4戸

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ（129箇所）

箇所番号	斜面 区分	箇所名	位置	土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区 域等の指定				主な避難所	主な避難経路
			字	警戒区域		特別警戒区域			
				指定年月日	番号	指定年月日	番号		
Ⅱ-5151	自然 斜面	府能(1)	上 府能						
Ⅱ-5152	自然 斜面	府能(2)	上 府能						
Ⅱ-5153	自然 斜面	府能(3)	上 府能						
Ⅱ-5154	自然 斜面	府能(4)	上 府能						
Ⅱ-5155	自然 斜面	府能(5)	上 府能						
Ⅱ-5156	自然 斜面	府能(6)	上 府能						
Ⅱ-5157	自然 斜面	府能(7)	上 府能						
Ⅱ-5158	自然 斜面	府能(8)	上 府能						
Ⅱ-5159	自然 斜面	府能(9)	上 府能						
Ⅱ-5160	自然 斜面	府能(10)	上 府能						
Ⅱ-5161	自然 斜面	仁井田(2)	上 仁井田						
Ⅱ-5162	自然 斜面	仁井田(3)	上 仁井田						
Ⅱ-5163	自然 斜面	仁井田(4)	上 仁井田						
Ⅱ-5164	自然 斜面	仁井田(5)	上 仁井田						
Ⅱ-5165	自然 斜面	仁井田(6)	上 仁井田						
Ⅱ-5166	自然 斜面	西谷(1)	上 谷						
Ⅱ-5167	自然 斜面	西谷(2)	上 谷						
Ⅱ-5168	自然 斜面	谷(1)	上 谷						
Ⅱ-5169	自然 斜面	谷(2)	上 谷						
Ⅱ-5170	自然 斜面	谷(3)	上 谷						
Ⅱ-5171	自然 斜面	北山(2)	上 北山						
Ⅱ-5172	自然 斜面	北山(3)	上 北山						
Ⅱ-5173	自然 斜面	北山(4)	上 北山						
Ⅱ-5174	自然 斜面	井開(2)	上 井開	H 22. 06. 17	362	H 22. 06. 17	364	井開集会所 宮前公民館	村道
Ⅱ-5175	自然 斜面	井開(3)	上 井開	H 22. 06. 17	362	H 22. 06. 17	364	井開集会所 宮前公民館	村道
Ⅱ-5176	自然 斜面	井開(4)	上 井開	H 22. 06. 17	362	H 22. 06. 17	364	井開集会所 宮前公民館	村道
Ⅱ-5177	自然 斜面	宮前(2)	上 宮前						
Ⅱ-5178	自然 斜面	宮前(3)	上 宮前						

第3編（資料編） 第5章 災害危険地域等に関する資料

Ⅱ-5179	自然斜面	中辺	上 中辺	H 18. 07. 04		H 21. 08. 21		平地集会所	国道438号
Ⅱ-5180	自然斜面	上中辺(2)	上 中辺	H 18. 07. 04		H 21. 08. 21		上中辺集会所	国道438号
Ⅱ-5181	自然斜面	大田原	上 大田原						
Ⅱ-5182	自然斜面	奥野々	上 大田原						
Ⅱ-5183	自然斜面	奥野々下	上 奥野						
Ⅱ-5184	自然斜面	中尾(1)	上 中尾						
Ⅱ-5185	自然斜面	中尾(2)	上 中尾						
Ⅱ-5186	自然斜面	野神原	上 野神原						
Ⅱ-5187	自然斜面	遠野(1)	上 遠野						
Ⅱ-5188	自然斜面	遠野(2)	上 遠野						
Ⅱ-5189	自然斜面	遠野(3)	上 遠野						
Ⅱ-5190	自然斜面	遠野(4)	上 遠野						
Ⅱ-5191	自然斜面	遠野(5)	上 遠野						
Ⅱ-5192	自然斜面	平間(1)	上 平間						
Ⅱ-5193	自然斜面	平間(2)	上 平間						
Ⅱ-5194	自然斜面	白尾	上 白尾						
Ⅱ-5195	自然斜面	牧犢	上 牧犢						
Ⅱ-5196	自然斜面	我楽	上 我楽						
Ⅱ-5197	自然斜面	南野(1)	上 南野						
Ⅱ-5198	自然斜面	南野(2)	上 南野						
Ⅱ-5199	自然斜面	南野(3)	上 南野						
Ⅱ-5200	自然斜面	南野(4)	上 南野						
Ⅱ-5201	自然斜面	西ノハナ(2)	下 西ノハナ	H 21. 08. 21		H 21. 08. 21		村民体育館グラウンド	国道438号
Ⅱ-5202	自然斜面	西ノハナ(3)	下 西ノハナ	H 21. 08. 21		H 21. 08. 21		村民体育館グラウンド	国道438号
Ⅱ-5203	自然斜面	芝生	下 芝生	H 21. 08. 21		H 21. 08. 21		村民体育館グラウンド	国道438号
Ⅱ-5204	自然斜面	尾端(1)	下 尾端	H 23. 08. 24		H 23. 08. 24		根郷集会所	国道438号
Ⅱ-5205	自然斜面	尾端(2)	下 尾端	H 23. 08. 24		H 23. 08. 24		根郷集会所	国道438号
Ⅱ-5206	自然斜面	大西浦	下 大西浦						
Ⅱ-5207	自然斜面	梶畑(1)	下 梶畑						
Ⅱ-5208	自然斜面	梶畑(2)	下 梶畑						
Ⅱ-5209	自然斜面	日浦(1)	下 日浦						
Ⅱ-5210	自然斜面	日浦(2)	下 日浦						
Ⅱ-5211	自然斜面	日浦(3)	下 日浦						
Ⅱ-5212	自然斜面	中津東	下 中津						
Ⅱ-5213	自然斜面	高樋(2)	下 高樋	H 21. 08. 21	520	H 21. 08. 21	524	高樋常会集会所	国道438号
Ⅱ-5214	自然斜面	下野(1)	下 高樋	H 23. 08. 24	168	H 23. 08. 24	170	高樋常会集会所	国道438号
Ⅱ-5215	自然斜面	下野(2)	下 下野	H 23. 08. 24	168	H 23. 08. 24	170	高樋常会集会所	国道438号
Ⅱ-5216	自然斜面	下野(3)	下 下野	H 23. 08. 24	168	H 23. 08. 24	170	高樋常会集会所	国道438号

第3編（資料編） 第5章 災害危険地域等に関する資料

Ⅱ-5217	自然 斜面	下野(4)	下 下野	H 23. 08. 24	168	H 23. 08. 24	170	菅沢集会所	国道438号
Ⅱ-5218	自然 斜面	下野(5)	下 下野	H 18. 07. 04	780	未指定			
Ⅱ-5219	自然 斜面	戎浦(1)	下 戎浦	H 21. 03. 02	131	未指定			
Ⅱ-5220	自然 斜面	戎浦(2)	下 戎浦	H 21. 03. 02	131	未指定			
Ⅱ-5221	自然 斜面	一ノ瀬(1)	下 一ノ瀬	H 21. 03. 02	131	未指定			
Ⅱ-5222	自然 斜面	一ノ瀬2()	下 一ノ瀬	H 21. 03. 02	131	未指定			
Ⅱ-5223	自然 斜面	一ノ瀬(3)	下 一ノ瀬	H 21. 03. 02	131	未指定			
Ⅱ-5224	自然 斜面	一ノ瀬(4)	下 一ノ瀬	H 21. 03. 02	131	未指定			
Ⅱ-5225	自然 斜面	一ノ瀬(5)	下 一ノ瀬	H 21. 03. 02	131	未指定			
Ⅱ-5226	自然 斜面	尾境(2)	下 尾境	H 23. 03. 24	168	H 23. 03. 24	170	尾境集会所	村道
Ⅱ-5227	自然 斜面	八反地1()	下 八反地						
Ⅱ-5228	自然 斜面	八反地(2)	下 八反地						
Ⅱ-5229	自然 斜面	寺谷	下 寺谷						
Ⅱ-5230	自然 斜面	仕出(1)	下 仕出						
Ⅱ-5231	自然 斜面	仕出(2)	下 仕出						
Ⅱ-5232	自然 斜面	追上	下 追上						
Ⅱ-5233	自然 斜面	坂手	下 坂手						
Ⅱ-5234	自然 斜面	田野々	下 田野々	H 21. 08. 21	520	H 21. 08. 21	524	根郷農村公園	国道438号
Ⅱ-5235	自然 斜面	菅沢(1)	下 菅沢	H 18. 07. 04	780	未指定		尾境集会所	国道438号
Ⅱ-5236	自然 斜面	菅沢(2)	下 菅沢						
Ⅱ-5237	自然 斜面	日ノ浦(1)	下 日ノ浦						
Ⅱ-5238	自然 斜面	日ノ浦2()	下 日ノ浦						
Ⅱ-5239	自然 斜面	日ノ浦(3)	下 日ノ浦						
Ⅱ-5240	自然 斜面	日ノ浦(4)	下 尾尻西						
Ⅱ-5241	自然 斜面	平間	下 平間						
Ⅱ-5242	自然 斜面	舟戸	下 舟戸						
Ⅱ-5243	自然 斜面	中峯(2)	下 中峯						
Ⅱ-5244	自然 斜面	中峯3()	下 中峯						
Ⅱ-5245	自然 斜面	中峯(4)	下 中峯						
Ⅱ-5246	自然 斜面	中峯(5)	下 中峯						
Ⅱ-5247	自然 斜面	大西(1)	下 大西						
Ⅱ-5248	自然 斜面	大西(2)	下 大西						
Ⅱ-5249	自然 斜面	大西(3)	下 大西						
Ⅱ-5250	自然 斜面	東内(2)	下 東内						
Ⅱ-5251	自然 斜面	明見谷(1)	下 明見谷						
Ⅱ-5252	自然 斜面	明見谷(2)	下 明見谷						
Ⅱ-5253	自然 斜面	宮本(1)	下 宮本						
Ⅱ-5254	自然 斜面	宮本(2)	下 宮本						

第3編（資料編） 第5章 災害危険地域等に関する資料

II-5255	自然 斜面	西地	下 西地						
II-5256	自然 斜面	墓ノ久保(1)	下 墓ノ久保						
II-5257	自然 斜面	墓ノ久保(2)	下 墓ノ久保						
II-5258	自然 斜面	墓ノ久保(3)	下 墓ノ久保						
II-5259	自然 斜面	墓ノ久保(4)	下 墓ノ久保						
II-5260	自然 斜面	栗見坂	下 栗見坂						
II-5261	自然 斜面	馬木谷	下 馬木谷						
II-5262	自然 斜面	阿ら田(1)	下 父ノ久保						
II-5263	自然 斜面	阿ら田(2)	下 父ノ久保						
II-5264	自然 斜面	阿ら田(3)	下 父ノ久保						
II-5265	自然 斜面	滝バタ(1)	下 滝バタ						
II-5266	自然 斜面	滝バタ(2)	下 滝バタ						
II-5267	自然 斜面	滝バタ(3)	下 滝バタ						
II-5268	自然 斜面	水上(2)	下 水上						
II-5269	自然 斜面	水上(3)	下 水上						
II-5270	自然 斜面	小屋ノ久保 (1)	下 小屋ノ久保						
II-5271	自然 斜面	小屋ノ久保 (2)	下 小屋ノ久保						
II-5272	自然 斜面	東山(1)	下 東山						
II-5273	自然 斜面	東山(2)	下 東山						
II-5274	自然 斜面	東山(3)	下 東山						
II-5275	自然 斜面	東山(4)	下 東山						
II-5276	自然 斜面	ウチウ	下 ウチウ						
II-5277	自然 斜面	尾尻(1)	下 尾尻						
II-5278	自然 斜面	尾尻(2)	下 尾尻						
II-7809	人工 斜面	下野(5)	下 下野	H 23. 03. 24	168	H 23. 03. 24	170	尾境集会所 高樋常会集会所	国道438号

(3) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅲ（人家0戸）

ア がけ勾配が30度以上

イ がけ高さが5m以上

ウ 被災予想人家数0戸の場合でも、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる箇所

4 急傾斜地崩壊危険区域警戒雨量基準等

市町村地域防災計画においては、急傾斜地崩壊による災害を未然に防止するため応急措置の内容および実施すべき時期等について定めるものとし、必要に応じて県は市町村を支援する。

ア 実施すべき時期は、降雨量によることとするほか（下表の警戒態勢をとる場合の基準雨量を参考にして、地域の特性を加味してあらかじめ別に定めておくものとする。）危険区域内の状況等に異常が生じた場合において市町村長が必要と認めたときとする。

イ 第1警戒態勢においては、危険区域内の警戒巡視、住民等に対する広報等を実施する。

ウ 第2警戒態勢においては、住民等に対して避難準備を行うよう広報する。ほか、必要に応じ、災害対策基本法第56条に規定する警告、同法第59条に規定する事前措置、同法第60条に規定する避難の指示等の処置を実施するものとする。

警戒体制をとる場合の基準雨量例

	前日までの連続雨量が100mm以上であった場合	前日までの連続雨量が40mm～100mm以上であった場合	前日までの雨量がない場合
第1警戒態勢	当日の日雨量が50mmを越えたとき	当日の日雨量が80mmを越えたとき	当日の日雨量が100mmを越えたとき
第2警戒態勢	当日の日雨量が50mmを越え、時雨量が30mm程度の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が80mmを越え、時雨量が30mm程度の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が100mmを越え、時雨量が30mm程度の強雨が降り始めたとき

ただし、降雪、融雪時ならびに地震、地すべり等発生時は別途考慮するものとする。

5 砂防指定地（9箇所）

番号	市町村名	水系名	幹川名	溪流名	告示年月日	告示番号	指定地 面積(ha)
1	佐那河内村	吉野川	園瀬川	園瀬川	S 26/12/15	1038	56.4
2	佐那河内村	吉野川	園瀬川	園瀬川	S 41/07/26	2350	4.15
3	佐那河内村	吉野川	園瀬川	園瀬川	S 43/02/10	155	27.8
4	佐那河内村	吉野川	園瀬川	嵯峨谷及び 寺谷	S 43/02/10	155	17.7
5	佐那河内村	吉野川	園瀬川	嵯峨谷及び 栗見坂谷	S 44/01/16	20	27.13
6	佐那河内村	吉野川	園瀬川	馬木谷	S 55/05/26	1059	4.58
7	佐那河内村	吉野川	園瀬川	エウガ西谷	H 22/06/15	661	1.6834
8	佐那河内村	吉野川	園瀬川	高森東谷	H 30/06/26	777	0.3382
9	佐那河内村	吉野川	園瀬川	高森東谷 (追加)	H 31/03/08	314	0.4191

6 土石流危険渓流

土石流危険渓流Ⅰ（26箇所）

渓 流 番 号	渓流名			所在地	渓流概要		土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定				管理区域名※
	水系名	河川名	渓流名	字	渓流長 (km)	渓流面積 (km ²)	警戒区域		特別警戒区域		
							指定年月日	番号	指定年月日	番号	
15002	吉野川	園瀬川	竜甲谷	仁井田	0.27	0.12					
15003	吉野川	園瀬川	ジジソ谷	仁井田	0.32	0.06					
15004	吉野川	園瀬川	横峯谷	田中	0.26	0.29					
15005	吉野川	園瀬川	三ツ谷谷	田中	0.37	0.29					
15006	吉野川	園瀬川	出会谷	北山	0.16	0.10					
15007	吉野川	園瀬川	ヱノ谷	井開	0.32	0.28	H 22/06/17	362	H 22/06/17	364	ヱノ谷
15008	吉野川	園瀬川	東谷川	井開	0.22	0.06	H 22/06/17	362	H 22/06/17	364	
15009	吉野川	園瀬川	朝宮谷	宮前	0.11	0.02					
15010	吉野川	園瀬川	ヲノ谷	宮前	0.08	0.07					
15013	吉野川	園瀬川	上中辺谷	中辺	0.11	0.04	H 21/08/21	520			上中辺谷(1)
15014	吉野川	園瀬川	高森東谷	中辺	0.15	0.03	H 21/08/21	520	H 21/08/21	524	
15015	吉野川	園瀬川	下中辺西谷	鯉ノ内	0.13	0.02	H 21/08/21	520	H 21/08/21	524	
15016	吉野川	園瀬川	下中辺東谷	鯉ノ内	0.16	0.03	H 21/08/21	520	H 21/08/21	524	
15017	吉野川	園瀬川	西ノハナ谷	西ノハナ	0.05	0.01	H 21/08/21	520	H 21/08/21	524	
15019	吉野川	園瀬川	ドフドフ原東谷	日浦	0.21	0.04					
15021	吉野川	園瀬川	ドフドフ原谷	中津	0.26	0.17					
15022	吉野川	園瀬川	中津谷	中津	0.24	0.48					
15024	吉野川	園瀬川	エウガ西谷	高樋	0.20	0.07	H 21/08/21	520	H 21/08/21	524	
15025	吉野川	園瀬川	高樋谷	高樋	0.14	0.03	H 21/08/21	520	H 21/08/21	524	
15028	吉野川	明見谷川	明見谷	横関	0.78	0.95					
15029	吉野川	明見谷川	墓ノ久保谷	墓ノ久保	0.30	0.21					
15030	吉野川	嵯峨川	阿ら田谷	滝バタ	0.58	0.34					
15031	吉野川	嵯峨川	中峯下谷	中峯	0.08	0.03					
15032	吉野川	嵯峨川	三本松谷	東山	0.88	0.38					
15033	吉野川	園瀬川	堂ノ前谷	寺谷	0.09	0.05					
15035	吉野川	園瀬川	寺谷谷	寺谷	0.23	0.17					

土石流危険渓流Ⅱ（10箇所）

渓流番号	溪流名			所在地	溪流概要		土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定				管理区域名※
	水系名	河川名	溪流名	字	溪流長 (km)	溪流面積 (km ²)	警戒区域		特別警戒区域		
							指定年月日	番号	指定年月日	番号	
25001	吉野川	嵯峨川	府能谷	府能	0.11	0.02	H 18. 07. 04	780	未指定		
25011	吉野川	園瀬川	平地谷	平地	0.70	0.92	H 18. 07. 04	780	未指定		
25012	吉野川	根郷川	井開東谷	井開	0.23	0.08	H 18. 07. 04	780	H21. 8. 21	524	上中辺谷(2)
25018	吉野川	根郷川	日浦谷	日浦	0.58	0.50					
25020	吉野川	根郷川	ヌコ谷	中浦	0.60	0.20					
25023	吉野川	根郷川	中津東谷	中津	0.22	0.09	H 21. 08. 21	520	H21. 8. 21	524	
25026	吉野川	園瀬川	モノミ石谷	モノミ石	0.40	0.08	H 21. 08. 21	520	H21. 8. 21	524	
25027	吉野川	根郷川	八反地谷	八反地	0.24	0.19					
25034	吉野川	根郷川	下野北谷	下野	0.22	0.41	H 18. 07. 04	780	未指定		
25036	吉野川	園瀬川	菅沢西谷	菅沢	0.35	0.07	H 18. 07. 04	780	未指定		

7 土石流対策雨量基準

	警戒雨量	危険雨量
連続雨量	200mm 以上	300mm 以上
日 量	150mm 以上	200mm 以上
6 時間量	120mm 以上	180mm 以上
4 時間量	100mm 以上	150mm 以上
2 時間量	70mm 以上	100mm 以上
1 時間量	50mm 以上	60mm 以上

8 山地に起因する災害危険地区

(1) 山腹崩壊危険地区

山腹崩壊により、公共施設等に直接被害を与える恐れのある地区
 山腹崩壊危険地区（18箇所） 令和3年3月31日現在

番号	山 腹 崩 壊 危険地区名	所在地 ----- 字	面 積 (ha)
1	大川原	大川原	12.00
2	府能	奥川股	4.00
3	奥川股	奥川股	3.00
4	宮前	宮前	5.00
5	中辺 1	中辺	5.00
6	中辺 2	中辺86	4.00
7	中辺 3	中辺107	4.00
8	西ノハナ	西ノハナ	3.00
9	根郷1	根郷	17.00
10	根郷2	根郷	10.00
11	高樋	高樋	13.00
12	明見谷	百尾	3.00
13	栗見坂	栗見坂10-3	6.00
14	一ノ瀬	一ノ瀬93-11	10.00
15	奥川股2	奥川股	3.00
16	戎浦	戎浦60-4ほか	21.00
17	下野	下野97-26	14.60
18	奥川股3	奥川股	15.00
	計 18地区		152.60

(2) 崩壊土砂流出危険地区

山腹崩壊または地すべりによって発生した土砂が土石流となって流出し、災害が発生する恐れのある地区

崩壊土砂流出危険地区（16箇所） 令和3年3月31日現在

番号	崩壊土砂流出 危険地区名	所在地 ----- 字	面積 (ha)
1	大川原谷	奥川股17-2	5.76
2	奥川股	奥川股	0.48
3	府能北	府能山64-1	0.30
4	大川原	大川原5-93	4.32
5	谷内	谷内28	1.26
6	根郷	根郷85-3	12.60
7	根郷中	中浦54	0.72
8	根郷東	根郷1-43	1.89
9	高樋	モノミ石67-1	0.45
10	中山ヒヨノ谷	碁盤石	3.78
11	次郎ヶ滝谷	中山1-19	3.36
12	壁ヶ獄谷	中山1-84	1.20
13	中山谷東	中山1-132	0.84
14	栗見坂谷	栗見坂	4.05
15	寺谷	寺谷201	0.48
16	尾境	尾境	0.45

	計 16地区		41.94
--	--------	--	-------

※「山地災害危険箇所」とは、林野庁の調査要領に基づいて徳島県が調査し、山地災害のおそれのある危険な箇所として把握しているものです。

位置図については、インターネット上で「徳島県総合地図提供システム内から閲覧可能です。」

<https://maps.pref.tokushima.jp/sanchisaigai/>（すべて半角小文字）

（3） 地すべり危険地区

地すべりにより災害が発生する恐れのある地区

9 重要水防区域

①東部県土整備局（徳島）管内 6/6

付図 番号	河川名	左右岸	担当水防管 理団体の名 称	重要水防区域						
				場所	延長	A	B	要	種別	水防対策 工法
89	園瀬川	左	佐那河内村	高 樋	400		400		越水	積土のう工
90	園瀬川	左	佐那河内村	井 開	300		300		越水	積土のう工
91	園瀬川	左	佐那河内村	根 郷	700		700		越水	積土のう工
92	園瀬川	左	佐那河内村	戎 浦	1,300		1,300		越水	積土のう工

関係区域			危険な場合の措置			備考
地区名	戸数 (戸)	住民数 (人)	担当水防団及び人員 (人)	避難場所	収容能力 (人)	
高 樋	11	28	第3分団 15	保健センター	100	
井 開	10	25	第7分団 25	公民館	100	
根 郷	11	28	第4分団 23	保健センター	(100)	
戎 浦	5	14	第3分団 (15)	保健センター	(100)	

(注) 表の見方は、上の表の右端と下の表の左端を接続して確認します。

() は重複人数

2 県管理河川

徳島県管理河川重要水防区域評価基準（抜粋）

平成17年2月7日 河第878号 河川課長通知

最終改正：令和3年4月1日 河第41号河川整備課長通知

種 別	重 要 度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越水 (溢水)	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が設定されていない箇所にあつては、既往最高水位が現況の堤防高を越えた履歴がある箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が設定されていない箇所にあつては、既往最高水位が現況の堤防高を越えた履歴はないが、その差が0.6m未満の箇所。	

10 保安林配備

保安林配備

1 民有保安林配備現況

総合県民局	保安林 の種類 市町村	水源涵養 保安林		土砂流出防備 保安林 土砂崩壊防備 保安林		その他の 防災保安林		計	
		箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)
東部(徳島)	佐那河内村	6	347	33	35			39	382

2 国有（林野庁所轄） 保安林配備現況

総合県民局	市町村	水源涵養保安林		土砂流出防備保安林		国有 (ha)	官有 (ha)	計 (ha)
		国有(ha)	官有(ha)	国有(ha)	官有(ha)			
東部(徳島)	佐那河内村		7			0	7	7

11 保安林配備

災害時に山間部の避難路が制限されるため、避難路となり得る林道

路線名	道路種別
奥野々線	自動車道2級
ひえばり線	自動車道2級
松カ多尾線	自動車道2級
府能線	自動車道2級

第3編

第6章 危険物等に関する資料

第6章 危険物等に関する資料

1 毒劇物取扱施設数

平成25年2月1日現在

市 町 村 名	一般販売業	農薬用品目販売業	特定品目販売業	計
佐那河内村	0	2	0	2

2 石油類貯蔵取扱事業所

事業所名	所在地	貯蔵・取扱区分	備考
徳島市農協			
佐那河内支所	佐那河内村下字中川原21	屋内貯蔵所	
佐那河内給油所	佐那河内村下字中川原11-1	給油取扱所 一般取扱所	
佐那河内支所 嵯峨出張所	佐那河内村下字東内11-3	給油取扱所 一般取扱所 屋内貯蔵所	
農産工場	佐那河内村下字菅沢184	一般取扱所 地下タンク貯蔵所	
佐那河内運送	佐那河内村下字松川原50-5	給油取扱所	

第3編

第7章 防災資機材等に関する資料

第7章 防災資機材等に関する資料

1 水防倉庫設置及び備蓄資機材の状況

1 県備蓄資機材

県土整備局	東部
設置場所 水防倉庫	万代町水防倉庫
河川名等	管内河川・海岸・港湾
照明器具	個
鎌	20 丁
斧	1 丁
鋸	3 丁
スコップ	57 丁
ツルハシ	13 丁
鍬	5 丁
ハグチ	9 丁
カケヤ	8 丁
土嚢袋類	1,600 枚
むしろ	枚
縄・ロープ	125 束・巻
竹	本
丸太	50 本
くい	700 本
板類	枚
鉄線	80 kg
くぎ	50 kg
かすがい	本
蛇籠	個
袋入土砂	袋

2 佐那河内村備蓄資機材

水防管理団体名	佐那河内村
設置場所 水防倉庫	役場倉庫
河川名等	園瀬川
照明器具	2 個
鎌	丁
斧	丁
鋸	丁
スコップ	丁
ツルハシ	丁
鍬	丁
ハグチ	丁
カケヤ	丁
土嚢袋類	1,000 枚
むしろ	枚
縄・ロープ	束・巻
竹	本
丸太	本
くい	本
板類	枚
鉄線	kg
くぎ	kg
かすがい	本
蛇籠	個
袋入土砂	袋

2 林野火災用空中消火資機材等保有状況

1 県保有分

資機材等の名称	数量	規格等
散布装置(土のう型)	14 基	中型ヘリ用700L型
混合機	4 基	
組立水槽	6 基	2,500L型
可搬式動力ポンプ	4 台	B-3級
ホース	24 本	口径65mm長さ20m
吸管	6 本	口径75mm長さ8m
消火薬剤(20kg入)	100 缶	エフアールS
消火薬剤(20kg入)	100 缶	エフアールT
展着剤(20kg入)	50 袋	CMC
着色剤(5kg入)	4 缶	
バケット	4 基	・7570L型1基(大型ヘリ用) (保管場所:徳島県消防防災航空隊) ・1590L型3基 (うち2基は海上自衛隊徳島教育航空群に貸与中)

保管場所:板野郡北島町鯛浜字大西165

徳島県立防防災センター備蓄倉庫（連絡先:徳島県消防学校（088-683-2200）

：徳島県立防防災センター（088-683-2100）

連絡先：徳島県危機管理部消防保安課（088-621-2284）

2 消防本部、町村保有分

団体名	ジェット シューター	チェーンソー	団体名	ジェット シューター	チェーンソー
徳島市消防局	50	11	阿南市	155	12
鳴門市消防本部	40	3	吉野川市	75	
小松島市消防本部	22	3	美馬市		4
阿南市消防本部	42	6	三好市	80	
名西消防組合	10	3	上勝町	26	
海部消防組合	35	5	勝浦町	40	
板野東部消防組合		2	神山町	32	
板野西部消防組合	20	4	那賀町	68	
徳島中央広域連合	40	10	牟岐町	29	
美馬市消防本部	92	6	美波町	96	
美馬西部消防組合	60	1	海陽町	120	3
みよし広域連合	30	9	板野町	3	10
			つるぎ町	20	4
			東みよし町	27	
			計	1,212	96

3 災害救助物資備蓄数

平成25. 3. 31現在

物資名	規格	数量	保管場所
毛布 (圧縮真空パック)	140cm×190cm	3, 230 枚	日本通運株式会社徳島支店
			徳島市東沖州1丁目20-2
		3, 200 枚	日本通運松茂流通センター
			板野郡松茂町中喜来字稲本183
		3, 140 枚	県立防防災センター
			板野郡北島町鯛浜字大西165
		1, 000 枚	南部総合県民局美波庁舎
			海部郡美波町奥河内字弁財天17番地1
			海陽町立海南病院
			海部郡海陽町四方原字広谷16-1
		500 枚	南部総合県民局阿南庁舎
			阿南市富岡町あ王谷46
		250 枚	西部総合県民局美馬庁舎
美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73			
250 枚	西部総合県民局三好庁舎		
	三好市池田町マチ241		
計		11, 570 枚	
日用品セット	タオル、箸、 スプーン、石鹸、 コップ、軍手、 ポリ袋、包帯、 歯ブラシ、 ポケットティッシュ	1, 800 セット	日本通運株式会社徳島支店
			徳島市東沖州1丁目20-2
		3, 990 セット	日本通運松茂流通センター
			板野郡松茂町中喜来字稲本183
		1, 890 セット	県立防防災センター
			板野郡北島町鯛浜字大西165
		40 セット	県庁倉庫
			徳島市万代町1-1
		1, 000 セット	南部総合県民局美波庁舎
			海部郡美波町奥河内字弁財天17番地1
			海陽町立海南病院
			海部郡海陽町四方原字広谷16-1
		500 セット	南部総合県民局阿南庁舎
阿南市富岡町あ王谷46			
250 セット	西部総合県民局美馬庁舎		
	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73		
250 セット	西部総合県民局三好庁舎		
	三好市池田町マチ241		
計		9, 720 セット	

4 佐那河内村備蓄物品

佐那河内村備蓄物品台帳

物品名	保管場所	数量	購入日	消費期限	備考
備蓄倉庫 1	学校プール横	1 式	H 25. 06. 14		
トイレ	備蓄倉庫 1 内	100 個	H 22. 04. 13		段ボール製
毛布	備蓄倉庫 1 内	200 枚	H 22. 04. 12		真空パック
浄水器一式	備蓄倉庫 1 内	1 式	H 24. 10. 25		アピーザー
発動発電機	備蓄倉庫 1 内	1 台	H 25. 03. 08		ヤマハEF2800iSE
担架	備蓄倉庫 1 内	2 台	H 22. 10. 12		2つ折り
災害救助器具	備蓄倉庫 1 内	5 式	H 22. 10. 12		FK救助工具セットA
コードリール	備蓄倉庫 1 内	3 個	H 22. 10. 12		GS-30
移動かまど	備蓄倉庫 1 内	3 式	H27. .		80リットル
備蓄倉庫 2	西ノハナ	1			
リヤカー	備蓄倉庫 2 内	3			
簡易トイレ	備蓄倉庫 2 内	10 式			
簡易トイレ用テント	備蓄倉庫 2 内	10 式			
バルーン投光器	備蓄倉庫 2 内	1 式			
災害救助器具	備蓄倉庫 2 内	2 式			
救助工具セット	備蓄倉庫 2 内	1 セット			ハンマー、平バール、番線カッター、山形鋸、クレモナロープ、ジャッキ、軍手、収納箱
トイレ	農振センター3階	1 個			プラスチック製
毛布	農振センター3階	125 枚			ビニール入り
布団セット	農振センター3階	1 組			
飲料水ポリ袋	農振センター3階	800 枚	H 21. 09. 02		
飲料水ポリ袋	農振センター3階	100 枚			社協が購入
コードリール	農振センター階段下	1 個			50mCR-255
灯光器	農振センター階段下	2 式			ハロゲン
灯光器(車載用)	農振センター階段下	2 式			LED
懐中電灯	農振センター階段下	5 個			
18L ポリ容器	役場	30 個			
10L ポリ容器	役場	36 個			
トイレ	役場総務企画課横	5 個	H 26. 02. 21		ポータブルトイレ
パーソナルテント	役場総務企画課横	5 式	H 26. 02. 21		ポータブルトイレ用
毛布	役場総務企画課横	150 枚	H 26. 02. 21		真空パック
アルファ米	役場総務企画課横	300 食	H 24. 11. 09	H29. 10	しそわかめ
アルファ米	役場総務企画課横	50 食	H 24. 11. 09	H29. 5	五目ご飯
アルファ米	役場総務企画課横	450 食	H 24. 04. 19	H30. 4	山菜おこわ
ドライカレー	役場総務企画課横	600 食	H 27. 01. 30	H32. 3	100g×50袋
衛星携帯電話	役場総務企画課横	3 式	H 24. 10. 22		NTTドコモ
発動発電機	役場総務企画課横	2 台	H 24. 10. 22		ホンダ9iエントリー
避難所間仕切ボード	役場総務企画課横	4 セット	H 28. 11. 07		ダンボール製

購入日欄の未記入は、購入日が不明のため記入していない。

5 佐那河内村消防団配備備品

分団 備品名	本部 機動隊	1	2	3	4	5	6	7	合計
発電機(ホンダ EM550)		2	1	2	1	1	2	2	11
コードリール(GT30)		2	1	2	1	1	2	2	11
灯光器(RG-505)		2	1	2	1	1	2	2	11
灯光器(T-500)		1	1			1	1	1	5
三脚(K-1)		2	1	2	1	1	2	2	11
泡消火セット		1	1	1	1	1	1	1	7
自動中継コントロールバル		2	2	2	2	2	2	2	14
ウォーターチャージャー		1				1		1	3
分岐ボールバルブ		3	2	3	3	3	2	3	19
ツルハシ		2	1	2	1	1	2	2	11
備中		2	1	2	1	1	2	2	11
剣先スコップ	1	2	1	2	1	1	2	2	12
つつみ		2	1	2	1	1	2	2	11
斧		2	1	2	1	1	2	2	11
鎌		2	1	2	1	1	2	2	11
ホースブリッジ	4	7	4	7	4	4	4	7	41
ガソリン携行缶	1	2	1	2	1	1	1	2	11
スタンドパイプ		2	1	2	1	1	1	2	10
梯子	1	1	1	1		1	1	1	7
災害救助セット		1	1	1	1	1	1	1	7
ジェットシューター		3	3	3	2	3	3	3	20
携帯用無線機		1	1	1	1	1	1	1	7
無反動管鎗		1	1	1	1	1	1	1	7
充電式電動式油圧コンピ ツール	1								1
エンジンカッター	1								1
チェーンソー	1								1
油圧ジャッキ	1								1
可搬ウインチ	1								1
救命胴衣	6								6
A E D	1								1
布担架	1								1
応急処置セット	1								1
拡声器	1								1
救命浮環	1								1
フローティングロープ	1								1
特定小電刀トランシー バー	6								6
携帯用コンクリート破壊 器具	1								1
安全手袋	6								6
ゴーグル	6								6
HID強力ハンディライト	1								1
スイベル根元媒介	2								2

- （注） 梯子は RAX-18を第1、第2、第6及び第7分団に。
HA2-44を第3分団に。
RAX-21を第5分団に配備している。
二つ折り鋼管製シルバー3．6mを本部機動隊に。

6 災害時の協力に関する協定書

佐那河内村（以下、「甲」という。）と四国電力株式会社（以下、「乙」という。）とは、災害時の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 甲、乙は、大規模地震および台風等の災害発生に伴い、大規模な停電等が発生した場合において、双方が緊密な連携を保ち、住民の生活の維持と安全を確保するために電力設備の迅速かつ円滑な復旧をはかるものとする。

（災害情報の提供）

第2条 甲、乙は、相互に、迅速に大規模地震および台風等による災害情報を提供するものとする。

（電力設備の復旧）

第3条 災害により大規模な停電が発生した場合、乙は、乙の供給管轄区域内の被害状況を総合的に判断したうえで、優先順位を見極めながら医療機関（災害拠点病院など）、災害復旧対策の中核となる官公署等への電力供給設備の復旧を可能な限り優先して実施するものとする。

2 前項の電力設備復旧における電源車等の使用は、乙の判断によるものとする。

（復旧作業に対する協力）

第4条 災害により甲が管理する道路が使用不能となり、乙の電力復旧作業に支障をきたした場合、甲は当該区間の迅速な道路復旧に努めるものとする。

2 甲は、乙が電力復旧のために、甲の管理する土地、道路等に、仮設電柱、配電線等の電力供給設備（以下「仮設電柱等」という。）を設置することを承諾する。この場合、復旧の進捗により仮設電柱等が不要となった時は、乙の負担により現状に復するものとする。

3 災害により緊急に電力復旧作業を要する場合において、甲の許認可が必要なとき、甲は、申請書類の提出に先立ち、乙が口頭などの簡易な方法により許認可申請を行うことを認める。この場合、乙は事後、可能な限り速やかに申請書類を提出するものとする。

（復旧拠点・資材置場等の確保に対する協力）

第5条 災害時において、乙の電力復旧作業に必要な復旧拠点、資材置場、駐車場およびヘリポート等の確保にあたっては、甲は乙の要請に協力するよう努める。

（協 議）

第6条 本協定に定めのない事項および本協定の定めについて疑義が生じた場合、甲、乙は誠意をもって協議のうえ解決するものとする。

本協定締結の証として、本書を2通作成し、甲・乙記名捺印のうえ、各自その1通を保有する。

平成25年3月21日

	徳島県名東郡佐那河内村下字中辺71番地1
甲	佐那河内村長 原 仁 志
	徳島県徳島市寺島本町東2丁目29
乙	四国電力株式会社
	常務執行役員 徳島支店長 岡 川 和 彰

7 災害時における電気設備の応急復旧に関する協定書

佐那河内村（以下「甲」という。）と神山電気工事組合（以下「乙」という。）は、災害時の町有施設における電気設備の応急復旧に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、佐那河内村において地震、風水害およびその他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、村有施設における電気設備の応急復旧に関して、甲が乙に対して協力を求めるに当たって必要な手続等を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、佐那河内村内に災害が発生し、次に掲げる業務を遂行するために協力を要請することができる。

- （1） 村有施設等の電気設備の応急復旧活動に関すること
- （2） 応急復旧活動中に二次災害等を発見した場合における関係機関への通報に関すること。
- （3） その他甲が特に必要と認める業務に関すること。

2 甲は、前項の要請を行うときは、応急復旧対策業務要請書（様式）第1号（以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により行い、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（要請に対する協力）

第3条 乙は、前条の要請があったときは、可能な限り当該要請に協力するものとする。

（応急復旧作業後の引渡し）

第4条 乙は、甲の要請による電気設備が応急復旧した場合には、速やかに甲に応急復旧対策業務完了報告書（様式第2号）（以下「報告書」という。）により報告し、相互に作業内容を確認し、甲に引き渡すものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により報告し、その後速やかに報告書を提出するものとする。

（災害復旧実施マニュアルの提示）

第5条 乙は甲の要請に対応するために、あらかじめ災害復旧を実施するためのマニュアルを作成し、甲に提示するものとする。

（連絡責任者の指定）

第6条 この協定に定める協力要請の手続を円滑に行うため、甲乙両者は、事前に連絡責任者及び副連絡責任者（以下「連絡責任者等」という。）を定め文書により報告するものとする。

2 甲乙両者は、連絡責任者等に変更が生じた場合は、その都度、相互に文書で報告するものとする。

（費用の負担）

第7条 この協定に基づき乙が実施した応急復旧活動に要した経費については、災害の発生直前における適正な価格を基準として、甲、乙協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。

（協定の有効期間）

第8条 この協定は、協定締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の締結の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項またはこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議して定

めるものとする。

この協定締結の締結を証するため、本協定書2通作成し、甲乙両者署名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成25年3月27日

甲	佐那河内村		
	佐那河内村長	原	仁 志
乙	徳島県徳島市下町本丁45-1		
	神山電気工事組合		
	組合長	谷	孔 二

様式第1号（第 2 第 2 項関係）

平成 年 月 日

神山電気工事組合組合長 殿

佐那河内村長

応急復旧対策業務要請書

「災害時における電気設備の応急復旧に関する協定書」第 2 条の規定に基づき、つぎのとおり要請いたします。

復 旧 施 設 名		
施 設 所 在 地		
業 務 要 請 期 間		
業 務 要 請 内 容		
施設担当責任者	氏 名	
	連絡先	

様式第 2 号（第 4 条関係）

平成 年 月 日

佐那河内村長 殿

神山電気工事組合組合長

災害復旧業務完了報告書

「災害時における電気設備の応急復旧に関する協定書」第 4 条の規定により、応急復旧業務が完了いたしましたので報告いたします。

記

要 請 年 月 日		
復 旧 施 設 名		
施 設 所 在 地		
業 務 完 了 年 月 日		
施設担当責任者名		
作 業 内 容		
作 業 実 施 業 者	会 社 名	
	担 当 者 名	
	電 話 番 号	

8 災害時における情報交換及び支援に関する協定書

国土交通省四国地方整備局長（以下「甲」という。）と佐那河内村長（以下「乙」という。）は、佐那河内村の区域において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）の情報交換及び支援について、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、災害発生時等において、甲及び乙が連携を図り、佐那河内村民の生命、身体及び財産の安全並びに生活を確保するための迅速かつ円滑な対応を図ることを目的とする。

（協力体制）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、災害発生時等の初動段階から緊密な情報交換が行えるように、相互に協力して必要な体制を整えるものとする。

（支援内容）

第3条 災害初動時に甲が実施する支援内容は、次のとおりとする。

- （1） 被害状況の把握及び提供
- （2） 情報連絡網の構築
- （3） 災害応急措置
- （4） その他必要と認められる事項

（現場情報連絡員の派遣）

第4条 甲は、災害発生時等の状況により、甲及び乙が行う応急対策並びに甲が行う支援の円滑な実施に資するため必要と認めたときは、佐那河内村災害対策本部等に職員を現地情報連絡員として派遣し、情報交換にあたらせるものとする。

（支援の要請）

第5条 佐那河内村の区域における国土交通省所管施設等に災害が発生し、又は発生の恐れがある場合は、必要に応じて、乙は甲に支援要請を行うものとする。なお、乙は、現地情報連絡員を経由して甲に支援要請が行えるものとする。

（支援の実施）

第6条 甲は乙からの支援要請に対し、災害対策用資機材及び人員の配置状況等を勘案し調整した上で、乙にその内容を伝え、可能な支援を行うものとする。なお、甲は、現地情報連絡員を通じて調整内容を乙に伝える場合がある。

（平常時の連携）

第7条 甲及び乙は、この協定の実施に関して必要となる連絡体制の整備その他必要と認められる事項について、訓練及び会議の開催等を通じて平常時からの連携に努めるものとする。

（その他）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

上記のとおり協定を締結した証として、本書2通作成し、甲、乙押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年11月1日

第 3 編（資料編） 第 7 章 防災資機材等に関する資料

- 甲 香川県高松市サンポート高松3番33号
国土交通省 四国地方整備局長 川 崎 正 彦
- 乙 徳島県名東郡佐那河内村下字中辺71番地1
佐那河内村長 原 仁 志

[参考事項]

「災害時における情報交換及び支援に関する協定書」第3条の支援内容に関する考え方

国土交通省四国地方整備局長（以下「甲」という。）と佐那河内村長（以下「乙」という。）が平成23年11月1日付けで締結した「災害時における情報交換及び支援に関する協定書」第3条に規定する支援を行った場合の経費負担の取扱いは、下記のとおりとする。

- 1 甲が災害初動時に第3条（1）（2）の支援を行う場合は、原則として甲の負担とする。
なお、災害初動時とは、原則として甲が支援本部を設置又は事務所長等が支援支部を設置している期間とする。
- 2 甲が災害初動時に第3条（3）（4）の支援を行う場合は、原則として支援を受けた機関の負担とする。
ただし、第3条（3）の支援を行う場合で、下記の①～⑤の全てに該当する場合は、甲において経費を負担する。
 - ① 災害種別が大規模災害である場合
 - ② 被害拡大や二次災害の発生の防止のための、必要最小限の緊急対応である場合（施設復旧ではない。）
 - ③ 広域災害等で、本来緊急対応をすべき者による対応が困難な場合
 - ④ 国土交通省本省が非常又は緊急災害対策本部を設置し、若しくは非常体制を発令している場合
 - ⑤ 甲が独自の判断で支援を行った場合

「同協定書」第5条（支援の要請）に記載している国土交通省所管施設等の解釈について

「国土交通省所管施設等」とは、国土交通省が係わる国、県及び市町村が管理する公共施設（河川、ダム、海岸、砂防、道路、橋梁、港湾、空港、鉄道、下水、公園、営繕施設等）を言う。

9 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書

佐那河内村（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、災害が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関して、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第2条 本覚書に規定する「災害の発生」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生していること、または同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本覚書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を施設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者又は帰宅困難者等（以下「利用者」という。）へ通信の提供を可能とするものをいう。

（電話機の管理）

第3条 甲は、本覚書に基づき、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

（屋内設備の管理及び破損）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機、端子盤、配管、引込柱等）を設置し、乙が設置する屋内配線（モジュージャックを含む。以下同じ。）とともに、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう維持に努めることとする。

2 屋内配線や保安器、引込線等の乙が設置する設備が甲の故意又は重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとし、修復に係る費用は、原則、甲が負担するものとする。

（設置）

第5条 特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定することとし、設置場所等の必要な情報は甲乙互いに保管するものとする。なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を情報管理責任者（変更）通知書（様式第1号）により通知することとする。

（移転、閉鎖等）

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の移転、閉鎖等の発生が明らかになった場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。また、新たな設置場所を設ける場合は、甲は乙に対し報告することとする。

（定期試験の実施）

第7条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話を即座に利用できるよう、別紙1に定める定期試験を実施することとする。

（異常発見時の扱い）

第8条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け努力するものとする。

（利用の開始）

第9条 特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし。甲は電話機を即座に設置し、利用者の通信確保に努めるものとする。ただし、甲と乙が連絡を取れない場合は、甲の判断により、利用を開始

することができるものとする。

（利用者の誘導）

第10条 甲は、特設公衆電話の利用の開始をした場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

（利用料）

第11条 利用者は、第9条により、特設公衆電話を利用した場合は利用料は発生しないものとする。

（利用の終了）

第12条 特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は電話機を速やかに撤去するものとする。ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所等を閉鎖した場合においては、甲は速やかに電話機を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

（設置場所の公開）

第13条 乙は、災害の発生時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所について、甲と合意した場合、乙のホームページ上で公開するものとする。

（目的外利用の禁止）

第14条 特設公衆電話の利用については、第7条に規定する定期試験及び第9条に基づく利用の場合を除き、禁止するものとする。

2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとし、甲の目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。なお、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等は、甲が負担するものとする。

（協議事項）

第15条 本覚書に定めのない事項又は覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその1通を保有する。

平成25年8月1日

甲 徳島県名東郡佐那河内村下字中辺71番地1
佐那河内村
佐那河内村長 原 仁 志

乙 徳島市西大工町2丁目5番地1
西日本電信電話株式会社
徳島支店長 上 田 直 毅

様式第1号

情報管理責任者通知書

平成 年 月 日

西日本電信電話株式会社
徳島支店長 上 田 直 毅 様

佐那河内村長 原 仁 志

「特設公衆電話の設置・利用に関する覚書」第5条に基づき情報管理責任者（正）及び（副）を下記のとおり通知致します。

避難所名	情報管理責任者氏名	連絡先電話番号等
別紙設置一覧表のとおり	(正) 梯 卓義	TEL 088-679-2113 FAX 088-679-2125 E-mail kakehashi@vill. sanagochi. lg. jp
	(副) 谷 慎也	TEL 088-679-2113 FAX 088-679-2125 E-mail tani@vill. sanagochi. lg. jp
	(正)	TEL FAX E-mail
	(副)	TEL FAX E-mail

設置場所一覧表

名称	住所	電話番号
農業総合振興センター	上字中辺74-1	
小中学校体育館	下字中川原30	
村民体育館	下字西ノハナ29	
高樋保健センター	下字高樋46-1	
寺谷生活改善センター	下字寺谷104	
嵯峨老人憩いの家	下字下田11-1	
嵯峨生活改善センター	下字宮本1	
宮前公民館	上字幸田157	
桜集会所	上字仁井田150	

（別紙1）

特設公衆電話 定期試験仕様書

試験名	実 施 手 順
1. NTT 西日本による回線試験	① NTT 西日本から特設公衆電話の電気通信回線（モジュージャックまで）の回線試験を実施します。
	② 回線に異常が確認された場合は、NTT 西日本が修理を実施します。
2. 自治体による通話試験	① 各避難箇所にて、モジュージャックに電話機を接続し、自治体内の部署等に電話をかけ、正常に通話ができるかの確認を実施します。
	② 通話ができない又は雑音が入る等、異常が確認された場合は、NTT 西日本故障受付部門へ連絡願います。

10 災害時における応急生活物資の供給に関する協定書

（趣旨）

第1条 この協定は、佐那河内村に地震・風水害その他による災害（武力攻撃災害及び緊急処理事態における災害を含む。）が発生した場合（以下「災害時」という。）に、被災者等に対して行う応急生活物資の供給に関して、佐那河内村（以下「甲」という。）と一般社団法人徳島県エルピーガス協会徳島地区会（以下「乙」という。）との協力事項について定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定で定める災害時の協力事項は、原則として甲が対策本部（災害対策本部並びに国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部）を設置し、乙に対して協力要請を行ったときに発動する。

（応急生活物資供給の協力実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、応急生活物資の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（対象となる応急生活物資）

第4条 この協定の対象となる応急生活物資は、原則として別記1のとおりとする。

（要請手続及び連絡責任者）

第5条 この協定による協力要請手続は、原則として文書で行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により協力要請手続を行うことができるものとし、事後に文書を提出するものとする。

2 この協定に関する連絡責任者は、甲においては総務企画課長、乙においては地区長とする。

（費用等の負担）

第6条 第3条により乙が供給した応急生活物資の費用負担区分は、原則として別記2のとおりとする。

2 前項における甲が負担する費用は、災害時直前の適正なそれぞれの価格を基準にして、甲乙協議の上価格を決定し、算定するものとする。

（設置場所の指定及び確認等）

第7条 甲は、乙が応急生活物資の供給及び運搬をしたときは、速やかにその設置場所を乙に指定し、設置後その確認を行い、乙からその引き渡しを受けるものとする。

（支援体制の整備）

第8条 乙は、一般社団法人徳島県エルピーガス協会の本部及び他地区会との連携を強化し、甲の要請に応じるよう体制の整備に努めるものとする。

（協議）

第9条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結後1年間とし、甲乙双方又は何れか一方からの何らかの意思表示がない場合は、更に1年間更新されたものとし、その後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年12月2日

- 甲 佐那河内村
佐那河内村長 原 仁 志
- 乙 一般社団法人徳島県エルピーガス協会徳島地区会
地 区 長 小 川 征 二

別記1

応急生活物資

- 1 LP ガス及び容器
- 2 燃焼器具（3重巻鋳物コンロ）
- 3 その他供給に必要な設備一式

別記2

費用の負担区分

- 1 甲が負担する費用
 - (1) LP ガスの費用
 - (2) 燃焼器具（3重巻鋳物コンロ）
 - (3) 単段調整器の費用
- 2 乙が負担する費用
 - (1) 配送費用
 - (2) 取付け費用
 - (3) その他甲が負担する費用以外の費用

11 災害時における物資供給の応援に関する協定書

佐那河内村（以下「甲」という。）と佐那河内村商工共栄会（以下「乙」という。）とは、次のとおり物資の供給の応援に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災その他による災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲から乙に対して行う物資の供給に関し、その手続き等について定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時における応急措置のため、緊急に物資の確保を図る必要が生じたときは、乙の所有する物資を要請するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、保有物資を供給するものとする。

（物資の種類）

第4条 物資の種類は次のとおりとし、乙が取り扱っているもののうち、甲が緊急に必要なものとする。

- （1） 食料品
- （2） 飲料水
- （3） その他必要なもの

（調達要請の方法）

第5条 前条に掲げる物資の調達要請は、文書によるものとする。ただし、急を要するときは口頭で要請し、事後に文書を提出するものとする。

（物資の価格及び代金の支払い）

第6条 物資の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とし、その代金は、適正な請求書を受理した日から30日以内に甲が支払うものとする。ただし、期限内に支払うことができなくなるおそれがある場合は、第9条に基づき協議するものとする。

（報告）

第7条 この協定の万全な実行を期するため、甲は、乙に対して、その在庫品目、数量等について報告を求めることができるものとする。

（効力）

第8条 この協定の効力は、協定締結後1年間とし、期間満了3ヶ月までに甲、乙いずれからも申出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

（協議）

第9条 この協定の解釈に疑義を生じた場合又は協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議するものとする。

（実施期日）

第10条 この協定は、平成26年 6月22日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成 26 年 6 月 19 日

- | | | |
|---|-------|-------------------------|
| 甲 | 所在地 | 徳島県名東郡佐那河内村下字中辺 7 1 - 1 |
| | 名称 | 佐那河内村 |
| | 上記代表者 | 佐那河内村長 原 仁 志 |
| 乙 | 所在地 | 徳島県名東郡佐那河内村下字中辺 3 6 |
| | 名称 | 佐那河内村商工共栄会 |
| | 上記代表者 | 多 仁 義 則 |

様式第1号（第5条関係）

佐発第 号
平成 年 月 日

佐那河内村商工共栄会 様

佐那河内村長 原 仁 志 印

出 荷 要 請 書

平成 年 月 日付け「災害時における物資供給の応援に関する協定書」に基づき、次の物資の出荷を要請します。

品 名	数 量	備 考

様式第2号（第6条関係）

出 荷 確 認 書

平成 年 月 日付け佐発第 号の出荷要請により次の物資を出荷したことを確認します。

品 名	数 量	備 考

平成 年 月 日

佐那河内村商工共栄会
佐那河内村役場

印
印

12 災害時における緊急救援輸送に関する協定書

佐那河内村（以下「甲」という。）と佐那河内運送株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり緊急救援輸送に関する協定を締結する。

（目的）

この協定は、地震等の大規模な災害が発生し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、甲から乙に対して行う緊急救援輸送の要請に関し、適正かつ円滑な運営を期するため、その手続き等について定めるものとする。

（要請）

甲は、緊急救援輸送を実施するうえで乙の応援を必要と認めるときは、次に掲げる事項を明示して、乙の応援を別記様式第1号様式の文書により要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後文書を速やかに交付するものとする。

- （1） 災害の状況及び応援を要する事由
- （2） 応援を必要とする車両数、車両の種類及び人員
- （3） 物資積込場所及び積卸し場所
- （4） 応援を必要とする期間及び活動内容
- （5） 輸送品目（品名及び量）
- （6） その他参考となる事項

（実施）

乙は、甲から要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して緊急救援輸送を実施するものとする。

（報告）

乙は、前条の規定により緊急救援輸送の応援に従事した場合は、速やかに甲に対し、次に掲げる事項を別記様式第2号の文書により報告するものとする。

- （1） 応援に従事した車両数、車両の種類及び人員
- （2） 走行距離及び地点
- （3） その他必要な事項

（経費の負担）

第3条の規定による緊急救援輸送の応援に要した費用（運賃、料金、有料道路通行料、駐車場使用料等実費負担額）は、甲が負担する。

- 2 運賃、料金等の算出方法については、災害発生時直前における地域の事業者の届出運賃・料金を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

（事故等）

乙の供給した事業用自動車故障その他の理由により運行を中断したときは、乙は、速やかに当該事業用自動車を交換してその供給を継続しなければならない。

- 2 乙は、その事業用自動車の運行に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

（補償）

第7条 第3条の規定により緊急救援輸送の応援に従事した者が、応援に従事したところにより負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合においては、甲は、次に掲げる場合を除き、災害に伴う緊急措置の業務に従事した者に対する損害賠償に関する条例（昭和39年徳島県条例第64条）の定めると

ころにより、その損害を補償する

- (1) 応援に従事する者の故意又は重大な過失による場合
- (2) 当該損害につき、乙又は応援に従事する者が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合
- (3) 当該災害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害補償を受けることができる場合

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の3箇月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、更に1年間期間延長されたものとみなし、以後もこの例による。

(雑則)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成26年 6月23日

甲	所在地	徳島県名東郡佐那河内村下字中辺71番地1
	名称	佐那河内村
	上記代表者	村長 原 仁 志

乙	所在地	徳島県名東郡佐那河内村下字松川原50番地1
	名称	佐那河内運送株式会社
	上記代表者	代表取締役社長 木 下 高 信

別記 第1号様式（第2条関係）

佐発第 号
平成 年 月 日

佐那河内運送株式会社 殿

佐那河内村長 原 仁 志

緊急救援輸送の要請について

「緊急救援輸送に関する協定」第2条第1項の規定に基づき、次のとおり緊急救援輸送を要請します。
災害の状況及び応援を擁する事由

2 応援を必要とする車両及び輸送内容等

輸送月日 (期間)	輸送区間等	輸送業者名	台数/車種 (最大積載量)	乗務員数	輸送物資の種類・数量	

※（その他特記事項）

別記 第2号様式（第4条関係）

佐発第 号
平成 年 月 日

佐那河内村長 原 仁 志 殿

佐那河内運送株式会社
代表者氏名 木 下 高 信

緊急救援輸送の完了について

平成 年 月 日佐発第 号で要請のありました緊急救援輸送については、次のとおり完了したので報告します。

輸送月日 (期間)	輸送区間等 (区間・距離)	輸送業者名	台数/車種 (最大積載量)	乗務員数	輸送物資の内容・数量	

※（その他特記事項）

13 災害時における物資供給の応援に関する協定書

佐那河内村（以下「甲」という。）と徳島市農業協同組合（以下「乙」という。）とは、次のとおり物資の供給の応援に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災その他による災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲から乙に対して行う物資の供給に関し、その手続き等について定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時における応急措置のため、緊急に物資の確保を図る必要が生じたときは、乙の所有する物資を要請するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、保有物資を供給するものとする。

（物資の種類）

第4条 物資の種類は次のとおりとし、乙が取り扱っているもののうち、甲が緊急に必要なものとする。

- （1）食料品
- （2）飲料水
- （3）その他必要なもの

（調達要請の方法）

第5条 前条に掲げる物資の調達要請は、文書によるものとする。ただし、急を要するときは口頭で要請し、事後に文書を提出するものとする。

（物資の価格及び代金の支払い）

第6条 物資の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とし、その代金は、適正な請求書を受理した日から30日以内に甲が支払うものとする。ただし、期限内に支払うことができなくなるおそれがある場合は、第9条に基づき協議するものとする。

（報告）

第7条 この協定の万全な実行を期するため、甲は、乙に対して、その在庫品目、数量等について報告を求めることができるものとする。

（効力）

第8条 この協定の効力は、協定締結後1年間とし、期間満了3ヶ月前までに甲、乙いずれからも申出がない場合は、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

（協議）

第9条 この協定の解釈に疑義を生じた場合又は協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議するものとする。

（実施期日）

第10条 この協定は、平成26年10月21日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成26年10月21日

- | | | |
|---|--------------------|--|
| 甲 | 所在地
名称
上記代表者 | 徳島県名東郡佐那河内村下字中辺71-1
佐那河内村
佐那河内村長 原 仁 志 |
| 乙 | 所在地
名称
上記代表者 | 徳島県徳島市万代町5丁目71番地11
徳島市農業協同組合
代表理事組合長 平 山 功 |

様式第1号（第5条関係）

佐発第 号
平成 年 月 日

徳島市農業協同組合 様

佐那河内村長 原 仁 志 印

出 荷 要 請 書

平成 年 月 日付け「災害時における物資供給の応援に関する協定書」に基づき、次の物資の出荷を要請します。

品 名	数 量	備 考

様式第2号（第6条関係）

出 荷 確 認 書

平成 年 月 日付け第 号の出荷要請により次の物資を出荷したことを確認します。

品 名	数 量	備 考

平成 年 月 日

徳島市農業協同組合 印

佐那河内村役場 印

14 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定

佐那河内村（以下「甲」という。）と社会福祉法人健祥会（以下「乙」という。）は、災害発生時において福祉避難所として、身体等の状況が特別養護老人ホーム、老人短期入所施設等へ入所するに至らない程度の者であって、指定避難所での生活において特別な配慮を要する者（以下「要配慮者等」という。）を、特別養護老人ホーム健祥会ハイジが受け入れるにあたり、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時、乙の運営する福祉施設内において、福祉避難所を設置し、要配慮者等を当該避難所に避難させることにより、要配慮者等が日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

（設置の要請）

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、乙に対し、福祉避難所の設置を要請することができる。

（設置運営）

第3条 乙は、福祉避難所の設置運営にあたっては、第5条第1項各号に掲げる費用等に関する届出（別記様式）を作成し、これを甲に提出するとともに、次に掲げる業務を履行するものとする。

- （1） 要配慮者等への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者等の日常生活上の支援
- （2） 要配慮者等の状況の急変等に対応できる体制の確保
- （3） 福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る毎月の請求（第5条第1項第3号に掲げるものについては、領収書を添付すること。）

（設置運営の期間）

第4条 この協定における福祉避難所の設置運営の期間は、原則として避難してから14日以内とする。ただし、甲が、当該期間内に福祉避難所の設置運営を解除することが困難と認めるときは、甲、乙協議の上、当該期間を延長することができる。

（費用等）

第5条 甲は、乙に対し、福祉避難所の設置運営に要した費用であって、次に掲げるものについて支払をするものとする。

- （1） 介護員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）
 - （2） 要配慮者等に要する食費
 - （3） その他オムツ代等の乙が直接支払ったものに要した費用
- 2 前項各号に掲げるもののほか、洗濯機や乾燥機などの備品等については、事前に甲に了承を得て購入するものとし、その請求は当該備品等の販売事業者が甲へ直接行うよう指示するものとする。
- 3 前項各号及び前項以外の費用の額は、甲、乙協議の上、別に定める。この場合において、甲は日常生活用品、食料など福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとし、乙に供給することにより、該当費用の負担に代えることができるものとする。

（協力体制）

第6条 乙は、福祉避難所の介護員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。この場合において、甲は、乙以外の協定を締結している法人（以下「協定締結法人」という。）に対し協力要請を行い、乙以外の協定締結法人は当該協力要請に応えるものとする。

（要配慮者等の受入れ等）

第7条 甲は、乙における福祉避難所での避難生活が必要であると判断した要配慮者等を紹介し、乙はこれができる限り受け入れるものとする。この場合において、要配慮者等は可能な限り家族等の協力を得て自身の責任において福祉避難所へ避難するものとする。

2 甲は、前項の要請にあたっては、次に掲げる事項を乙に告知するものとする。

要配慮者の住所、氏名、性別及び生年月日

福祉避難所への受入期間

特別な配慮を要する事情

身元引受人がいる場合にあっては、その者の住所、氏名、連絡先など

前各号に掲げられるもののほか、必要と認められる事情

福祉避難所への受入期間は、福祉避難所の設置運営期間の範囲内で甲が定める期間とするが甲が必要と認めるときは、乙に対し福祉避難所の設置運営期間の範囲内でその受入期間の延長を要請することができる。

（福祉避難所の早期閉鎖）

甲は、乙が早期に本来の業務が再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（個人情報の保護）

甲及び乙並びに介助員等及び協定締結法人は、福祉避難所の設置運営に当たり業務上知り得た要配慮者等又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（権利義務の譲渡等の制限）

乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

（関係書類の保管）

乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、事業実施後5年間はこれを保管しなければならない。

（協定の解除）

甲は、乙がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

（協定締結期間）

この協定の締結期間は協定締結後1年間とし、期間満了3箇月前までに甲乙いずれからも申出がないときは1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

（協議）

前各条に定めのない事項について疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、決定するものとする。

（旧協定書）

平成22年4月30日付けで締結した「災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書」については、この協定の締結をもって廃止するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成26年 9月 1日

- | | | |
|---|--------|-----------------------|
| 甲 | 所在地 | 徳島県名東郡佐那河内村下字中辺71番地1 |
| | 名称 | 佐那河内村 |
| | 代表者職氏名 | 村長 原 仁 志 |
| 乙 | 所在地 | 徳島県徳島市国府町東高輪字天満356番地1 |
| | 名称 | 社会福祉法人 健祥会 |
| | 代表者職氏名 | 理事長 中 村 太 一 |

別記

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

乙は、この協定による業務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

乙は、この協定による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、また不当な目的に使用してはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（収集の制限）

乙は、この協定による業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（漏えい、滅失及びき損の防止）

乙は、この協定による業務により知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

（業務従事者への通知）

乙は、この協定による業務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該協定による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

（個人情報の目的外利用、提供の禁止）

乙は、甲の指示がある場合を除き、この協定による業務によって知り得た個人情報を当該協定目的以外の目的に利用し、又甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

乙は、この協定による業務を処理するために甲に引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

乙は、甲が承諾した場合を除き、この協定による業務については自らが行い、第三者にその取扱を委託してはならない。

（資料等の返還）

乙は、この協定による業務を処理するため、甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報を記録した資料等は、各業務の完了後に直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

（事故発生時における報告）

乙は、この協定に違反する事態が生じ、又は生じる恐れがあると知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

15 災害時の避難所指定に関する協定書

佐那河内村（以下「甲」という。）と徳島市農業協同組合（以下「乙」という。）は、地震その他の災害時において、佐那河内村地域防災計画に基づく避難所として乙の所有する施設の利用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

この協定は、災害時において甲が乙の所有する施設を、避難所として利用する上での基本的事項を定めることを目的とする。

（避難所として利用できる施設）

甲が避難所として利用できる乙の所有する施設は別表のとおりとする。

- 2 甲が別表に掲げる以外の施設を新たに避難所として利用する場合は、本協定の再締結を行うものとする。

（支所長との覚書の締結）

甲は、乙の所有する施設を避難所として利用することについて、前条に定める施設の管理者である佐那河内支所長（以下「支所長」という。）と、次に定める内容についての覚書を締結するものとする。

- 一 利用できる施設の範囲に係る事項
- 二 収容できる避難住民等の数の目安に係る事項
- 三 甲において行う避難所設置運営に関するマニュアル等（以下「マニュアル」という。）の整備に係る事項
- 四 甲が実施する避難所開設の訓練等に係る事項
- 五 緊急対応に関しての意思決定の方法に関する事項
- 六 その他必要な事項

（避難所の設置運営等）

災害時の避難所の設置運営は、甲の責任において行うものとする。

災害時の避難所の設置運営については、支所長は甲の要請を受け通常業務を妨げない範囲で甲を支援するものとし、マニュアルにおいて、支所職員の具体的な支援内容について示すものとする。

- 3 甲は、支所長の協力のもと、地域住民等とともにマニュアルを作成することや避難所開設の訓練を実施することなどを通じて、可能な限り地域住民等が自主的に避難所の管理運営を担い得るよう、努めるものとする。

甲は、避難所の管理運営に必要な日常生活用品、食料及び医薬品等の物資の備蓄・調達に努めるものとし、支所長は備蓄等に必要な施設の使用について通常業務を妨げない範囲で許可するものとする。

甲が備蓄・調達する物資（地域の自主防災組織が準備するものを含む。）及び乙が備蓄する物資については、災害時においては、関係法令等に反しない範囲で相互に利用できるものとする。

（開設期間等）

避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、甲は、災害の状況により、期間を延長する必要がある場合は、支所長の認める範囲で期間を延長できるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲は、支所長が早期に通常業務を再開できるよう配慮するとともに、避難所としての利用を早期に終了するよう努めるものとする。

（避難所の終了）

甲は、避難所としての利用を終了する際は、原状に復し、乙の確認を受けるものとする。

- 2 甲の責任に帰すべき事由により施設が滅失し、又はき損したときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。避難した住民等が施設又は支所長の管理する設備器具等を滅失、又はき損したときも、同様と

する。

（使用料等）

第7条 本協定に基づき、甲が第2条に規定する乙の管理する施設を避難所として使用する場合は使用料は無償とする。

2 前条に規定する場合において生じる電気料、水道料、ガス使用料、燃料費及びその他の費用については、甲が負担するものとし、当該費用の算定については、前年度同月実績との比較等に基づき、支所長が行うものとする。

（協定の有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、平成26年10月21日から平成27年10月20日までとする。ただし、期間満了の3箇月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成26年10月21日

甲 名東郡佐那河内村下字中辺71番地1
佐那河内村
上記代表者 佐那河内村長 原 仁 志

乙 徳島県徳島市万代町5丁目71番地11
徳島市農業協同組合
上記代表者 代表理事組合長 平 山 功

別表（第2条関係）

平成26年10月21日

甲 名東郡佐那河内村長 原 仁 志

乙 徳島市農業協同組合
代表理事組合長 平 山 功

甲が避難所等として利用できる施設は、次のとおりとする。

施設名	住所
徳島市農協佐那河内支所	佐那河内村下字中川原21番地
2階（和室 27㎡、 13人。会議室 110㎡、 55人）	
構造及び建築年 （鉄筋コンクリート造 2階建、昭和49年9月建築）	
車いす等避難の可否 （可・否）	

徳島市農協佐那河内支所選果場	佐那河内村下字中辺44番地2
1階（ 1,479㎡、 739人。2階東側170㎡、救援物資等の集配場）	
構造及び建築年 （鉄骨造 2階建、平成16年8月建築）	
車いす等避難の可否 （可・否）	

徳島市農協佐那河内支所嵯峨出張所	佐那河内村下字東内11番地3
2階（会議室 128 ㎡、 64人）	
構造及び建築年 （鉄筋コンクリート造 2階建、平成11年 月建築）	
車いす等避難の可否 （可・否）	

徳島市農協佐那河内支所高樋事務所	佐那河内村下字高樋50番地1
2階（会議室 118㎡、 59人）	
構造及び建築年 （鉄筋コンクリート造 2階建、昭和43年7月建築）	
車いす等避難の可否 （可・否）	

農産工場	佐那河内村下字菅沢184番地
2階（休憩室 10㎡、 5人）	
構造及び建築年 （鉄筋コンクリート造 2階建、昭和45年3月建築）	
車いす等避難の可否 （可・否）	

※ 避難所施設の指定について

1 地震対応としては耐震強度が必要条件となります。よって、鉄筋コンクリート造等昭和56年6月以降に建築された堅牢な建物とします。

風水害等の避難所としては、土砂災害危険区域等や浸水の恐れがない場所に建てられている建築構造は問わない建物とします。

なお、収容人員は、避難生活を送る場合、1人の占有面積を2㎡と計算する。

覚書（第3条関係）

平成26年10月21日

甲 佐那河内村長 原 仁 志

乙 徳島市農業協同組合佐那河内支所
支所長 宮 本 忠 佳

避難所等として使用することに係る覚書

利用できる施設の範囲に係る事項

別表（第2条関係）に記載している施設とする。

収容できる避難住民等の数の目安に係る事項

（1） 指定避難所

一定期間、避難生活のための避難先であることから、一人あたりの占有面積を2㎡とする。

（2） 緊急避難場所

内水氾濫やがけ崩れなど切迫した危険から逃れるための場所で、避難が短時間と想定されることから、一人あたりの占有面積を1㎡とする。

避難所設置運営に関するマニュアル等の整備に係る事項

別に定める「避難所運営マニュアル」を参考に、避難所の設置運営を図る計画としています。

避難所開設の訓練等に係る事項（支所職員の避難所設置運営に関わる支援の内容）

避難者数の確認、避難者名簿の作成、避難状況の報告、食料・飲料水の供給、毛布等軽寝具の貸与、解放区域の明示等を考えています。

5 緊急対応に関しての意思決定の方法に関する事項

避難所運営協議会で避難者等からの意見、要望等を統一的に意思決定し、その内容を協議会代表者を通じて村災害対策本部に連絡、村は、その対応策を決定して連絡、実施する。

6 その他必要な事項

16 災害時における緊急物資提供に関する協定書(徳島ペプシコーラ販売(株))

佐那河内村役場（以下「甲」という。）と徳島ペプシコーラ販売株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における救援物資提供について次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における物資の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 徳島県名東郡に震度5弱以上の地震または、同等以上の災害が発生若しくは発生する恐れがある場合において、甲の対策本部が設置され、その対策本部からの物資の提供について要請があった時、乙は以下の内容により協力するものとする。

乙は、第1項の要請があった場合は、甲所有の施設又は敷地内に設置している災害対応型自動販売機（緊急時飲料提供ベンダー）の機内在庫の製品を甲に無償提供するものとする。

（協力の要請）

第3条 甲は、この協定による要請を行う時は、救援物資提供要請書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がないかぎり同一内容をもって継続するものとする。

前項の解消の申し出は、相手方に申し出るものとする。’

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項若しくは疑義のあるとき又はこの協定を変更する必要が生じたときは、そのつど甲、乙協議のうえ処理するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成23年4月4日

甲 徳島県名東郡佐那河内村下字中辺71番地1
佐那河内村長 原 仁 志

乙 徳島市川内町旭野82番地7
徳島ペプシコーラ販売株式会社
代表取締役 友 成 勝

17 災害時における緊急物資提供に関する協定書(四国コカコーラボトリング(株))

災害時における救援物資提供に関する協定書

佐那河内村（以下「甲」という。）と四国コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資提供に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における物資の提供に関し、乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 町内に震度5弱以上の地震又は同等以上の災害が発生若しくは発生するおそれがある場合において、甲の災害対策本部が設置され、その災害対策本部から物資の提供について要請があったときは、乙は次条に規定する内容により協力するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、地域貢献型自動販売機（メッセージボード搭載型）の機内在庫の製品を甲に無償提供するとともに、速やかにフォロー態勢を整えるなど万全を期すものとする。この場合において、道路不通及び停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を講ずるものとする。

（申請の手続）

第4条 甲は、この協定による要請を行うときは、救援物資提供要請書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がない限り同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、1か月前までに相手方に申し出るものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関して必要な事項その他この協定に定めない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上各1通を保有する。

平成19年2月21日

甲 徳島県名東郡佐那河内村下字中辺71番地1
佐那河内村長 松 尾 肇

乙 香川県高松市春日町1378番地
四国コカ・コーラボトリング株式会社
専務取締役営業本部長 大 内 喬

18 災害発生時における佐那河内村と佐那河内郵便局及び徳島中央郵便局の協力に関する協定

佐那河内村（以下「甲」という。）と佐那河内郵便局（以下「乙」という。）及び徳島中央郵便局（以下「丙」という。）は、佐那河内村内に発生した地震その他による災害時において、甲、乙及び丙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定する。

（定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲、乙及び丙は、佐那河内村内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

（1）緊急車両等としての車両の提供

（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）

（2）甲又は乙丙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供

（3）郵便局ネットワークを活用した広報活動

（4）災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除

（5）丙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供

（6）避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを実行するための必要な事項^{（注）}

（7）株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

（8）前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

^{（注）} 避難者情報確認シート（避難先届）又は転居届の配布・回収を含む。

（協力の実施）

第3条 甲、乙及び丙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲、乙及び丙の協議の上、決定するものとする。

（災害情報連絡体制の整備）

第5条 甲、乙及び丙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（情報の交換）

第6条 甲、乙及び丙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

（連絡責任者）

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

- 甲 佐那河内村 総務企画課長
- 乙 日本郵便株式会社 佐那河内郵便局長
- 丙 日本郵便株式会社 徳島中央郵便局 総務部長

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙で協議し決定する。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、平成27年6月1日から平成28年3月31日までとする。ただし、甲又は乙丙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算し、さらに翌年度も効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年6月1日

甲 佐那河内村
徳島県名東郡佐那河内村下字中辺71-1
佐那河内村長 原 仁 志 印

乙 佐那河内郵便局
徳島県名東郡佐那河内村下字高樋41-6
日本郵便株式会社
佐那河内郵便局長 塩 本 正 博 印

丙 徳島中央郵便局
徳島県徳島市八百屋町1-2
日本郵便株式会社
徳島中央郵便局長 山 地 守 印

No.

避難者情報確認シート（避難先届）

____年 ____月 ____日現在

※ご記入いただきました個人情報に関しては、佐那河内村役場の業務のみに使用し、厳正に管理します。

ただし、下記にご承諾をいただいた場合は、郵便配達業務のために郵便局に開示します。

- ☐ 本紙に記載した情報の郵便局への開示を承諾します。
（※承諾の場合は、□内に「レ」を付してください。）

【お問合せ先】 佐那河内村役場 電話：088－679－2113

届出者氏名	
-------	--

- ◇ これまでのご住所（アパート等集合住宅の場合は部屋番号までご記入ください）

〒	—
---	---

- ◎ 郵便物の配達について（いずれかを○でお囲みください）

- ・自宅への配達
- ・現在避難している場所

〒	—
---	---

- ・その他への配達 ⇒ 郵便局へ転居届を提出してください。

◇氏名等

世帯主	フリガナ		
	氏名	(姓)	(名)
家族・同居人	フリガナ		
	氏名①	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名②	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名③	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名④	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名⑤	(姓)	(名)
事業所名			

第3編

第8章 報道体制に関する資料

第8章 報道体制に関する資料

1 徳島県における緊急警報放送について

人命や社会生活に直接重大な影響を及ぼす大地震や津波など、非常災害の予知情報の警報の類は、国民に迅速、正確かつできる限りもれなく伝えられることが望まれる。

放送はその手段の一つとして重要な役割を果たし得るが、深夜など家庭の受信機のスイッチが入っていない場合には無力になる難点がある。

そこで放送電波に重畳する緊急警報信号によって、家庭に備える緊急警報受信機から警報音を発生したり、自動的に他の受信機のスイッチを入れたり緊急警報するよう開発されたのが緊急警報放送である。

放送局では、重大な災害情報の放送に先立って、番組の音声信号を中断して緊急警報信号（開始信号）を放送する。

緊急警報受信機の緊急警報信号受信部は常時電源が入っており、信号の検出を行っている。

緊急警報信号が受信、検出されると、はじめて受信・増幅部が働くようになり、引き続いて放送される災害情報を聴取できるようになる。

緊急警報受信機によっては、緊急警報信号を検出した時に、受信者の注意を喚起するブザー音を発生するものや、他の一般の受信機の電源を入れるものも考えられる。

災害情報の放送をひとしきり行くと、放送局では、緊急警報受信機を再び待機状態に戻すため、緊急警報信号（終了信号）を放送する。

なお、緊急警報信号は、1kHz 近傍の周波数のトーン信号をそれぞれ、符号 0 と 1 に対応させたデジタル信号であり、聴感上はピロピロという音として聞こえる。

緊急警報信号の技術基準は、57 年度に電波技術審議会で答申されており、その後、郵政省を中心に放送事業者と防災関係機関（国土庁、消防庁、気象庁、警察庁）の間で、緊急警報放送の運用方法などについて協議が進められた。

その結果、緊急警報信号を送出できる場合の規定、地域符号の使用区分などが、緊急警報信号の信号方式などとともに、郵政省令として定められ、60 年 6 月 1 日に公布、施行された。

本県では、NHK 徳島放送局と四国放送が、緊急警報放送を実施している。

緊急警報放送が対象とする災害情報は、当面、次の 3 つ、①大規模地震の警戒宣言、②津波警報、③都道府県知事等の、災害対策基本法に基づく要請により行う災害に関する情報、に限られている。

緊急警報信号（開始信号）には、全ての受信機を動作させる第 1 信号と、受信するしかないかを受信機により選択できる第 2 信号とがある。

このほか、この信号には、信号の適用対象地域を示す「地域符号」（地域共通符号、広域符号及び県域符号）、および信号の送出時刻を示す「時刻符号」が含まれている。

地域符号の識別機能を持つ受信機では、地域符号（または都道府県あるいは広域名）を設定すれば、地域共通符号付きの緊急警報信号のほかはその地域向けの緊急警報信号だけを選択的に受信する。

また、時計付きの受信機では、± 10 分の制度を保っていれば、妨害電波による誤動作を防ぐことができる。

緊 急 警 報 信 号 の 種 類

区 分	開 始 信 号	地 域 符 号
大規模地震の警戒宣言	第 1 種	徳 島
津 波 警 報	第 2 種	徳 島
災対法による放送要請	第 1 種	徳 島

2 避難情報の放送に関する申し合わせについて

企第162号
平成18年6月27日

各市町村防災主管課長 殿

徳島県危機管理局企画課長

避難情報の放送に係る申し合わせについて（通知）

本県の危機管理・防災行政の推進につきまして、日頃より御理解・御協力をいただき、ありがとうございます。

さて、平成16年の台風・集中豪雨の経験により、災害時における避難指示等の避難情報について、放送を通じて広く迅速に地域住民に提供するための伝達体制を、都道府県・市町村・放送事業者が連携して行う必要があることについては、先に国から指摘されているところです。

これを受けて、県では昨年度より、放送事業者との協議を進めるとともに、各市町村への意見照会及び市町村防災担当者を集めた説明会などを行ってまいりました。

その結果、このほど、別添「避難情報の放送に係る申し合わせ」について、各放送事業者と合意いたしましたので報告いたします。

あわせて、平成18年7月1日より「避難情報の放送に係る申し合わせ」の運用を開始いたしますのでお知らせします。

今後は、各市町村とも同申し合わせにより、避難情報等の放送事業者への依頼及び県への報告を、適切・迅速に行っていただけますようお願い申し上げます。

(別紙1)

日本放送協会徳島放送局
 四国放送株式会社
 株式会社エフエム徳島
 株式会社エフエムびざん
 徳島県危機管理環境部
 (徳島県総合県民局)

佐那河内村長

印

住民への避難情報（第 号）の周知について（依頼）

市町村名	佐那河内村		発令情報の種類 ※注1	☐ 高齢者等避難	
所属名				(☐ 発令 ☐ 解除)	
発信者 職氏名				☐ 避難指示	
				(☐ 発令 ☐ 解除)	
電話番号	0 8 8 - 6 7 9 -			☐ 緊急安全確保	(☐ 発令 ☐ 解除)
発令・解除日時	年	月	日	時	分
想定される災害 (○印を記入)	水害・土砂災害・高波・高潮・津波・その他()				
対象地区名等 (避難場所) ※注2	地区	世帯	人	()	
	地区	世帯	人	()	
	地区	世帯	人	()	
	地区	世帯	人	()	
備考 (発令理由など)					

当村において避難情報を発令しました（することとしました）ので、貴社（局）より、次のとおり避難情報を放送していただけますようお願い申し上げます。

なお、本書にて徳島県へも併せて報告いたします。

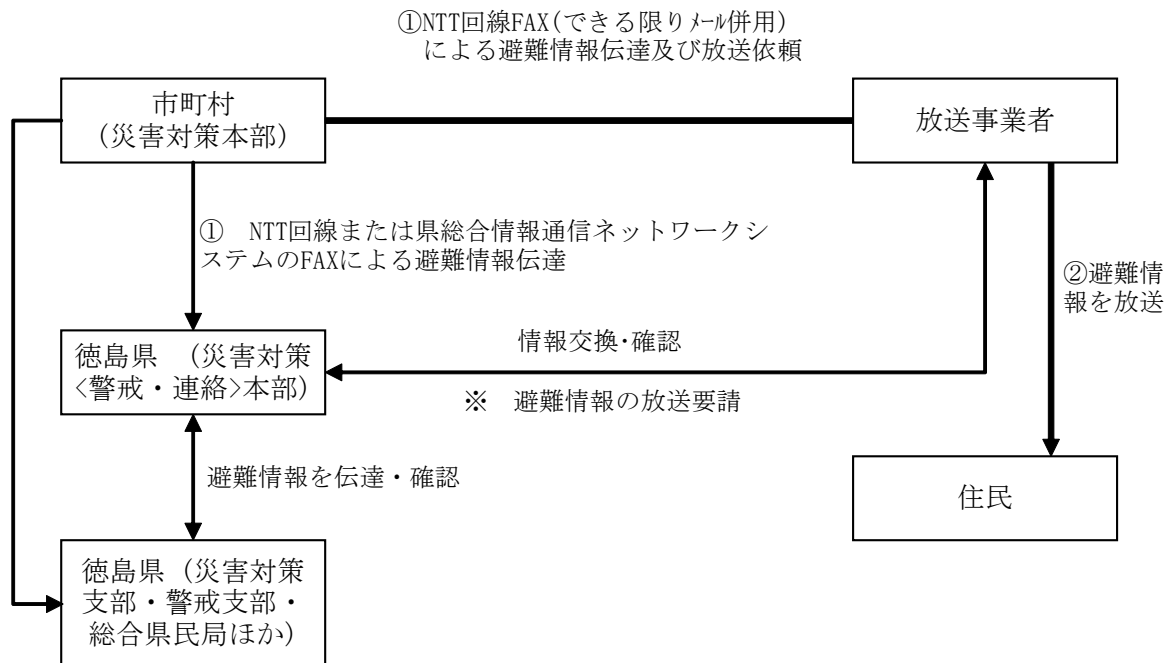
※注1 該当する項目の「□」に、はっきりとチェックを入れること。

※注2 自治体以外の地名・地区名及び避難場所には、全て「ふりがな」を付すこと。緊急を要する場合、世帯数・人数はが概数を記入すること。

※注3 市町村長の押印について、緊急時で市町村長の押印が難しい場合は、防災対応責任者（防災主幹課長等）の押印に替えることとする。

（別紙2）

放送事業者との伝達系統



- ① 市町村は、別紙様式に必要事項を記入し、放送事業者へNTT回線によるFAX（できる限りメール併用）による送信を行い、避難情報の伝達及び放送の依頼を行う。
また、同時に、徳島県災害対策＜警戒・連絡＞本部へ（総合県民局管内の市町村については総合県民局の防災担当へも）FAXを送信する。
 - ・ 市町村は、事前に避難情報伝達用として、放送事業者4社及び徳島県災害対策＜警戒・連絡＞本部（及び総合県民局）のFAX番号を登録しておく。
 - ・ 市町村は、FAXが着信しているか、必ず放送事業者に電話で確認を行うものとする。
- ② 放送事業者は、市町村からFAX着信後、自主的な判断のもと、放送形式、内容、時刻及び送信系統を決定し、可能な限り有効適切な方法で放送を行う。
その際、放送事業者は、必要に応じて徳島県に電話等による確認を行えるものとし、徳島県は誠意をもって対応するものとする。
市町村が災害対策基本法第60条（市町村長の避難の指示等）の事務が行うことができないとき、県が当該市町村のように代わって実施する。
- ③ 担当者リストの作成
年度当初に県が作成する「災害時における連絡責任者リスト」によるものとする。

第3編

第9章 災害救助に関する資料

第9章 災害救助に関する資料

1 災害救助法の適用基準

基準

最も通常の災害における原則的な基準を示すもので、被害地域の広狭等に応じて、次の3種に分かれる。

ア 当該市町村の被害世帯数が次の表の①の世帯数に達したとき。

イ 被害世帯数が県の一部にわたる相当広範囲な地域に発生した場合で、県下の被害世帯が1,000世帯以上で、しかも当該市町村の被害世帯数が次の表の②の世帯数以上に達したとき。

ウ 被害が県下全域にわたる極めて大規模な災害で、市町村の被害世帯数が前記ア及びイの基準には達しないが、県の被害世帯数が5,000世帯以上に達したとき。

なお、この場合は、市町村の救護活動に任せられない程度の被害であるか否かを被害態様（緩慢であるか急激であるか、死傷者が生じたかどうか）や周囲の状況に応じて個々に判断する。

	人口数	適用世帯	
	R2.10.1（国勢調査）	①被害世帯数	②被害世帯数
佐那河内村	2,058	30	15

（備考） 被害世帯数は、住家の滅失した世帯（全壊、全焼、流出）を基準とし、半壊等は1/2、床上浸水等は1/3とみなして換算する。

①は、災害救助法施行令第1条第1項第1号による市町村の区域内の人口に応じた世帯数。

②は、災害救助法施行令第1条第1項第2号による徳島県の区域内の被害世帯数が1,000世帯以上ある場合の市町村の区域内の人口に応じた世帯数。

2 令和 3 年度災害救助基準

救助の種別	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置 (法第 4 条第 1 項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を供与する。	(基本額) 避難所設置費 1 人 1 日当たり 330 円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7 日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
避難所の設置 (法第 4 条第 2 項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1 人 1 日当たり 330 円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第 2 条第 2 項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間 (災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第 2 条第 2 項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1 戸当たり 5,714,000 円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。 ○ 賃貸型応急住宅	災害発生の日から 20 日以内 工事	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として 5,714,000 円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50 戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は 2 年以内
		○ 賃貸型応急住宅	災害発生の日から	1 費用は、家賃、共益費、敷

第 3 編（資料編） 第 9 章 災害救助に関する資料

		1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	ら速やかに借上げ、提供	金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様																																																							
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1 人 1 日当たり 1,180 円以内	災害発生の日から 7 日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1 食は 1/3 日)																																																							
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7 日以内	輸送費、人件費は別途計上																																																							
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4 月～9 月）、冬季（10 月～3 月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から 10 日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること																																																							
		<table><tr><td>区 分</td><td>1 人世帯</td><td>2 人世帯</td><td>3 人世帯</td><td>4 人世帯</td><td>5 人世帯</td><td>6 人以上 1 人増すごとに加算</td></tr><tr><td>全壊</td><td>夏</td><td>18,800</td><td>24,200</td><td>35,800</td><td>42,800</td><td>54,200</td><td>7,900</td></tr><tr><td>全焼</td><td>冬</td><td>31,200</td><td>40,400</td><td>56,200</td><td>65,700</td><td>82,700</td><td>11,400</td></tr><tr><td>流失</td><td>夏</td><td>6,100</td><td>8,300</td><td>12,400</td><td>15,100</td><td>19,000</td><td>2,600</td></tr><tr><td>半壊</td><td>冬</td><td>10,000</td><td>13,000</td><td>18,400</td><td>21,900</td><td>27,600</td><td>3,600</td></tr><tr><td>半焼</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>床上浸水</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	区 分	1 人世帯	2 人世帯	3 人世帯	4 人世帯	5 人世帯	6 人以上 1 人増すごとに加算	全壊	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900	全焼	冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400	流失	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600	半壊	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600	半焼								床上浸水									
区 分	1 人世帯	2 人世帯	3 人世帯	4 人世帯	5 人世帯	6 人以上 1 人増すごとに加算																																																					
全壊	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900																																																				
全焼	冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400																																																				
流失	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600																																																				
半壊	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600																																																				
半焼																																																											
床上浸水																																																											
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班…使用した薬剤治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から 14 日以内	患者等の移送費は、別途計上																																																							
助産	災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の 100 分の 80 以内の額	分べんした日から 7 日以内	妊婦等の移送費は、別途計上																																																							
被災者の救出	1 現に生命、身体が	当該地域における通常の実費	災害発生の日	1 期間内に生死が明らかにな																																																							

第 3 編（資料編） 第 9 章 災害救助に関する資料

	危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者		から 3 日以内	らない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければならないことが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1 世帯当たり ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 595,000 円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000 円以内	災害発生の日から 3 ヶ月以内 （災害対策基本法第 23 条の 3 第 1 項に規定する特定災害対策本部、同法第 24 条第 1 項に規定する非常災害対策本部又は同法第 28 条の 2 第 1 項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6 ヶ月以内）	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1 人当たり次の金額以内 小学校児童 4,500 円 中学校生徒 4,800 円 高等学校等生徒 5,200 円	災害発生の日から （教科書） 1 ヶ月以内 （文房具及び通学用品） 15 日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12 歳以上） 215,200 円以内 小人（12 歳未満） 172,000 円以内	災害発生の日から 10 以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の検索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内	1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生後 3 日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く）をする。	（洗浄、消毒等） 1 体当たり 3,500 円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり 5,400 円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれ	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均	災害発生の日から 10 以内	

第 3 編（資料編） 第 9 章 災害救助に関する資料

	ているため生活に支障をきたしている場合で自力で除去することができない者	137,900 円以内		
輸送費及び賃金 職員等雇上費 (法第 4 条第 1 項)	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理 配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第 4 条第 1 号から第 4 号までに規定する者	災害救助法第 7 条第 1 項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第 3 条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第 17 条第 1 号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第 21 条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記 1 から 7 までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 143 条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 イ 3 千万円以下の部分の金額については 100 分の 10 ロ 3 千万円を超え 6 千万円以下の部分の金額については 100 分の 9 ハ 6 千万円を超え 1 億円以下の部分の金額については 100 分の 8 ニ 1 億円を超え 2 億円以下の部分の金額については 100 分の 7 ホ 2 億円を超え 3 億円以下の部分の金額については 100 分の 6 ヘ 3 億円を超え 5 億円以下の部分の金額については 100 分の 5 ト 5 億円を超える部分の金額については 100 分の 4	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

この基準によっては、救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

第3編

第10章 医療・防疫に関する資料

第10章 医療・防疫に関する資料

1 救急病院等一覧表

(1) 災害拠点病院

ア 基幹災害拠点病院

圏域	医療機関名	所在地	電話番号
東部Ⅰ	徳島県立中央病院	徳島市蔵本町1丁目10-3	088-631-7151

イ 地域災害拠点病院

圏域	医療機関名	所在地	電話番号
東部Ⅰ	徳島大学病院	徳島市蔵本町2-50-Ⅰ	088-631-3111
	徳島市民病院	徳島市北常三島町2-34	088-622-5121
	徳島県鳴門病院	鳴門市撫養町黒崎字小谷32番地	088-683-0011
東部Ⅱ	J A 徳島厚生連吉野川医療センター	吉野川市鴨島町知恵島字西知恵島120	0883-26-2224

圏域:保健医療圏

(2) DMAT指定医療機関

圏域	医療機関名	所在地	電話番号
東部Ⅰ	徳島県立中央病院	徳島市蔵本町1丁目10-3	088-631-7151
	徳島大学病院	徳島市蔵本町2-50-Ⅰ	088-631-3111
	徳島市民病院	徳島市北常三島町2-34	088-622-5121
	田岡病院	徳島市万代町4丁目2-2	088-622-7788
	徳島県鳴門病院	鳴門市撫養町黒崎字小谷32番地	088-683-0011
東部Ⅱ	J A 徳島厚生連吉野川医療センター	吉野川市鴨島町知恵島字西知恵島120	0883-26-2224

※ 圏域:保健医療圏

(3) 救急告示医療機関

ア 初期対応を中心とする医療機関

圏域	医療機関名	所在地	電話番号
東部Ⅰ	松永病院	徳島市庄町4丁目63番地1	088-632-3328
	協立病院	徳島市八万町橋本92-1	088-668-1070
	中洲八木病院	徳島市中洲町1丁目31	088-625-3535
	橘整形外科	徳島市寺島本町西2丁目37-1	088-623-2462
	麻野病院	名西郡石井町石井字石井231-1	088-747-2311
	中村整形	徳島市南二軒屋町1丁目1番16号	088-652-1119
	徳島健生病院	徳島市下助任町4丁目9番地	088-622-7771
東部Ⅱ	兼松病院	鳴門市撫養町斎田字大堤54番地	088-685-4537
	小河病院	鳴門市撫養町南浜字東浜716番地	088-686-2322
	稲次整形外科病院	板野郡藍住町笠木字西野50番地の1	088-692-5757
	浦田病院	板野郡松茂町広島字南ハリ13	088-699-2921

イ 中・重症救急対応医療機関

圏域	医療機関名	所在地	電話番号
東部Ⅰ	徳島市民病院	徳島市北常三島町2-34	088-622-5121
	田岡病院	徳島市万代町4丁目2-2	088-622-7788
	水の都記念病院	徳島市北島田町1丁目45番地2	088-632-9299
	手束病院	名西郡石井町石井字石井434	088-674-0024
	川島病院	徳島市吉佐古1番町1番39号	088-631-7711
東部Ⅱ	徳島県鳴門病院	鳴門市撫養町黒崎字小谷32番地	088-683-0011
	独立行政法人国立病院機構東徳島医療センター	板野郡板野町大寺字大向北1-1	088-672-1171
	きたじま田岡病院	板野郡北島町鯛浜字川久保30番地1	088-698-1234
東部Ⅲ	J A徳島厚生連吉野川医療センター	吉野川市鴨島町知恵島字西知恵島120	0883-26-2224
	阿波病院	阿波市市場町市場字岸ノ下190番地1	0883-36-5151

ウ 救命救急センター等

圏域	医療機関名	所在地	電話番号
全県	徳島県立中央病院	徳島市蔵本町1丁目10-3	088-631-7151
	徳島大学病院	徳島市蔵本町2-50-Ⅰ	088-631-3111
	徳島赤十字病院	小松島市小松島町字井利ノ口103番地	0885-32-2555
	徳島県立三好病院	三好市池田長シマ815-2	0883-72-1131

※ 圏域:救急医療圏

2 特定施設に係る医療機関一覧表

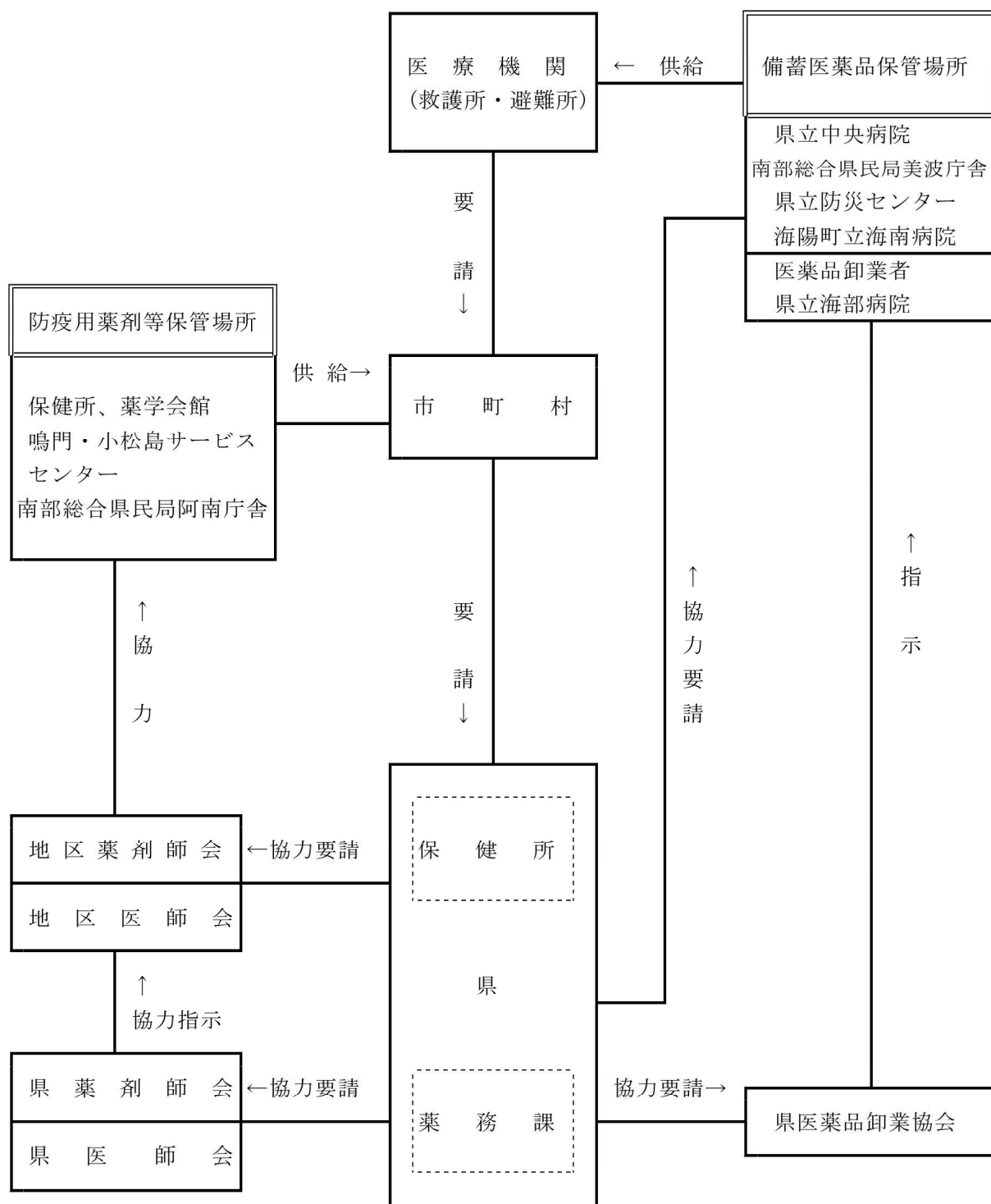
(1) 透析施設

施設名	住所	電話番号
住友内科病院	徳島市安宅2-1-10	088-622-1122
伊藤ケンゾー診療所	徳島市応神町西貞方字仁徳31-1	088-683-3715
たまき青空病院	徳島市国府町早淵字北カシヤ56番地1	088-642-5050
沖の洲病院	徳島市城東町1-8-8	088-622-7111
赤沢病院	徳島市川内町沖島68-1	088-665-3091
徳島県立中央病院	徳島市蔵本町1丁目10-3	088-631-7151
小倉診療所	徳島市蔵本町2-27	088-632-1151
徳島大学病院	徳島市蔵本町2-50-Ⅰ	088-633-7159
亀井病院	徳島市八万町寺山231	088-668-1177
川島病院	徳島市北佐古一番町1-39	088-631-0110
徳島市民病院	徳島市北常三島町2-34	088-622-5121
鳴門川島クリニック	鳴門市大津町段関字西68-5	088-683-0810
徳島県鳴門病院	鳴門市撫養町黒崎字小谷32番地	088-683-0011
岩朝病院	鳴門市撫養町立岩字元地280番地	088-685-8855
吉永外科	鳴門市大津町吉永字前の越273-3	088-685-3033
徳島健生病院	徳島市下助任町4-9-1	088-622-7771
協立病院	徳島市八万町橋本92-1	088-668-1070
徳島赤十字病院	小松島市小松島町字井利ノ口103番地	0885-32-2555
ライフクリニック	小松島市赤石町14-27	0885-37-1811
小松島金磯病院	小松島市金磯町10-19	0885-33-1211
阿南共栄病院	阿南市羽ノ浦町中庄蔵ノホケ36	0884-44-3131
玉真病院	阿南市宝田町荒井20	0884-23-0551
J A 徳島厚生連吉野川医療センター	吉野川市鴨島町知恵島字西知恵島120	0883-26-2224
鴨島川島クリニック	吉野川市鴨島町飯尾字福井396-3	0883-24-8551
阿波病院	阿波市市場町市場字岸ノ下190-1	0883-36-5151
半田病院	美馬郡つるぎ町半田字中藪234-1	0883-64-3145
脇町川島クリニック	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南39-2	088-55-0110
三加茂田中病院	三好郡東みよし町加茂1883-4	0883-82-3700
三木病院	三好市三野町芝生1027	0883-77-3900
徳島県立三好病院	三好市池田町シマ815-2	0883-72-1131
牟岐診療所	海部郡牟岐町大字中村字山田25-1	0884-72-2856
独立行政法人国立病院機構 東徳島医療センター	板野郡板野町大寺字大向北1-1	088-672-1171
矢野医院	板野郡藍住町矢上字西160-102	088-692-4411

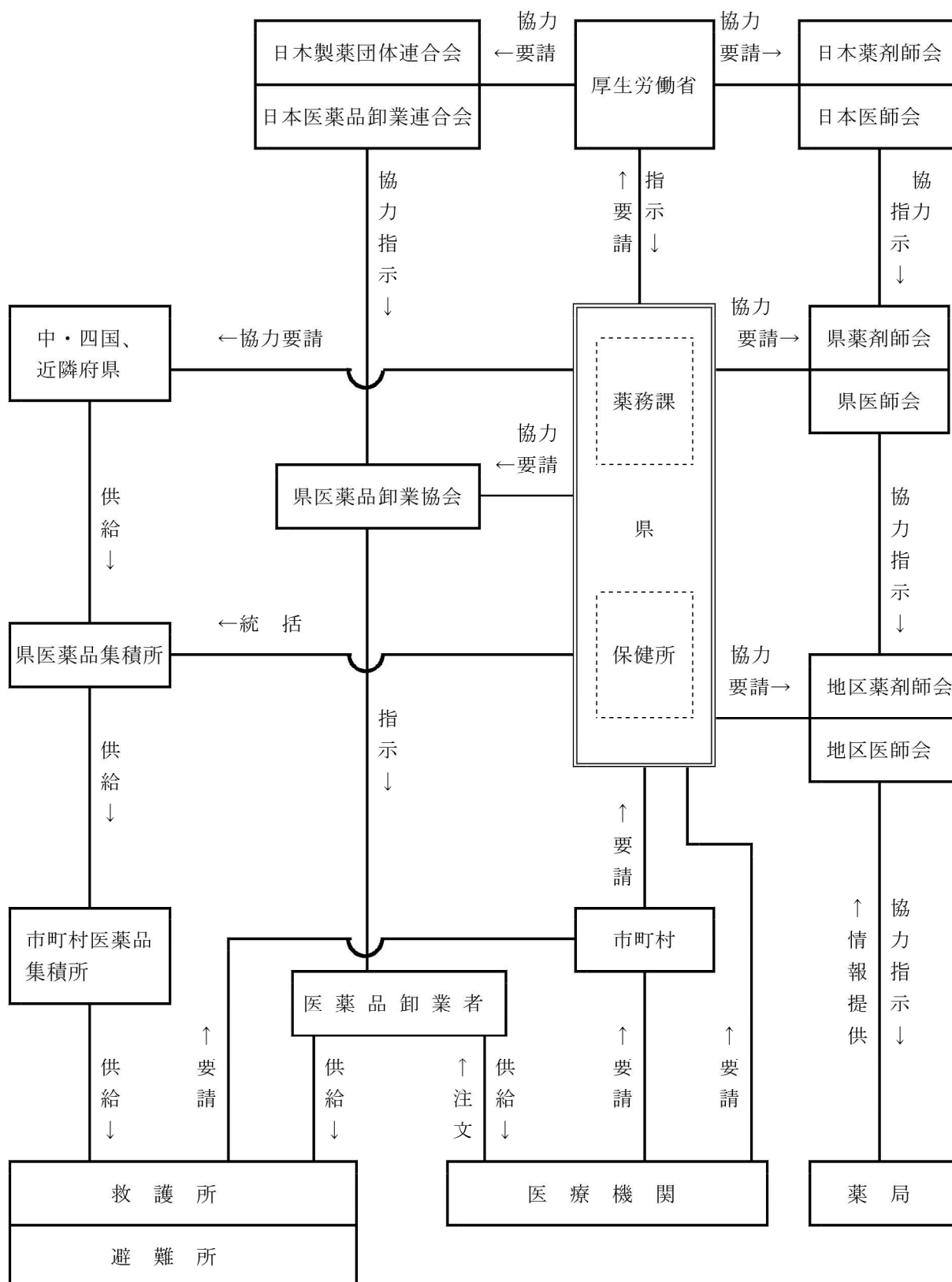
(2) ペースメーカー施設（体外ペースメーカーを実施する施設）

施設名	住所	電話番号
徳島大学病院	徳島市蔵本町2-50-1	088-631-3111
徳島県立中央病院	徳島市蔵本町1丁目10-3	088-631-7151
徳島赤十字病院	小松島市小松島町字井利ノ口103番地	0885-32-2555

3 県備蓄医薬品等供給体制図



4 災害時医薬品供給連絡体制図



5 災害・事故等時の医療救護に関する協定書

佐那河内村（以下「甲」という。）と一般社団法人徳島西医師会（以下「乙」という。）とは、災害・事故等（以下「災害等」という。）時における医療救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、佐那河内村地域防災計画に基づき、甲の要請により乙が甲に協力して実施する医療救護活動に関して、必要な事項を定める。

（計画）

第2条 乙は、医療救護活動を円滑に実施するため、甲と協議し、医療救護班の編成、派遣その他救護活動の実施に関する災害時医療救護計画を作成し、毎年これに検討を加え、必要に応じてこれを修正するものとする。

2 乙は、前項の規定により災害時医療救護計画を作成し、又は修正したときは、これを甲に提出するものとする。

3 第1項に規定する医療救護班の編成は、1班当たり原則として次のとおりとする。

医 師 1人
看護師 2人
連絡要員 1人

（医療救護活動）

第3条 甲は、佐那河内村地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要があると認めた場合は、乙に対して医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、甲から要請を受けた場合は、直ちに医療救護班を編成、派遣し、医療救護活動を実施するものとする。

3 乙は、前項の規定によるほか、大規模災害時において情報、通信等の途絶により甲からの派遣要請がない場合であっても、自らの判断により医療救護班を派遣することができる。

4 乙は、前項の規定により医療救護班を派遣した場合は、速やかに甲にその旨を報告するものとする。

（医療救護班の活動場所）

第4条 医療救護班は、甲が災害現場に設置する医療救護所又は避難所その他甲が指示する場所において、医療救護活動を実施するものとする。

（業務）

第5条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- （1）傷病者の傷病の程度判定（傷病者の振り分け業務）
- （2）後方医療救護機関への転送の要否及び転送順位の決定
- （3）重症者の応急処置及び中等症者に対する処置
- （4）転送困難な傷病者及び避難所等における軽症者に対する医療
- （5）助産
- （6）死亡の確認及び遺体の検案への協力
- （7）その他医療救護に関すること

（指揮命令）

第6条 医療救護班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（医薬品の補給等）

第7条 甲は、医薬品及び衛生材料の補給、医療救護班の輸送、通信の確保等、医療救護活動が円滑にできる必要な措置を講ずるものとする。

（医療費等）

第8条 医療救護所等、第4条に規定する活動場所における患者（被災者）の医療・助産費は無料とする。

2 後方支援施設における医療・助産費は、原則として患者（被災者）の負担とする。

（費用弁償等）

第9条 甲の要請に基づき、乙が医療救護等を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- （1） 医療救護班の編成及び派遣に要する経費
- （2） 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合は、その実費
- （3） 医療救護班の医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

2 前項に規定する費用弁償等の額については、災害救助法に基づく政令・規則の例による。

（調整）

第10条 乙は、佐那河内村地域防災計画に基づき村が行う医療助産対策が円滑に実施されるよう、会員に対し必要な調整を行うものとする。

2 乙は、会員が自主的に地域における防災訓練等に参加するよう、指導するものとする。

（求償権）

第11条 第8条及び第9条の規定は、災害等の発生に係る責任者（債務者）に対する求償権を放棄するものではない。

（細則）

第12条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定めるものとする。

（協議）

第13条 前各条に定めない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（期間）

第14条 この協定の有効期間は、平成26年5月19日から平成31年5月18日までとする。ただし、期間満了の3箇月前までに、甲、乙いずれからも申出がないときは、更に5年間延長されたものとみなし、以後もこの例による。

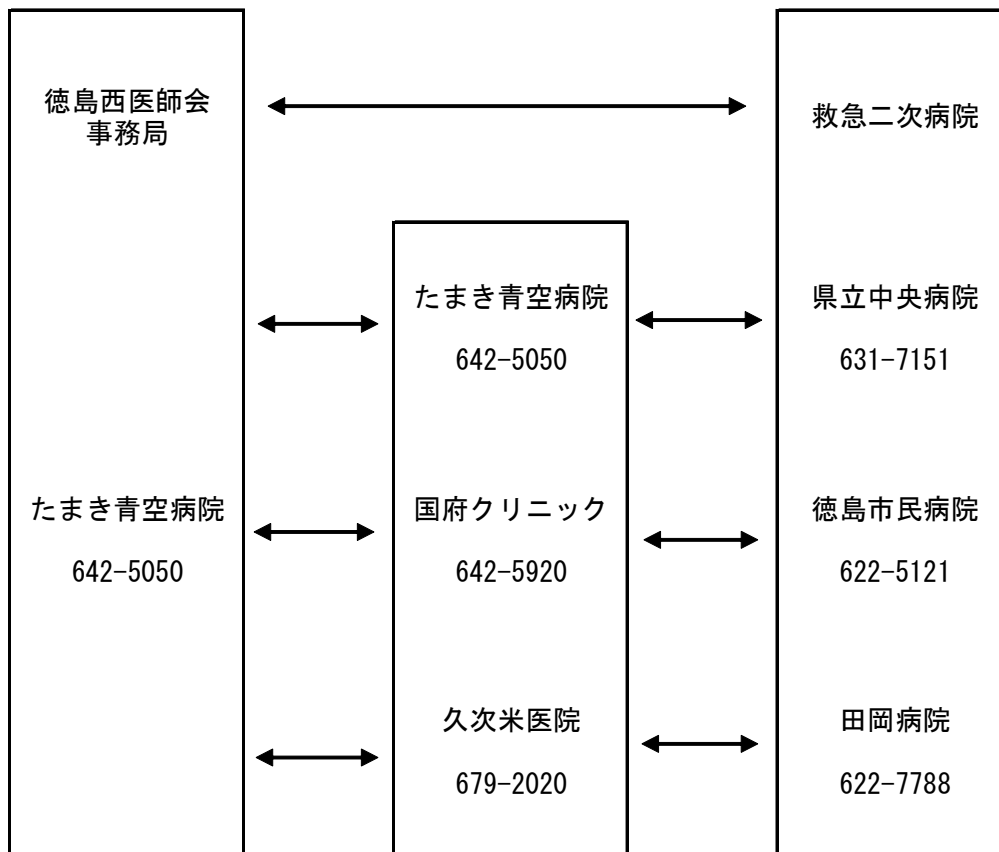
この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成26年5月19日

甲 徳島県名東郡佐那河内村下字中辺71番地1
佐那河内村
佐那河内村長 原 仁 志

乙 徳島市国府町早淵字カシヤ56番地1
一般社団法人徳島西医師会
会長 田 蒔 正 治

徳島西医師会災害時連絡網



6 徳島赤十字病院ドクターカー運行要領

（目的）

第1条 この要領は、徳島赤十字病院高度救命救急センター（以下「救命センター」という。）所属のドクターカーに、救急部の医師、看護師、運転手、その他救急部医師が必要と認めた病院研修中の救急救命士（以下「救命士」という。）等が乗務し、救命処置等の必要な傷病者が発生した救急現場に出動して医療行為を行うことによって、地域住民の救命率の向上及び後遺症の軽減を図ることを目的とする。医師等の輸送手段は、救命センターの有する高規格救急車をドクターカーとして用いることを基本とする。

（出動範囲）

第2条 ドクターカーの出動範囲は、徳島県内全域とする。

（運行時間）

第3条 ドクターカーの運行時間は、平日の午前9時から午後7時、土曜日の午前9時から午後5時までとする。

（乗務員）

第4条 ドクターカーに乗務する者は、次のとおりとする。

- （1） 医師
 - （2） 看護師または救命士
 - （3） 運転手
 - （4） 事務
- その他救急部長が必要と認める者

（編成方法）

第5条 ドクターカーに乗務する者の編成は、前条各号に掲げる者の中から救急部長が行う。ただし、救命士の乗務はその所属する消防本部の長の承認を事前に得た者とする。

（出動要請）

第6条 各消防本部が119番通報受信時又は救急隊等が救急現場に到着した時点で、下記のいずれかの場合において、早期に医師による治療を要すると判断した場合に、ドクターカーの出動を要請できるものとする。

- （1） 傷病者の状態からみて、搬送することが生命に危険であると認められる場合
- （2） 傷病者の状態からみて、搬送可否の判断が困難な場合
- （3） 傷病者の救助にあたり、医療を必要とする場合
- （4） 救出に長時間要する場合、又は集団事故等で応急救護所を設ける場合
- （5） その他、傷病者の状態からみて緊急に医学的処置を行わなければ生命に危険であると認められる場合

（病院間搬送）

第7条 県内の各病院、診療所、医院等で治療中の患者に、より高度の診療が必要と医師が判断した場合は、医師より徳島赤十字病院救急部に診療を依頼することができる。この場合、救急部医師等が要請により病院間搬送を行う。

（出動要請から出動までの方法）

第8条 消防本部及び各診療機関は、徳島赤十字病院救急部医師が携帯する「ドクターカー要請ホットライン」へ出動要請を行うとともに、必要に応じてドッキングポイントを連絡するものとする。出動要請を受けた運転手は、ドッキングポイント等の出動場所の必要事項を確認し、医師、看護師への連絡を行い出動する。

（現場到着方法等）

第9条 ドクターカーが直接現場に向かう場合は、地図等により出動場所を確認すると共に、消防本部通信指令室及び出動救急隊と連絡をとりあい、臨機応変に対応することとする。病院に向かう救急車とドッキングする場合、ドクターカーはあらかじめ申し合わせたドッキングポイントに向かうものとする。

（通信方法）

第10条 ドクターカー乗務員は、専用の携帯電話及び（消防無線機を使用し）、消防本部通信指令室及び出動救急隊、各診療機関等と連絡をとるものとする。

（現場活動）

第11条 救急活動は次の各号のとおりとする。

- （1） 傷病者は、状況により現場出動した救急車またはドクターカーに収容する。
- （2） ドクターカー及び救急車で出動した救命士は、ドクターカーに乗務する医師の指示により、特定行為等を実施することができる。

（災害、事故現場での安全確保）

第12条 災害、事故等の現場活動における安全確保は、ドクターカーを要請した消防本部が行う。

- ・ 現場消防によりドクターカー乗務員の安全が確保された場合、現場の救急医療を、ドクターカーに乗務する医師、看護師及び救命士が行うものとする。
- ・ 現場活動においては、医師、看護師は安全に留意し活動を行う。
- ・ 現場消防の指揮者は、ドクターカー乗務員の安全が確保できない場合、その旨をドクターカー乗務員に伝え待機を考慮する。

（病院選定）

第13条 傷病者は基本的に徳島赤十字病院へ搬送するが、現場の状況や救急発生場所、傷病者の数や程度等によってはこの限りでない。

（費用の負担）

第14条 費用の負担は、次によるものとする。

- （1） 医師の使用する医療資機材については、徳島赤十字病院が準備するものとする。
- （2） 現場処置、搬送等に係わる費用については、診療報酬請求基準に則り、徳島赤十字病院が傷病者へ請求するものとする。

（災害補償）

第15条 ドクターカー乗務員が従事中に負傷した場合等の補償は、各所属の災害補償を適用する。

（附則）

第16条 この要領は、平成27年4月1日から適用する。

第3編

第11章 交通・空輸に関する資料

第11章 交通・空輸に関する資料

1 村有車両

所管課	登録番号	車種	初年度登録	備考
総務課	徳島 800 さ 8323	日野 デュトロ	H27年02月	本部機動隊
	徳島 80 あ 241	ダイハツ 軽4WD	H 6年12月	第1分団
	徳島 800 さ 5645	三菱 キャンターガッツ	H 19年 8月	第1分団
	徳島 880 あ 10	三菱 軽4WD	H 17年 2月	第2分団
	徳島 880 あ 327	三菱 軽4WD	H 22年 3月	第3分団
	徳島 880 あ 329	三菱 軽4WD	H 22年 3月	第4分団
	徳島 800 さ 5013	トヨタ ダイナ	H 18年 3月	第5分団
	徳島 880 あ 328	三菱 軽4WD	H 22年 3月	第6分団
	徳島 800 さ 4954	ニッサン アトラス	H 18年 3月	第7分団
	徳島 80 あ 211	三菱 軽4WD	H 5年12月	第7分団
	徳島 800あ 539	スズキ エブリィ	H 24年11月	防災活動車
	徳島 800さ 8617	三菱 デリカ	H27年12月	防災活動車
	徳島 50 な 3269	マツダ キャロル	H 12年 8月	
	徳島 50 な 6920	ダイハツ ミラ	H 12年11月	
	徳島 40 る 4337	ダイハツ ミラバン	H 11年11月	
	徳島 500 セ 5522	マツダ カベラ	H 12年 9月	
	徳島 500 セ 6534	スズキ ソリオ	H 19年 3月	
	徳島 41 い 7027	スバル プレオ	H 20年 5月	小中学校
	徳島 800 さ 5503	日産 キャラバン	H 19年 3月	患者搬送車
企画政策課	徳島 480 さ 3352	ダイハツ ハイゼット	H 29年 6月	
産業環境課	徳島 480 く 6323	スズキ エブリィ	H 25年 5月	
	徳島 580 あ 877	スズキ ジムニー	H 17年 1月	
	徳島 400 す 7241	いすゞ エルフ	H 17年 5月	
	徳島 41 え 7897	スズキ アルト	H 10年 7月	地域おこし協力隊
	徳島 40 る 5258	スズキ キャリー	H 11年 2月	
	徳島 45 セ 699	マツダ タイタン	H 2年10月	
	徳島 480 き 9416	スズキ エブリィ	H 24年 4月	地域おこし協力隊
	徳島 40 や 8597	マツダ スクラム	H 8年 5月	
	徳島 480 く 7602	ダイハツ ハイゼット	H 25年 8月	
	徳島 480 け 3990	スズキ エブリィ	H 26年 6月	
建設課	徳島 45 つ 6095	トヨタ カローラバン	H 10年10月	
	徳島 400 そ 5409	トヨタ プロボックス	H 28年 6月	
	徳島 45 つ 3630	トヨタ スプリンターバン	H 10年 3月	
健康福祉課	徳島 41 い 1179	ダイハツ ハイゼットバン	H 4年 4月	
教育委員会	徳島 480 あ 2704	三菱 ミニキャブ	H 4年 4月	
社会福祉協議会	徳島 500 た 900	トヨタ タウンエース	H 13年 7月	
	徳島 41 え 3052	三菱 ミニカバン	H 16年 1月	
	徳島 580 え 5763	ダイハツ ハイゼット	H 21年 3月	
	徳島 500 み 8425	トヨタ ノア	H 26年 9月	
	徳島 300 ね 4134	日産 MI	H 28年 2月	(一財)徳島地域エネルギー

2 緊急輸送道路

第2次輸送確保道路

県内の防災活動の重要拠点施設である県庁、総合県民局、東部県土整備局、警察、市町村役場、地域の医療拠点施設及び広域避難場所等の主要な施設と第1次輸送確保道路を接続する幹線道路

路線名	管理	区間
国道438号	※	神山町役場～国道192号（徳島市）

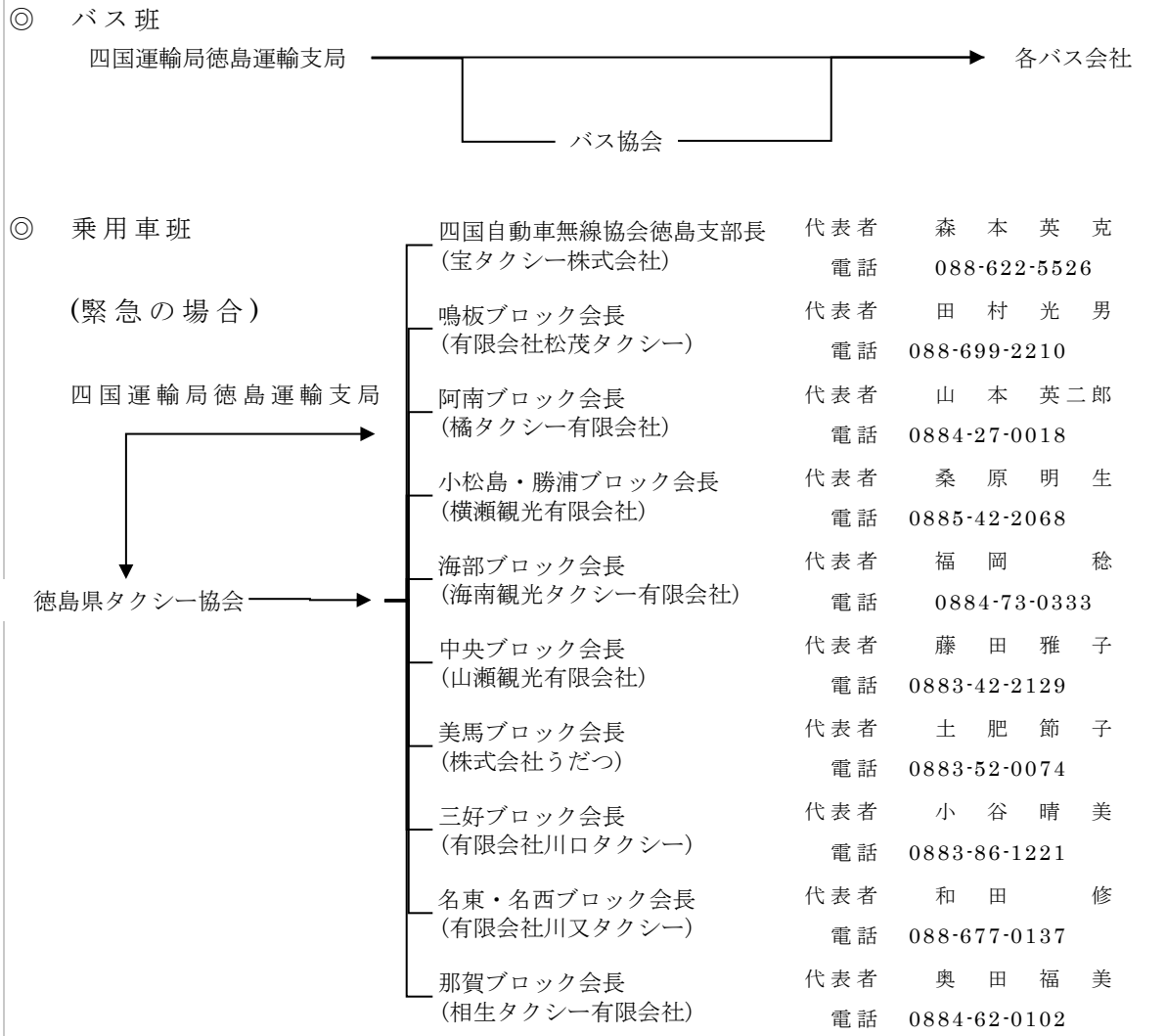
第3次輸送確保道路

1次、2次路線を補完し、ネットワークを構築する路線

路線名	管理	区間
勝浦佐那河内線	※	小松島佐那河内線（小松島市） ～国道438号（佐那河内村）
小松島佐那河内線	※	徳島上那賀線（小松島市） ～勝浦佐那河内線（佐那河内村）

（注） ※ 県管理道路

3 輸送確保に関する責任者及び連絡方法



4 主要道路交通途絶予想箇所

土木事務所名	路線名	予想される事態	同左区間	延長km	迂回路
東部県土整備局（徳島）	国道438号	落石	佐那河内村井開	0.1	

5 荷重制限橋梁（橋長15m以上）

橋梁名	路線名	箇所	橋長m	有効幅員m	荷重制限t
西河原橋	主要地方道 小松島佐那河内線	徳島市 八多町小倉地	26	7.5	18
寺谷橋	主要地方道 勝浦佐那河内線	佐那河内村 下	25	7.0	14

6 徳島県雪害防止対策要綱

第1 目的

徳島県の地域における雪害防止対策に関しては、徳島県地域防災計画に定めるもののほか、この要綱において豪雪時にとるべき具体的措置を定め、災害を未然に防止し、及び発生した災害の拡大を防御するものとする。

第2 気象情報の連絡

県・市町村並びに各関係機関は、相互に連絡を密にして、気象台から発表される長期及び短期の気象情報及び現地観測地点の観測結果等に注意し、常時気象変化のすう勢と現地の正確な状況を認識するよう努めるものとする。

第3 道路除雪対策

1 県が行う除雪

(1) 除雪する路線名及び区間

県が除雪する路線名及び区間は、次のとおりとする。

土木事務所名	路線名	除雪区間		備考
		区間	距離: Km	
東部県土整備局 徳島庁舎	主要地方道 小松島佐那河内線	小松島市松嶋町～佐那河内村尾境	12.3	

7 災害対策用ヘリコプター降着地適地

名称	所在地 (佐那河内村)	管理者	連絡先 (088)	着陸可能 ヘリコプター の大きさ	避難場所 との重複	面積
西ノハナ 運動施設	下字 西ノハナ27	教育委員会	679-2817	中型	重複	6,754m ² (テニス場除く)
中央 運動公園	上字 南浦12-3	教育委員会	679-2817	中型	重複	14,374m ²
大川原 ヘリポート	上字 大川原5-7	総務課	679-2113	中型	単独	400m ²

第3編

第12章 広域応援等に関する資料

第12章 広域応援等に関する資料

1 消防相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、消防に関する相互応援について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、消防業務を円滑に推進するため町村相互の協力体制を確立し、不測の事態に対処することを目的とする。

（地区及び対象）

第2条 この協定の区域は、隣接する町村（以下「関係町村」という。）とする。

（災害の範囲）

第3条 この協定において、災害とは大規模又は特殊火災、救急事故その他突発的災害で、応援活動が必要とするものをいう。

（応援出動の範囲）

第4条 この協定による応援は、次に掲げるとおりとする。

- 1 関係町村の区域内に災害が発生した場合に発生町村長（以下「受援側の長」という。）から要請を受けた場合。
- 2 関係町村間の境界地域及び当該地域周辺で災害が発生し、消防業務の応援の必要があると判断した場合。

（応援要請の方法）

第5条 応援の要請は、受援側の長から電話その他の方法により次の事項を明確にして応援町村長（以下「応援側の長」という。）に対して行うものとする。

- 1 災害の種別
- 2 災害の発生場所
- 3 所要人員及び機械器具、消火薬剤等の種別員数
- 4 応援隊受領（誘導員配置）場所
- 5 その他必要事項

（応援隊の派遣）

第6条 前条の規定により、応援要請を受けた応援側の長は、当該区域内の消防業務に支障を生じない範囲において要請事項に基づき、応援隊を派遣するものとする。

（応援隊の指揮）

第7条 応援隊は、受援側の指揮下に入るものとする。

（費用負担）

第8条 応援出動に要した費用は、原則として応援側の負担とする。ただし、多額の負担を必要とする等によりこれによりがたい場合は、当事者間において協議の上決定する。

（改廃）

第9条 この協定の改廃は、協定者協議のうえ行うものとする。

（疑義等の決定）

第10条 この協定で定めた事項について疑義があるとき、またはこの協定で定めない事項で特に必要のあるときは、関係町村と協議のうえ決定する。

附則

- 1 この協定は、平成9年 2月 3日から施行する。

- 2 この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、協定町村長が記名捺印のうえ各 1 通を保有する。

平成 9 年 2 月 3 日

神山町長	高 橋 宏 輔
佐那河内村長	楠 崇 宏

2 消防相互応援協定書

（趣旨）

第1条 この協定は消防組織法第21条の規定に基づき、勝浦町（以下「甲」という。）と佐那河内村（以下「乙」という。）との消防相互応援に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 この協定は、火災又はその他の災害が発生した場合、甲、乙相互の消防力を活用して、火災又は災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

（応援の区分）

第3条 前条の目的を達成するため、次に掲げる区分によって、消防隊、その他必要な人員機械資材（以下「応援隊」という。）を相互に出動させ、応援活動させるものとする。

- （1） 普通応援は、甲、乙の隣接区域で火災並びに災害が発生した場合、甲、乙の要請を待たずに出動する応援。
- （2） 特別応援は、甲、乙の管内に大規模な火災並びに災害が発生し応援を必要とする場合は、前号にかかわらず、甲、乙の要請又は応援側の状況判断により出動する応援。

（応援隊の派遣）

第4条 応援隊の派遣は、次の各号により直ちに行うものとする。

- （1） 普通応援は、原則として2団（消防ポンプ自動車又は小型動力ポンプ付積載車2台）とする。ただし、火災の規模が大であると認められるときは、適宜応援隊を増強するものとする。また、火災発生を覚知した場合に自動的に出動が行われるものであるが、甲、乙両者は相互に火災の状況を通報しあうものとする。
- （2） 特別応援は要請を受けた甲、乙が要請の内容及び保有消防力等を検討のうえ応援隊の規模を決定するものとするが、概ね50名程度とする。

（応援隊の指揮）

第5条 応援隊は、原則として災害現場本部の当該長又はその代理者の指揮に従うものとする。ただし、災害の状況その他やむを得ない事情があるときは応援隊の長の指揮によるものとする。

（活動報告）

第6条 応援隊の長は、その活動について、速やかに現場本部の長に報告するものとする。

（訓練等）

第7条 この協定を円滑に実施するため、随時訓練を行うことができる。

（応援に要した費用負担）

第8条 応援出動に要した費用の負担区分は、次の各号に定めるところによる。

- （1） 応援側が負担するもの。
 - ① 応援出動によって消費した燃料等の費用
 - ② 応援出動によって支払われる消防団員の諸手当等
 - ③ 応援出動によって消防団員が災害を受けた場合の災害補償費
 - ④ 応援出動によって物損事故が発生した場合の損害補償費
- （2） 被応援側が負担するもの。
 - ① 応援出動が長時間にわたる場合の炊き出し等の費用

（協定の運用）

第9条 この協定の運用について定めのない事項又は疑義が生じたときは、は、甲、乙両者協議のうえ決定するものとする。

附則

- 1 この協定は、平成9年7月1日から施行する。
- 2 この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

平成 9 年 7 月 1 日

- 甲 勝浦郡勝浦町大字久国字久保田 3
勝浦町長 川 口 幸 一
- 乙 名東郡佐那河内村下字中辺 7 1 — 1
佐那河内村長 楠 崇 宏

3 徳島県市町村消防相互応援協定

（目的）

第1条 この協定は、消防組織法（昭和32年法律第226号）第21条の規定に基づき、徳島県内において災害が発生した場合に、徳島県内の市町村及び消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）がそれぞれの消防力を活用して、消防の相互応援を行うことにより、災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

（協定の区域）

第2条 この協定の実施区域は、徳島県全域とする。

（災害の範囲）

第3条 この協定の対象とする災害は、消防組織法第1条に規定する水火災又は地震等の災害（以下「災害」という。）で、他の市町村等の応援を必要とするものとする。

（他の応援協定との関係）

第4条 この協定は、市町村等の長が別に消防組織法第21条により締結している消防の相互応援に関する他の協定を排除するものでない。

（応援要請）

第5条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等（以下「要請市町村等」という。）の長が、次の各号のいずれかに該当する場合に、他の市町村等の長に対して行うものとする。

- （1） 災害が他の市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれがあると認める場合
- （2） 要請市町村等の消防力のみによっては、災害防御が著しく困難であると認める場合

2 前項に規定する応援要請は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- （1） 災害の種別及び被害の状況
- （2） 災害の発生日時及び場所
- （3） 必要とする車両、資機材等の種類及び数量並びに人員
- （4） 応援隊の到着希望日および集結場所
- （5） その他必要な事項

3 要請市町村等の長は、事後、速やかに前項各号の事項を明記した文書を、応援要請をした市町村等の長に提出するものとする。

（応援隊の派遣）

第6条 前条の規定により応援要請を受けた市町村等（以下「応援市町村等」という。）の長は、特別の理由がない限り、その管轄する地域の消防の任務に重大な支障を及ぼさない範囲において、応援を行うものとする。

2 応援市町村等の長は、応援隊を派遣するときは、出発日時等必要事項を遅滞なく要請市町村等の長に通報するものとする。

3 応援市町村等の長は、応援要請に応ずることができない場合は、その旨を要請市町村等の長に通報するものとする。

（応援の特例）

第7条 応援要請がない場合であっても、次のいずれかに該当するときは、市町村等の長は応援隊を派遣して応援することができる。

- （1） 市町村等が、当該市町村等の区域外において、当該市町村等に接する地域及び当該地域周辺部において発生した災害で、その状況から判断して緊急に応援の必要があると認めた場合
- （2） 通信網の途絶等によって、災害が発生した市町村等との連絡が取れない場合で、応援の必要があると認めた場合

2 前項に規定する応援は、第5条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。また、応援市町村等の長は、できる限り速やかに災害が発生した市町村等の長に連絡するものとする。

（応援隊の指揮）

第8条 応援隊の指揮は、要請市町村等の長が応援隊の長を氏手行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第1項第2号の場合において連絡が復旧するまでの間は、応援隊の長は、災害が発生した市町村等の長の指示を待たず応援隊を指揮し、活動することができる。

（報告）

第9条 応援市町村等の長は、応援活動の結果を速やかに要請市町村等の長に報告するものとする。

2 要請市町村等の長は、災害活動終了後速やかに災害の概要を応援市町村等の長に報告するものとする。

（連絡会議）

第10条 この協定に係る事務の円滑な推進を図るため、必要の都度、市町村等間における連絡会議を開催するものとする。

（経費負担）

第11条 応援に要した経費については、次により負担するものとする。

- （1） 人件費、消費燃料等の経常的経費、公務災害補償は、原則として応援市町村等の負担とする。
- （2） 前号以外の消火薬剤、食料費等の経費は、原則として応援市町村等の負担とする。
- （3） その他多額の経費を要する場合は、その都度関係市町村等の長が協議の上、定める。

（疑義の協議）

第12条 この協定について疑義を生じたときは、市町村等の長が協議の上、定めるものとする。

（実施細目）

第13条 この協定の実施について必要な事項は、市町村等の長が協議の上、別に定めることができるものとする。

（改廃）

第14条 この協定の改廃は、市町村等の長が協議の上、行うものとする。

（適用）

第15条 この協定は、平成10年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書53通を作成し、市町村地頭の長が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成10年 4月 1日

徳島市長	小 池 正 勝 印	鳴門市長	山 本 幸 男 印
小松島市長	西 川 政 善 印	阿南市長	野 村 靖 印
勝浦町長	川 口 幸 一 印	上勝町長	山 田 良 男 印
佐那河内村長	楠 崇 宏 印	石井町長	坂 東 忠 之 印
神山町長	高 橋 宏 輔 印	那賀川町長	小 泉 隆 一 印
羽ノ浦町長	生 野 善 章 印	鷺敷町長	助 岡 克 則 印
相生町長	久 龍 直 通 印	上那賀町長	和 田 淳 二 印
木沢村長	中 東 利 延 印	木頭村長	藤 田 恵 印
由岐町長	松 村 静 夫 印	日和佐町長	近 藤 和 義 印
牟岐町長	皆 谷 又 男 印	海南町長	五軒屋 憲 次 印
海部町長	三 浦 治 印	宍喰町長	多 田 保 政 印
板野町長	犬 伏 正 昭 印	上板町長	吉 岡 義 人 印
吉野町長	竹 重 敦 美 印	土成町長	板 東 正 印
市場町長	水 田 文 夫 印	阿波町長	安 友 清 印
鴨島町長	戸 田 稔 印	川島町長	内 田 昇 印
山川町長	山 内 正 晴 印	美郷村長	伊 井 昇 印

第3編（資料編） 第12章 広域応援等に関する資料

脇町長	佐藤	浄	印	一字村長	立道	里見	印
穴吹町長	佐藤	宏史	印	木屋平村長	西	正二	印
三野町長	竹重	義博	印	三好町長	真鍋	晃	印
池田町長	丸岡	敬幸	印	山城町長	西	徹	印
井川町長	中瀬	清文	印	三加茂町長	檜	恵一	印
東祖谷山村長	出口	操	印	西祖谷山村長	尾茂	光男	印

阿南消防組合管理者	野村	靖	印	名西消防組合管理者	坂東	忠之	印
海部消防組合管理者	皆谷	又男	印	板野東部消防組合管理者	堀江	長男	印
板野西部消防組合管理者	犬伏	正昭	印	阿北消防組合管理者	戸田	稔	印
美馬東部消防組合管理者	佐藤	浄	印	美馬西部消防組合管理者	藤田	利胤	印
三好郡行政組合管理者	丸岡	敬幸	印				

4 徳島県消防防災ヘリコプター応援協定

（目的）

第1条 この協定は、徳島県内の市町村及び消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、徳島県が所有する消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の応援を求めることについて、必要な事項を定めるものとする。

（協定区域）

第2条 この協定の実施区域は、徳島県全域とする。

（災害の範囲）

第3条 この協定の対象とする災害は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する水火災又は地震等の災害をいう。

（応援要請）

第4条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等（以下「要請市町村等」という。）の長が、次の各号のいずれかに該当する活動のため、航空機の応援を必要と判断した場合に、徳島県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

（消防防災航空隊の派遣）

- （1） 災害が他の市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれがあると認める場合
- （2） 要請市町村等の消防力のみによっては、災害防御が著しく困難であると認める場合
- （3） その他救急救助活動等において、緊急性があり、かつ、航空機による活動が最も有効な場合

合

2 応援要請は、徳島県（・・・センター、事務所）に、電話等により次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- （1） 災害の種別及び被害の状況
- （2） 災害の発生日時及び場所
- （3） 災害現場の気象状況
- （4） 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡方法
- （5） 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- （6） 応援に要する資機材の品目及び数量等
- （7） その他必要な事項

第5条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害現場の気象状況等を確認の上、消防防災航空隊を派遣するものとする。

2 前条の規定による要請に応じることができない場合は、知事は、その旨を速やかに要請市町村等の長に通報するものとする。

（消防防災航空隊の隊員の指揮）

第6条 前条第1項の規定により、第4条第1項各号に定める活動（以下「消防活動」という。）を応援する場合において、災害現場における消防防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、要請市町村等の長の定める災害現場の最高指揮者が行うものとする。

この場合において、航空隊に搭乗している指揮者が航空機の運航に重大な支障があると認めたときは、その旨、最高指揮者に通告するものとする。

（消防活動に従事する場合の特例）

第7条 応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、要請市町村等の長から隊員を派遣している市町村等の長に対し、徳島県市町村消防相互応援協定（以下「相互応援協定」という。）第5条に規定する応援要請があったものとみなす。

（軽費負担）

第8条 この協定に基づく応援に要する経費は、徳島県（以下「県」という。）が負担するものとする。

2 前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する運航経費は、相互応援協定第11条の規程にかかわらず、県が負担するものとする。

（その他）

第9条 この規定に定めのない事項は、県及び市町村等が協議して定めるものとする。

（適用）

第10条 この協定は、平成10年4月1日から適用する。

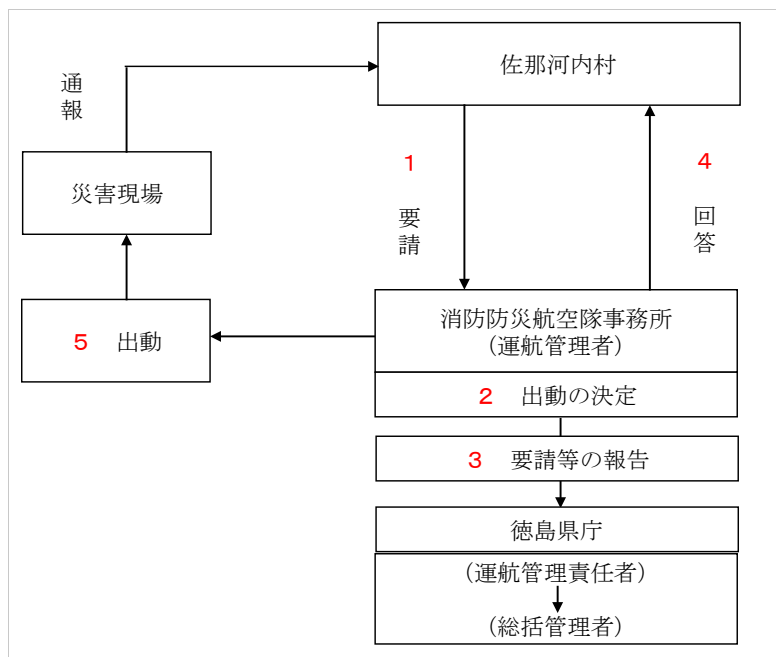
この協定の締結を証するため、本書60通を作成し、知事及び市町村等の長が記名押印し、それぞれ1通を保有する。

平成10年4月1日

徳島県知事	圓 藤 寿 穂 印	徳島市長	小 池 正 勝 印
鳴門市長	山 本 幸 男 印	小松島市長	西 川 政 善 印
阿南市長	野 村 靖 印	勝浦町町	川 口 幸 一 印
上勝町長	山 田 良 男 印	佐那河内村長	楠 崇 宏 印
石井町長	坂 東 忠 之 印	神山町長	高 橋 宏 輔 印
那賀川町長	小 泉 隆 一 印	羽ノ浦町長	生 野 善 章 印
鷺敷町長	助 岡 克 則 印	相生町長	久 龍 直 通 印
上那賀町長	和 田 淳 二 印	木沢村長	中 東 利 延 印
木頭村長	藤 田 恵 印	由岐町長	松 村 静 夫 印
日和佐町長	近 藤 和 義 印	牟岐町長	皆 谷 又 男 印
海南町長	五軒屋 憲 次 印	海部町長	三 浦 治 印
宍喰町長	多 田 保 政 印	松茂町長	広 瀬 憲 発 印
北島町長	斎 藤 武 尚 印	藍住町長	堀 江 長 男 印
板野町長	犬 伏 正 昭 印	上板町長	吉 岡 義 人 印
吉野町長	竹 重 敦 美 印	土成町長	板 東 正 印
市場町長	水 田 文 夫 印	阿波町長	安 友 清 印
鴨島町長	戸 田 稔 印	川島町長	内 田 昇 印
山川町長	山 内 正 晴 印	美郷村長	伊 井 昇 印
脇町長	佐 藤 淨 印	美馬町長	藤 田 利 胤 印
半田町長	逢 坂 亘 印	貞光町長	南 豊 印
一字村長	立 道 里 見 印	穴吹町長	佐 藤 宏 史 印
木屋平村長	西 正 二 印	三野町長	竹 重 義 博 印
三好町長	真 鍋 晃 印	池田町長	丸 岡 敬 幸 印
山城町長	西 徹 印	井川町長	中 瀬 清 文 印
三加茂町長	檜 恵 一 印	東祖谷山村長	出 口 操 印
西祖谷山村長	尾 茂 光 男 印		

阿南消防組合管理者	野 村 靖 印	名西消防組合管理者	坂 東 忠 之 印
海部消防組合管理者	皆 谷 又 男 印	板野東部消防組合管理者	堀 江 長 男 印
板野西部消防組合管理者	犬 伏 正 昭 印	阿北消防組合管理者	戸 田 稔 印
美馬東部消防組合管理者	佐 藤 淨 印	美馬西部消防組合管理者	藤 田 利 胤 印
三好郡行政組合管理者	丸 岡 敬 幸 印		

緊急運航の要請及び出動のフローチャート



消防防災ヘリコプターの出動要請連絡先

1 勤務時間内の連絡先

徳島県消防防災航空隊事務所

電話 088-683-4119

ファクシミリ 088-683-4121

2 勤務時間外における連絡先

(17:15～8:30)

徳島県庁衛視室

電話 088-621-2057

5 徳島東部地域における災害時相互応援に関する協定書

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号の規定に基づき、地震等による大規模な災害時における応急対策の一層の充実及び強化を図ることを目的として、徳島市、小松島市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、松茂町、北島町、藍住町、板野町及び上板町（以下「協定市町村」という。）が相互に協力して被災した協定は市町村（以下「被災協定市町村」という。）に対し、物資、労力等の応援を行うことについて定める。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- （1）食糧、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
- （2）医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- （3）被災者の救出
- （4）救護活動の必要な車両等の提供
- （5）被災者を一時収容するための施設の提供
- （6）被災児童、被災生徒等の一時受入れ
- （7）救援、応急復旧等に必要な職員の派遣
- （8）前各号に定めるもののほか特に要請があった事項

（応援要請の手続等）

第3条 応援を受けようとする被災協定市町村は、原則として、次の事項を明らかにして、電話等による要請を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

- （1）災害の状況
- （2）前条1第号から第4号までに掲げる応援を要する場合にあっては、物資の品名、物資の数量等
- （3）前条第5号に掲げる応援を要する場合にあっては、収容を要する被災者の状況及び人数
- （4）前条第6号に掲げる応援を要する場合にあっては、被災児童、被災生徒等の学年等
- （5）前条第7号に掲げる応援を要する場合にあっては、派遣職員の職種別人員
- （6）応援場所及び応援場所への経路
- （7）応援を必要とする期間
- （8）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（実施）

第4条 応援を要請された協定市町村は、当該協定市町村が管轄する区域に係る災害対策業務に重大な支障がある場合等を除き、極力その要請に応じるものとする。

2 前条の規定にかかわらず、被災協定市町村以外の協定市町村は、災害の実態に照らし、特に緊急を要し被災協定市町村が応援の要請を行ういとまがないと認められるときは、被災協定市町村からの応援要請を待たず、必要な応援を行うことができるものとする。

（経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、原則として、被災協定市町村の負担とする。

2 被災協定市町村が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災協定市町村から要請があった場合は、応援する協定市町村が支弁し、応援終了後、被災協定市町村に請求するものとする。

（連絡責任者）

第6条 この協定の確実かつ円滑な実施を図るため、各協定市町村の防災担当課長をあらかじめ連絡責任者として定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡するものとする。

（その他）

第7条 この協定に関し必要な事項及び協定に定めのない事項は、各協定市町村が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書12通を作成し、各協定市町村は記名押印の上、各1通を保有する。

平成19年8月10日

徳島市 上記代表者 徳島市長	原 秀 樹	神山町 上記代表者 神山町長	後 藤 正 和
小松島市 上記代表者 小松島市長	稲 田 米 昭	松茂町 上記代表者 松茂町長	広 瀬 憲 発
勝浦町 上記代表者 勝浦町長	中 田 丑五郎	北島町 上記代表者 北島町長	山 田 昌 弘
上勝町 上記代表者 上勝町長	笠 松 和 市	藍住町 上記代表者 藍住町長	石 川 智 能
佐那河内村 上記代表者 佐那河内村長	松 尾 肇	板野町 上記代表者 板野町長	中 島 勝
石井町 上記代表者 石井町長	河 野 俊 明	上板町 上記代表者 上板町長	松 尾 國 玄

6 徳島県ドクターヘリ運航要領

1 目的

この要領は、厚生労働省が定めた実施要綱「救急医療対策事業実施要綱」の「第10ドクターヘリ導入促進事業」（平成23年3月29日付医政発0329第26号厚生労働省医政局長 通知）に基づき、傷病者の救命率の向上と後遺症の軽減を図るため、関西広域連合が徳島県に基地病院を置いて実施するドクターヘリ事業を、安全かつ円滑に推進するため、必要な事項を定めるものとする。

2 消防及び医療機関等の相互協力

消防機関、医療機関及びドクターヘリの運航に係る機関は、患者の救命救急を最優先し、相互互恵の精神で、ドクターヘリが安全かつ円滑に運航できるよう相互に協力するものとする。

3 事業主体等

- (1) 事業主体
関西広域連合
- (2) 基地病院
徳島県立中央病院（徳島市蔵本町1丁目10-3）
- (3) 搭乗人員
 - 操縦スタッフ：操縦士（機長）（以下「機長」という。）1名及び整備士又は操縦士1名の2名
 - 医療スタッフ：医師1名（状況により医師2名）
看護師1名（状況により看護師2名）
 - 搬送可能患者数：一度に最大2名まで（担架2台の場合には、搭乗員1名減）
 - 家族等の付添：家族等の付添については、ドクターヘリ搭乗医師（以下「搭乗医師」という。）が必要と判断し、機長の同意を得た場合は、1名に限り付添をさせることができる。

4 運航時間及び運航範囲等

- (1) 運航時間
原則として、午前8時から日没まで（土曜・日曜・休日を含む）
月単位のドクターヘリ出動要請最終時刻は別紙1のとおりとする。
- (2) 運航範囲
原則として、徳島県全域及び基地病院から半径100km圏内に位置する和歌山県の一部地域及び兵庫県淡路島とする。（別紙2「ドクターヘリ運航圏域図参照」）
ただし、ドクターヘリによる搬送が医療上有効と認められる場合や災害時は上記の運航地域にかかわらず、その他の地域へも出動できるものとする。
- (3) 運航条件
昼間有視界飛行とし、機長が飛行可能と判断した場合に限る。途中天候不良となった場合には、機長の判断で飛行を中止又は変更することができる。
この場合、基地病院のドクターヘリ運航管理室（以下「運航管理室」という。）から、速やかに要請者に連絡するとともに、傷病者を搬送中の場合にあつては、多くの医療機関への搬送等必要な対応をするものとする。

5 救急現場への運航

- (1) 要請
 - ① 要請者
救急現場への出動要請は、別表1に定める消防機関及び消防非常備の町村（以下「消防機関等」という。）が行う。
 - ② 要請判定基準
消防機関等が119番通報受信時又は救急隊員が救急現場に到着した時点で、別紙3の「徳島県ドクターヘリ出動要請基準」に基づき早期治療を要すると判断した場合に、ドクターヘリの出動を要請できるものとする。

（ただし、消防機関等が必要と判断した地域においては、別紙3の「徳島県ドクターヘリ出動要請基準（Key-word方式）」に基づき、ドクターヘリの出動を要請できるものとする。）

③ 要請の連絡方法

消防機関等は、基地病院の運航管理室に設置されている「ドクターヘリ要請ホットライン」（電話番号088-633-0933）へ、ドクターヘリの出動要請と併せて、ドクターヘリの離着陸場所（以下「離着陸場所」という。）や患者の容体等を連絡するものとする。

また、消防機関等は、現場到着後に患者の緊急度及び重症度、現場の気象状況などをドクターヘリに連絡するものとする。

④ 要請のキャンセル

消防機関等が救急現場へ到着後に患者の詳細な状況が判明し、要請基準に合致しない場合で医師の現場派遣を必要としない場合や、救命の可能性がないと判断した場合等には、要請をキャンセルすることができるものとする。

（2） 出動

① ドクターヘリの出動

基地病院は、消防機関等から出動要請を受けた後、現場の気象状況等を確認した上、直ちにドクターヘリを出動させるものとする。

ただし、要請を受けた時点でドクターヘリが出動中又は気象条件等により出動不能の場合は、直ちに他県ドクターヘリや徳島県消防防災ヘリ等他のヘリコプターと調整を行い、その結果を要請者に伝えるものとする。

（3） 傷病者の搬送

① 搬送先医療機関

搬送先医療機関は、基地病院又は別表2に定める医療機関とする。

なお、緊急の場合は、搭乗医師の判断により当該医療機関以外の医療機関に搬送することができる。

② 搬送先医療機関の決定

ア 決定の方法

搭乗医師が、基地病院又は別表2に定める医療機関の中から、患者の容体及び患者又は華族・付添者の希望等を考慮のうえ、適切な医療機関を搬送先医療機関として決定する。

イ 別表2に定めのない医療機関への搬送決定基準

別表2に定めのない医療機関を搬送先医療機関として決定するにあたっては、ドクターヘリ離着陸に伴う離着陸場所の安全確保が確実に実施されるとともに、当該医療機関への搬送収容が迅速に行われ、救命救急の効果が適切に発揮されるよう、次に掲げる条件を満たす医療機関へ搬送することを原則とする。

（ア） 敷地内等に離着陸場所を有している医療機関

敷地内若しくは隣接地に、離着陸場所を有している医療機関

（イ） 救急車を保有している医療機関

（ア）以外の医療機関で、保有する救急車により、付近地の離着陸場所から当該医療機関へ救急搬送できる医療機関

（ウ） 消防機関との連携がとれている医療機関

（ア）及び（イ）以外の医療機関で、離着陸場所から搬送先医療機関までの搬送方法を、事前に消防機関と調整がとれており、実際に消防機関等が搬送を行える医療機関

③ 搬送先医療機関への連絡

搭乗医師は、搬送先医療機関を決定後、直ちに当該搬送先医療機関に対して、患者の収容や離着陸場所の安全措置等について協力要請する。併せて搭乗医師又は機長は、搬送先医療機関を運航管理室へ連絡する。

④ 搬送先医療機関の所在地を管轄する消防機関等への連絡（基地病院へ患者を収容する場合、又は敷地内に離着陸場所を有する医療機関が対応可能な場合を除く。以下⑤⑥同じ）

運航管理室及び要請者は、搬送先医療機関の所在地を管轄する消防機関等に対して、搬送先医療機関の離着陸場所の安全確保及び迅速な搬送収容のための協力を要請する。

⑤ 搬送先医療機関の離着陸場所管理者等への連絡

離着陸場所の管理者等への連絡は、原則として搬送先医療機関の所在地を管轄する消防機関等が行う。

⑥ 安全確保及び迅速な搬送収容

搬送先医療機関の所在地を管轄する消防機関等が、離着陸場所の管理者、搬送先医療機関関係者の協力を得て、離着陸場所の安全確保及び迅速な搬送収容を行うものとする。

ア 離着陸場所の決定及び連絡

要請元消防機関等は、最も適している離着陸場所（別紙4）を選定して、当該離着陸場所の管理者（以下「当該管理者」という。）の使用許可を取り、現場救急隊及び運航管理室へ必要な情報を連絡するものとする。併せて当該管理者へドクターヘリの到着予定時刻を連絡し、安全確保の協力を得るものとする。

また、要請元消防機関等が、現場からより近いなどの理由により管轄外の離着陸場所を選定し、搬送を行う場合には、当該離着陸場所の所在地を管轄する消防機関等に対しその旨を連絡するものとする。

その際、当該離着陸場所の所在地を管轄する消防機関等は、管理者の使用許可を取るとともに、必要に応じて、安全確保等の協力を行うものとする。

イ 離着陸場所の安全確保

離着陸場所の安全確保は、要請元消防機関等が離着陸場所の管理者及び必要に応じて警察の協力を得て行うものとする。また、要請元消防機関等は離着陸に際して、砂埃の飛散等に充分配慮するものとする。

ウ 傷病者搬送先離着陸場所の安全確保

搬送先医療機関の離着陸場所の安全確保は、敷地内に離着陸場所を有する医療機関が対応可能な場合を除き、搬送先医療機関の離着陸場所の所在地を管轄する消防機関等が、離着陸場所の管理者、搬送先医療機関関係者の協力を得て実施するものとする。

エ 機長の判断による離着陸

緊急現場において離着陸する場合は、運航会社の運航規程に基づき、ドクターヘリの機長の判断で離着陸することができる。

6 施設間搬送の場合の運航

施設間搬送については、搬送元医療機関が基地病院及び搬送先医療機関と事前に調整を図ることを原則として運航するものとする。

(1) 要 請

① 要請者

施設間搬送の出動要請は、原則として搬送元医療機関の所在地を管轄する消防機関等に連絡の上、その消防機関等が行うものとする。ただし、当該医療機関が施設内に所有する離着陸場所を使用する場合は、搬送元医療機関が出動要請することができる。

② 要請判定基準

患者の生命に関わる等の理由から、ドクターヘリによる搬送が必要であると搬送元医療機関の医師が判断した場合に出動を要請できるものとする。

③ 要請のキャンセル

要請者は患者の容体により、搬送が困難と判断された場合には、要請をキャンセルすることができるものとする。

(2) 出動

① 患者の状況確認

基地病院は、要請した医師に対して患者の状況を確認し、ドクターヘリによる病院転送が適切と思われる症例の場合に出動させるものとする。

なお、基地病院の医師の判断により、状況によっては搬送元医療機関の医師をドクターヘリに同乗させることができる。

② 搬送元医療機関の離着陸場所の安全確保（敷地内に離着陸場所を有する医療機関が対応可能な場合を除く）

ア 搬送元医療機関の離着陸場所の決定及び連絡

搬送元医療機関は予め当該地域を管轄する消防機関等に対し、次の協力を要請するものとする。

（ア） 離着陸場所の決定及び当該管理者への使用許可取得

（イ） 運航管理室への出動要請と離着陸場所の連絡

（ウ） 離着陸場所の管理者へのドクターヘリ到着時間の連絡

- (エ) 安全確保（当該管理者への協力要請も含む）
 - イ 搬送元医療機関の離着陸場所の安全確保

離着陸場所の安全確保は、管轄する消防機関等が離着陸場所管理者等の協力を得て行うものとする。また、当該消防機関等は離着陸に際して、砂埃の飛散等に充分配慮するものとする。
 - ウ 機長判断による離着陸

運航会社の運行規程に基づき、離着陸場所の最終的な安全が確認できる場合には、ドクターヘリの機長の判断で離着陸することができる。
- (3) 傷病者の搬送
 - ① 搬送先医療機関の決定
 - ア 決定の方法

搬送元医療機関が、基地病院又は別表2に定める医療機関の中から、適切な医療機関を搬送先医療機関として決定する。
 - イ 基地病院又は別表2に定める無い医療機関への搬送決定基準

5－(3)－②－イに準ずる。
 - ② 搬送先医療機関への連絡

搬送元医療機関又は消防機関等は、搬送元医療機関に対して、患者の収容や離着陸場所の安全措置等について連絡要請する。併せて搬送先医療機関を運航管理室へ連絡する。
 - ③ 搬送先医療機関の所在地を管轄する消防機関等への連絡（基地病院へ患者を収容する場合、又は敷地内に離着陸場所を有する医療機関が対応可能な場合を除く。以下④⑤同じ）

運航管理室及び搬送元医療機関の所在地を管轄する消防機関等は、搬送先医療機関の所在地を管轄する消防機関等に対して、搬送先医療機関の離着陸場所の安全確保及び迅速な搬送収容のための協力を要請する。
 - ④ 搬送先医療機関の離着陸場所への連絡

5－(3)－⑤に準ずる。
 - ⑤ 安全確保及び迅速な搬送収容

5－(3)－⑥に準ずる。

7 消防防災ヘリ等との連携

消防防災ヘリ等の救助隊員による救出・救助が必要な場合で、消防防災ヘリ等または救急自動車により医療機関へ搬送するよりも、直近離着陸場所においてドクターヘリに医療救護活動を引き継ぐ方が、救命等の観点から効果的であると、消防機関等が判断する場合は、ドクターヘリの出動をあわせて要請するものとする。

また、ドクターヘリと消防防災ヘリは、災害時等複数の傷病者が発生した場合には、相互に協力し合うものとする。

8 災害時の運用

- (1) 徳島県内での災害の場合

徳島県内において、災害等の発生又はその恐れがあることに伴う徳島県地域防災計画に基づき徳島県災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）が設置された場合等におけるドクターヘリの運用は次のとおりとする。

 - ① 通達

災害対策本部が設置された場合、あるいは災害対策本部が設置されていない場合においても災害発生が認められる場合は、関西広域連合・徳島県から基地病院へドクターヘリの災害現場への出動について通達、打診を行う。
 - ② 災害現場への出動
 - (ア) 関西広域連合・徳島県は、被災地の市町村又は消防機関から出動要請があった場合、その内容を迅速に検討の上、出動を決定した場合には基地病院にはその旨を指示する。また、基地病院に被災地（消防機関、医療機関など）から出動要請があった場合には、被災地消防機関等と緊密な連携のもと、ドクターヘリを出動する。
 - (イ) 被災地からの要請がない場合でも、各種情報からドクターヘリの出動が必要であると基地病院が判断した場合は、被災地消防機関等と緊密な連携のもと、ドクターヘリを出動する。

（ウ） 災害派遣・出動時は基地病院より関西広域連合・徳島県へその旨を連絡するとともに、各消防機関等にドクターヘリの運航が一時停止することを連絡する。

（2） 他都道府県での災害の場合

- ① 他都道府県で災害が発生し、関西広域連合・徳島県あるいは基地病院にドクターヘリの出動要請、又はDMAT派遣要請があった場合には、関西広域連合・徳島県及び基地病院で内容を検討しドクターヘリの出動の可否を決定する。
- ② 関西広域連合・徳島県は手動を決定したときには、速やかに基地病院に指示し基地病院は被災地を管轄する消防機関等と緊密な連携協力のもと出動する。
- ③ 被災地からの要請がない場合でも、各種情報からドクターヘリの出動が必要であると基地病院が判断した場合は、関西広域連合・徳島県へ報告を行い被災地都道府県災害対策本部及び被災地消防本部等と緊密な連携のもと、ドクターヘリを出動する。
- ④ 関西広域連合・徳島県及び基地病院は、被災地都道府県災害対策本部と緊密に連携し、ドクターヘリの安全運航及び効果発現に努める。
- ⑤ 基地病院は、出動時に各消防機関等へドクターヘリの運航が一時停止することを連絡する。

（3） 災害時の運用の原則

災害が発生した場合、関西広域連合・徳島県は、「徳島県地域防災家計画」及び「徳島県広域防災活動計画」並びに「徳島県災害時医療救護活動マニュアル」等の定めるところにより、ドクターヘリによる救護班の派遣や患者搬送などの医療救護活動を実施することとする。その際、消防機関、自衛隊、警察、日本赤十字社、海上保安庁等防災関係機関と調整し、相互に連携を図りつつ、ドクターヘリを運用する。

9 ドクターヘリ運航調整委員会の設置

消防関係者や医療関係者等の理解と協力を得て、ドクターヘリを円滑で効果的に運航するため、ドクターヘリ運航調整委員会を設置する。

委員会の設置要綱は別紙5のとおり定める。

10 基地病院の体制確保

（1） 体制づくり

基地病院は、ドクターヘリを円滑かつ安全に運航するため、必要に応じて訓練、離着陸場の確認、運航に必要な資料収集に努める。

（2） 検証結果

基地病院は、消防機関等・医療関係等関係機関の協力を得て、必要な資料収集、出動事例の分析等に基づき運航実績を検証し、ドクターヘリ事業の評価を行い、常に事業の改善・充実に努めるものとする。

（3） 空床の確保

基地病院は、ドクターヘリで収容される患者に対応できる空床数を確保しておくものとする。

（4） 常備搭載医療機器

基地病院は、ドクターヘリに救急蘇生に必要な以下の医療機器、薬品等を常備する。

ドクターズバッグ、ストレッチャー・ベッド（予備を含めて2台）、人工呼吸器、酸素ボンベ、除細動器、ハートモニター、自動血圧計、酸素飽和度計、携帯型超音波診断装置、バックボード、患者記録等

11 訓練等

ドクターヘリを安全かつ円滑に運航するため、関西広域連合・徳島県及び基地病院並びに運航事業者は消防機関等及び警察、医療機関及び医師会、その他の関係機関と相互に密接に連携・協力して、出動要請・情報伝達・救急搬送等運航訓練や災害時出動に関する訓練を実施する。

また、ドクターヘリの運航に関わる医師、看護師、操縦士、整備士、運航管理者等は 知識・技能の向上に努めるものとする。

12 地域の連携・協力体制づくり

関西広域連合・徳島県、基地病院及び運航会社は、ドクターヘリを安全かつ円滑に運航し、効果的に運用するため、ドクターヘリの運航について周知、普及啓発に努め、ドクターヘリ運航に係る機関や住民の理解と協力を得て、地域の連携及び協力体制の整備に努めるものとする。

13 搬送先医療機関の安全確保

搬送先医療機関は、離着陸場所の安全確保や迅速な患者収容等について、平常時から、医療機関内における体制の確立等に努めるものとする。また、離着陸場所の設置形態や患者の収容方法などの状況に応じ、消防機関等や学校、公園管理者などの関係者に理解と協力を求め、ドクターヘリの離着陸に係る安全確保や迅速な患者収容等、ドクターヘリが安全で円滑に機能を発揮できるよう努めるものとする。

14 ドクターヘリ運航時に生じた問題の対処

ドクターヘリ運航時に生じた問題に対する対処は、関西広域連合・徳島県、基地病院及び運航会社が対応するものとする。

なお、問題の解決にあたっては、関西広域連合・徳島県、基地病院及び運航会社は協力して誠意を持って、迅速に対応するものとする。

15 ドクターヘリの運航時に生じた事故等の補償

ドクターヘリの運航時に発生した事故等については、被害を被った第三者に対して、関西広域連合・徳島県、基地病院及び運航会社は協力して補償を行うものとする。

（１） 医事紛争

ドクターヘリの運航上の医療行為で生じた紛争等については、基地病院が対応するものとする。

（２） 航空機事故

運航会社がドクターヘリの運航時に生じさせた事故等により、第三者及び乗客等に損害を生じさせた場合は、関西広域連合と締結した委託契約書に基づき、誠実に当該損害を賠償しなければならない。

16 搬送費用等

ドクターヘリ搬送自体の費用については、患者の負担は無いものとする。

なお、基地病院は救急の現場等での治療に伴う医療費（往診料、救急搬送診療料等）を医療保険制度に基づき、傷病者本人又は家族に請求するものとする。

17 その他

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の感染症類型に基づく、一類感染症、一類感染症の疑似症、一類感染症の無症状病原体保有、二類感染症、二類感染症の疑似症の一部、新感染症、指定感染症の一部の疾患に該当すると診断された者は、ドクターヘリの搬送適応外とする。

附則

本要領は、平成25年4月1日から施行する。

7 災害時における避難施設の被災建築物応急危険度判定の協力に関する協定書

佐那河内村の建築とまちづくりにおける連携協力に関する協定第2条第2項の規定に基づき、同条第1項（2）災害時協力、防災に関することの取り決めのため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における避難施設の被災建築物応急危険度判定（以下「応急危険度判定」という。）に関し、佐那河内村（以下「甲」という。）が公益社団法人徳島県建築士会徳島地域会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、「判定士」とは、徳島県地震被災建築物応急危険度判定士資格認定制度要綱（平成7年1月1日施行）第1条に定める徳島県地震被災建築物応急危険度判定士をいう。

（協力要請）

第3条 この協定による協力要請手続は、原則として、文書によるものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等によって協力を要請し、事後に文書を提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、佐那河内村で震度5強以上の地震が発生した場合は、甲から乙に対して協力要請を行ったとみなし、事後に文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定による協力要請があったときは、速やかに応急危険度判定を行うものとする。

（報告）

第5条 乙は、前条の応急危険度判定を実施したときは、次に掲げる事項について、甲に文書で報告するものとする。

- （1） 応急危険度判定の結果
- （2） 応急危険度判定に従事した人員ごとの従事時間
- （3） 応急危険度判定従事中に知り得た災害情報
- （4） その他必要な事項

（協力のための準備）

第6条 乙は、平常時において、判定士に該当する会員に対して甲からの要請内容を円滑に伝達させるための連絡系統（以下「連絡網」という。）の整備を行い、地震災害時に備えるものとする。

2 乙は、甲の求めに応じて、前項の規定による連絡網を提出するものとする。

3 乙は、あらかじめ、この協定に基づく応急危険度判定に従事する判定士の登録番号、氏名、連絡先（住所、電話番号）等を記載した名簿を作成し、甲に提出するものとする。

（支援体制の整備）

第7条 公益社団法人徳島県建築士会（以下「F丙」という。）は、乙を支援し、乙が甲の要請に応じられるよう支援体制の整備に努めるものとする。

（訓練への協力）

第8条 甲が、訓練のために判定士に連絡を行う必要があるときは、乙及び丙は可能な限りこれに協力するものとする。

2 乙及び丙が訓練を行うときは、甲は可能な限りこれに協力するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに甲又は乙から特段の意思表示がない場合は、自動的に1年延長され、以降同様とする。

（協議）

第10条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議の上、定めるもの

とする。

（適用）

第11条 この協定は、協定締結の日から発効する。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年4月1日

甲 徳島県名東郡佐那河内村下字中辺71番地1
佐那河内村
佐那河内村長 原 仁 志

乙 徳島県徳島市富田浜2丁目10番地
徳島県建設センター5階
公益社団法人徳島県建築士会徳島地域会
会長 笠 井 義 文

丙 徳島県徳島市富田浜2丁目10番地
徳島県建設センター5階
公益社団法人 徳島県建築士会
会長 佐 藤 幸 好

第3編

第13章 条例・要綱等に関する資料

第13章 条例・要綱等に関する資料

1 佐那河内村防災会議条例

昭和38年4月1日
条例第2号

（趣旨）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき佐那河内村防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- （1） 佐那河内村地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- （2） 佐那河内村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- （3） 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、佐那河内村長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - （1） 徳島県警察の警察官のうちから村長が任命する者
 - （2） 村長がその部内の職員のうちから指名する者
 - （3） 教育長
 - （4） 消防団長
 - （5） 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから村長が任命する者
 - （6） 指定地方行政機関の職員のうちから村長が任命する者
 - （7） 徳島県の知事の部内の職員のうちから村長が任命する者
- 6 前項の委員の定数は、15人以内とする。
- 7 第5項第5号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、徳島県の職員、佐那河内村の職員、関係指定公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから村長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、辞任されるものとする。

（議事等）

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月24日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月31日条例第10号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2 佐那河内村災害対策本部条例

昭和38年4月1日

条例第3号

（趣旨）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき、佐那河内村災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

（雑則）

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

3 佐那河内村防災会議委員名簿

	機関名及び職名	委員氏名	所在地	連絡先
1	佐那河内村長	岩 城 福 治	771-4195 佐那河内村下字中辺71-1	679-2111
2	徳島県東部県土整備局長	徳 永 雅 彦	770-0865 徳島市南末広6-36	653-8811
3	徳島県東部保健福祉局長	日 下 浩 一	770-0855 徳島市新蔵町1-67	626-8711
4	県東部農林水産局長	小 椋 昇 明	770-0855 徳島市新蔵町1-67	626-8514
5	徳島保健所 所長	美 吉 克 春	770-0855 徳島市新蔵町3-80	652-5151
6	徳島中央警察署長	多 田 卓 司	770-0856 徳島市中洲町1-18-2	624-0110
7	四国電力（株）徳島支店 総務部長	田 尾 伸 悟	770-0832 徳島市寺島本町東2-29	050-8801-5088
8	西日本電信電話（株） 徳島支店長	加 藤 拓	770-0903 徳島市西大工町2丁目5-1	602-1141
9	佐那河内村 消防団長	富 長 伸 司	771-4195 佐那河内村下字西ノハナ31	679-2111
10	佐那河内村 副村長	秋 山 孝 人	771-4195 佐那河内村下字西ノハナ31	679-2111
11	佐那河内村 教育長	大 島 千 文	771-4195 佐那河内村下字西ノハナ31	679-2817
12	陸上自衛隊 第15即応機動連隊第2普通科中隊 中隊長	山 本 雅 弘	765-0002 香川県 善通寺市南町2丁目1-1	0877-62-2311
13	佐那河内村 女性消防隊	井 開 麻 衣	771-4195 佐那河内村下字西ノハナ31	679-2111

(15人以内)

第3編

第14章 その他

第14章 その他

第1節 火災・災害等即報要領

平成24年5月31日消防応第111号

第1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付け消防災第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第246号）」、「救急事故等報告要領（平成6年10月17日付消防救第158号）」の定めるところによる。

3 報告手続

- (1) 「第2 即報基準」に該当する火災又は事故（（1）において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第1から第3までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。
- (2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合には、当該災害が発生した地域の属する市町村は、災害に関する即報を都道府県に報告するものとする。
- (3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報を消防庁に報告を行うものとする。
- (4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第一報を都道府県に加え、消防庁に対しても、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行うものとする。
- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したとき、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を報告するものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告するものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、（1）の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告するものとする。また、画像情報を送信することができる地方公共団体は（2）により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、様式によることができない場合には、この限りではない。また、電話による報告も認められるものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（爆発を除く。）については、第1号様式、特定の事故については、第2号様式により報告すること。

イ 救急・救助事故等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態を対象とする。

なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故については省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

3

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア火災等即報、イ救急・救助事故等即報を省略することができる。

ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星車載局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

- (1) 「第2 即報基準」及び「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告するものとする。
- (2) 市町村又は都道府県は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。
- (3) 各都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等と密接な連絡を保つものとする。
- (4) 市町村が都道府県に報告できない場合にあっては、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告するものとする。
- (5) (1) から (4) までにかかわらず、地震等により、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を市町村は直ちに消防庁及び都道府県に対し報告するものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア 死者が3人以上生じたもの

イ 死者及び負傷者の合計が101人以上生じたもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それ

ぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア 火災

（ア）建物火災

- ① 特定防火対象物で死者の発生した火災
- ② 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- ③ 大使館・領事館、国指定重要文化財又は特定違反対象物の火災
- ④ 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- ⑤ 損害額1億円以上と推定される火災

（イ）林野火災

- ① 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの 4
- ② 空中消火を要請又は実施したもの
- ③ 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの

（ウ）交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの

- ① 航空機火災
- ② タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災
- ③ トンネル内車両火災
- ④ 列車火災

（エ）その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの

（例示）

- ・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

（ア）危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

（例示）

- ・危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

（イ）危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

（ウ）特定事業所内の火災（ 1 ）以外のもの。）

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるものの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

- ① 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの
- ② 負傷者が5名以上発生したもの
- ③ 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
- ④ 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
- ⑤ 海上、河川への危険物等流出事故
- ⑥ 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

（ア）原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの

（イ）放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

（ウ）原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの

（エ）放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であつて、社会的に影響度が高いと認められるもの

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- (1) 死者5人以上の救急事故
- (2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- (3) 要救助者が5人以上の救助事故
- (4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故
- (5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響が高いことが判明した時点での報告を含む。）

(例示)

- ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・ バスの転落による救急・救助事故
- ・ ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- ・ 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る救急・救助事故
- ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害即報

次の災害等（該当するおそれがある場合を含む。）についても、上記2と同様式を用いて報告すること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第25条第1項に規定する緊急対処事態、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- (1) 一般基準
 - ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
 - イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
 - ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- (2) 個別基準
 - ア 地震
 - 地震が発生し、当該都道府県又は市町村の区域内で震度4以上を記録したもの
 - イ 津波
 - 津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの
 - ウ 風水害
 - (ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
 - (イ) 河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

- (ア) 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

- (ア) 噴火警報（火口周辺）が発表され、入山規制又は通行規制等を行ったもの
- (イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告するものとする。

1 火災等即報

(1) 交通機関の火災 7

第2の1の(2)のアのウ)に同じ。

(2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイ 1)、2)に同じ。

(3) 危険物等に係る事故（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

ア 第2の1の(2)のウ 1)、2)に同じ。

イ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

ウ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

(ア) 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

(イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

(4) 原子力災害等

第2の1の(2)のエに同じ。

(5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

(6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

(1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故

(2) バスの転落等による救急・救助事故

(3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

(4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故

(5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害即報

第2の3の 1)、2)に同じ。

4 災害即報

地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

＜火災等即報＞

1 第1号様式（火災）

（1）火災種別

火災の種別は、「建物火災」「林野火災」「車両火災」「船舶火災」「航空機火災」及び「その他の火災」とし、欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

（2）消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

（3）救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

（4）災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時を記入すること。

（5）その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

ア 死者3人以上生じた火災

（ア）死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

- ① 建物等の用途、構造及び環境
- ② 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

（イ）火災の状況

- ① 発見及び通報の状況
- ② 避難の状況

イ 建物火災で個別基準の 4）又は 5）に該当する火災

（ア）発見及び通報の状況

（イ）延焼拡大の理由

- ① 消防事情
- ② 都市構成
- ③ 気象条件
- ④ その他

（ウ）焼損地域名及び主な焼損建物の名称

（エ）り災者の避難保護の状況

（オ）都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

ウ 林野火災

（ア）火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※必要に応じて図面を添付する。

（イ）林野の植生 9

（ウ）自衛隊の派遣要請、出動状況

（エ）空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等

エ 交通機関の火災

（ア）車両、船舶、航空機等の概要

（イ）焼損状況、焼損程度

2 第2号様式（特定の事故）

（1）事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

- (2) 事業所名
「事業所名」は、「〇〇（株）〇〇工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。
- (3) 特別防災区域
防災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号。以下この項で「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。
- (4) 覚知日時及び発見日時
「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。
- (5) 物質の区分及び物質名
事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。
なお、当該物質が消防法（昭和 23 年法律第 186 号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。
- (6) 施設の区分
欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。
- (7) 施設の概要
「〇〇と××を原料とし、触媒を用いて* *製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。
- (8) 事故の概要
事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。
- (9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況
防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。
- (10) 災害対策本部等の設置状況 10
当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。
- (11) その他参考事項
以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。
(例)
・自衛隊の派遣要請、出動状況
- (12) 原子力災害等の場合
ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。
イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。
ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

＜救急・救助事故等即報＞

3 第3号様式（救急・救助事故等）

- (1) 事故災害種別
「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。
- (2) 事故等の概要
「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。
- (3) 死傷者等
ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。
イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

- (4) 救助活動の要否
救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。
- (5) 要救護者数（見込）
救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。
また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。
- (6) 消防・救急・救助活動状況
出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。
- (7) 災害対策本部等の設置状況
当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。
- (8) その他参考事項 1 1
以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。
（例）
・都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
・避難の指示の状況
・避難所の設置状況
・自衛隊の派遣要請、出動状況

<災害即報>

4 第4号様式

(1) 第4号様式—その1（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

ア 災害の概況

(ア) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

(イ) 災害種別概況

- ① 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- ② 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- ③ 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- ④ 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
- ⑤ その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。

(ア) 応急対策の状況

当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合にはその設置及び解散の日時を記入するとともに、市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

なお、震度6弱以上（東京23区については、震度5強以上）の地震の場合は、119番通報件数についても概数を記入すること。

（例）

- ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・避難の指示の状況
- ・避難所の設置状況
- ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 1 2
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

(2) 第4号様式－その2（被害状況即報）

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

エ 備考欄

備考欄には次の事項を記入すること。

(ア) 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

(イ) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ウ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

(エ) 応急対策の状況

市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

なお、震度6弱以上（東京23区については、震度5強以上）の地震の場合は、119番通報件数についても概数を記入すること。

（例）

- ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・ 避難の指示の状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ 災害ボランティアの活動状況

第1号様式（火災）

		第 報	
		報告日時	年 月 日 時 分
		都道府県	
		市町村 (消防本部名)	
消防庁受信者氏名		報告者名	

※ 爆発を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他										
出火場所											
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮火日時	(月 日 時 分) 月 日 時 分								
火元の業態・用途		事業所名 (代表者氏名)									
出火箇所		出火原因									
死傷者	死者(性別・年齢) 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽症 人	死者の生じた理由									
建物の概要	構造 階層	建築面積 延べ面積	m ² m ²								
焼損程度	<table border="0"> <tr> <td rowspan="4">焼損程度</td> <td rowspan="4">}</td> <td>全焼</td> <td rowspan="4">棟</td> <td rowspan="4">計 0 棟</td> </tr> <tr><td>半焼</td></tr> <tr><td>部分焼</td></tr> <tr><td>ぼや</td></tr> </table>	焼損程度	}	全焼	棟	計 0 棟	半焼	部分焼	ぼや	焼損面積	建物焼損床面積 m ² 建物焼損表面積 m ² 林野焼損面積 a
焼損程度	}			全焼			棟	計 0 棟			
				半焼							
				部分焼							
		ぼや									
り災世帯数	世帯	気象状況									
消防活動状況	消防本部(署) 台 人 消防団 台 人 その他 台 人										
救急・救助活動状況											
災害対策本部等の設置状況											
その他参考事項											

(注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)記入して報告すれば足りること。)

第2号様式（特定の事故）

第 報

事故名 { 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
2 危険物等に係る事故
3 原子力施設等に係る事故
4 その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()				
発生場所					
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他〕			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分		
		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分		
消防覚知方法	気象状況				
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高压ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()		物質名		
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高压ガス施設 4 その他()				
施設の概要	危険物施設の 区 分				
事故の概要					
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人		負傷者等 人		
			重症 人 (人)		
			中等症 人 (人)		
			軽症 人 (人)		
消 防 防 災 活 動 状 況 及 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	出 場 機 関	出場人員	出場資機材	
		事業所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			そ の 他	人	
			消防本部(署)	台 人	
			消 防 団	台 人	
			海上保安庁	人	
			自 衛 隊	人	
そ の 他	人				
災害対策本部 等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)記入して報告すれば足りること。)

第3号様式（救急・救助事故等）

		第 報	
		報告日時	年 月 日 時 分
		都道府県	
		市町村 (消防本部名)	
消防庁受信者氏名		報告者名	

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態		
発 生 場 所			
発 生 日 時 (覚 知 日 時)	(月 日 時 分)	覚 知 方 法	
事故等の概要			
死 傷 者	死者（性別・年齢） 計 人 不明 人	負傷者等 重 症 人（ 人 ） 中 等 症 人（ 人 ） 軽 症 人（ 人 ）	
救助活動の要否			
要救護者数(見込)		救 助 人 員	
消防・救急・救助 活 動 状 況			
災害対策本部 等の設置状況			
その他参考事項			

(注) 負傷者欄の（ ）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。
(注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）記入して報告すれば足りること。）

第 4 号様式 （その 1）

（災害概況即報）

		報告日時		年 月 日 時 分		
		都道府県				
		市町村 (消防本部名)				
		報告者名				
		消防庁受信者氏名				
災害名		(第 報)				
災 害 の 概 況	発生場所				発生日時	月 日 時 分
被 害 の 状 況	死傷者	死 者	人	不明	人	住 家
	負傷者	人	計	0	人	
		全壊	棟	一部破損	棟	
		半壊	棟	床上浸水	棟	
応 急 対 策 の 状 況	災害対策本部等の 設 置 状 況	(都道府県)			(市町村)	

(注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）記入して報告すれば足りること。）

第3編（資料編） 第14章 その他

第4号様式（その2）

（被害状況即報）

都道府県		区 分		被 害		区 分		被 害		災 害 対 策 本 部 状 況	都 道 府 県	市 町 村									
災 害 名 ・ 報 告 番 号	災害名 第 報 (月 日 時現在)	田	流失・埋没	ha		公 立 文 教 施 設	千円														
			冠 水	ha		農 林 水 産 業 施 設	千円														
			田	流失・埋没	ha		公 共 土 木 施 設	千円													
			冠 水	ha		そ の 他 の 公 共 施 設	千円														
報 告 者 名		畑	文 教 施 設	箇所		小	計	千円		計	団 体										
			病 院	箇所		公 共 施 設 被 害 市 町 村 数	団体														
区 分	被 害	道 路	橋 り よ う	箇所		農 業 被 害	千円		の	救 助 法	適 用 市 町 村 名										
			河 川	箇所		林 業 被 害	千円														
人 的 被 害	死 者 人	行 方 不 明 者 人	港 湾	砂 防	箇所	畜 産 被 害	千円		他	所	商 工 被 害	千円									
														負 重 傷 人	負 軽 傷 人	清 掃 施 設	箇所		水 産 被 害	千円	
														世 帯	人	鉄 道 不 通	箇所		そ の 他	千円	
全 壊	半 壊	一 部 破 損	床 上 浸 水	床 下 浸 水	非 住 家	公 共 建 物	そ の 他	棟	火 災 発 生	建 物 件	危 険 物 件	そ の 他 件									
													世 帯	人	被 害 船 舶 隻	被 害 総 額	千円		防 火 団 員 出 動 延 人 数	人	
世 帯	人	水 道 戸	電 話 回 線	電 気 戸	ガ ス 戸	ブ ロ ッ ク 塀 等	箇 所	他	考	災 害 発 生 場 所	災 害 発 生 年 月 日	災 害 の 種 類 ・ 概 況									

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

第2節 消火栓設置箇所

消火栓設置箇所（143箇所）

番号	地区	設置箇所	番号	地区	設置箇所
1	一ノ瀬	尾山光雄 宅と 尾山博明 宅の間	51	東山	東 條 洋 子 宅東
2		麻 植 憲 一 宅前	52		中 河 正 行 宅前
3		山本喜彦 宅と 麻植春一 宅の間	53		東 條 和 夫 宅前
4		丸富木材裏三叉路	54	丸田	市 原 範 善 宅前
5		久 米 優 允 宅前	55		橋 本 完 爾 宅
6	尾境	木 下 ヒサコ 宅横	56		檜 原 弘 宅前
7		石 本 寛 宅前	57		千 田 英 二 宅前
8		中 尾 正 雄 宅前	58		大 窪 雅 宅下
9		森 豊 宅前	59		平 岡 淳 宅上
10		山本福己 宅と 尾上正義 宅の間	60		東 條 政 一 宅前
11		下 野 仁 宅前	61	中分	観世音
12		横 山 重 幸 宅前	62		中 村 浩 宅入口
13		山 本 治 宅前	63		炭 田 孝 吉 宅下
14	高樋	御所橋 手前	64		福 長 和 文 宅西
15		高樋峠信号から徳島寄り	65		嵯峨老人憩の家 前
16		高樋農協 前	66		山 岡 由 二 宅東
17		山 本 周 二 宅前	67		高 根 正 明 宅横
18		井 開 康 貴 宅下	68		原 房 子 宅東
19	寺谷	谷 泉 良 雄 宅前	69		嵯 峨 敏 雄 前宅
20		谷 泉 功 宅前	70		JA嵯峨選果場跡地 前
21	仕出	東 條 久 子 宅前	71	東内	山 下 友 義 宅入口
22		谷 淵 勝 信 宅前	72		森 河 祝 志 宅下
23	菅沢	東 條 初 子 宅前	73		尾 崎 和 代 宅前
24		山 田 昭 夫 宅上	74		富 永 徳 治 宅下
25		原 隆 文 宅下	75		岩 橋 博 宅前
26		東 條 忠 生 宅前	76		森 本 貞 夫 宅下
27	尾尻	小 河 武 宅下	77		西 川 正 治 宅下
28		佐 藤 健 一 宅横	78		嵯峨峡渡月 前
29		佐々木 庄 市 宅上	79		嵯峨土木 前
30		山 本 敏 明 宅横	80		嵯峨出張所 前
31		青 山 幸 雄 宅前	81		天一神社
32		(故)武 市 正 善 上	82	宮上	大岩和久 宅と 山口品夫 宅の間
33	みまつ	正 木 都 計 宅上	83		仲 野 寛 宅前
34		植 松 義 明 宅横	84		明 野 勝 宅前
35		横 山 甫 行 宅付近	85		岡 本 清 宅前
36		大 野 カツミ 宅下	86		多田雅雄 宅と 岩佐勝治 宅の間
37		松 尾 幸 子 宅上	87		谷 川 進 宅南
38	根郷	根郷集会所	88		岡 西 徹 宅前
39		日 浦 章 二 宅前	89		井 開 慶 三 宅下
40		日 下 俊 夫 宅前	90	嵯峨	(故)小平間 キミ子 宅上
41	尾端	田 尾 徳 夫 宅下	91		南 昌二郎 宅横
42		東 條 博 之 宅前	92		原 仁 志 宅前
43	芝生	森 本 量 重 宅横	93		宝蔵寺
44		柴 野 忠 雄 宅下	94		窪 田 弘 子 宅前
45	中辺	佐那河内小中学校 前	95	共栄	(故)松 長 善 治 宅入口
46	馬越	山 田 利 昭 宅前	96		岩 佐 孝 行 宅前
47		馬 越 敏 勝 宅上	97		岩 佐 正 子 宅西
48		松 尾 文 夫 宅上	98		富 永 喜代子 宅下
49		松 尾 サカエ 宅上	99		富 永 一 男 宅西
50	追上	山 田 元 宅北	100		松 長 英 視 宅前

101		松 長 久 宅上			
102	平地	宮前農協跡地前			
103		花 井 杉 子 宅前			
104		新 開 右 品 宅前			
105		矢 不 治 宅上			
106		森 下 博 宅上			
107		花 侍 律 三 宅上			
108		志 摩 洋 宅前			
109		西 村 俊 一 宅前			
110		村営住宅 東			
111	平地	健祥会ハイジ 前			
112		奥 野 みのる 宅下			
113	中央	(故)荒井 長一 宅前			
114		河 野 富士子 宅前			
115		(故)細川治平 宅上			
116		布 谷 幸 一 宅前			
117		(故)志 摩 賢 子 宅入口			
118		高田はちみつ 上			
119	井開	第7分団詰所 前			
120		笠 井 彰 子 宅下			
121	北山	若 林 隆 子 宅前			
122		正木商店 前			
123	谷	(故)玉野 ハナエ 宅前			
124		瀧 倉 俊 晴 宅前			
125	仁井田	楠 啓 史 宅前			
126		山 川 守 宅前			
127		旧第9分団詰所 横			
128		中 原 啓 治 宅前			
129	玉ノ木谷	玉野雅弘 宅と 旧富永 宅の間			
130		玉ノ木谷集会所 前			
131	西府能	若宮神社境内			
132		林 利 之 宅前			
133		(故)高木茂雄倉庫 前			
134		椎 野 時 恵 宅前			
135		河 上 覚 宅上			
136		岩 城 光 一 宅下			
137	府能	今 田 博 宅前			
138		青 木 誉 宅前			
139		松 山 健 児 宅前			
140		金 本 弥 宅前			
141	下奥野々	岩 野 利 治 宅前			
142		岩野秀子 宅前			
143		(故)河野輝雄 宅前			
144					
145					
146					
147					
148					
149					
150					

※（故）については、その者が亡くなった後、居住する者がいない「空き家」状態に有るが、消火栓の所在地を特定する必要があるため記載したもの。

第3節 防火水槽設置個所（69箇所）

○は耐水性貯水槽 平成31年1月1日現在

番号	地区名	設置個所	番号	地区名	設置個所
1	尾境	中 河 ヨシ子 宅横	51	⑦ 仁井田	新府能トンネル 入口
2	尾境	優花(花屋) 下	52		虻塚 久保井 正 巳 宅北
3	寺谷	谷 泉 功 宅西	53		虻塚 新 居 健 治 宅下
4	仕出	谷 洩 茂 雄 宅下	54		虻塚 野 本 キミ子 宅上
5	菅沢	東 條 正 宅下	55		秋城 岩 城 福 治 宅上
6	菅沢	東 條 初 子 宅上	56		東府能 長 山 絹 恵 宅上
7	根郷	西 條 勉 宅横	57		音羽 高 橋 博 宅下
8	根郷	天理教 東	58		下奥野々 岩 野 利 治 宅東
9	根郷	安 富 隆 司 宅前	59		下奥野々 長 岡 真 一 宅東
10	根郷	日 下 明 宅前	60		和協 和協集会所 前
11	根郷	日 下 俊 夫 宅上	61		和協 佐 藤 武 雄 宅前
12	尾端	日 下 武 弘 宅横	62		和協 佐 藤 節 子 宅上
13	尾端	東 條 博 之 宅前	63		府能 横 峯 別 荘 地 下
14	尾尻	(故)山 本 勝 宅下	64	⑧ 中畑	西 藤 正 治 宅横
15	尾尻	小 河 武 宅東	65	⑨ 中畑	植 松 栄 治 宅前
16	みまつ	栗 野 宏 子 宅前	66	⑩ 中畑	前 野 豊 宅前
17	① みまつ	御間都比古神社 内	67	⑪ 大川原	ネイチャーセンター 手前
18	東山	東 條 和 夫 宅西	68	⑫ 和協	虻塚峠 下
19	東山	東 條 洋 子 宅東	69	⑬ 仕出	阿波鳴食品(株) 北
20	東山	佐 河 重 治 宅下	70	⑭ 府能	旧府能トンネル 西
21	丸田	平 岡 都志子 宅前	71	⑮ 下奥々野	安芸産業 北
22	丸田	亘 勝 信 宅横			
23	丸田	秋葉神社 下			
24	中分	おわんさん			
25	中分	岡 崎 宏 之 宅上			
26	東内	水 野 幸 雄 宅前			
27	東内	山 下 友 義 宅前			
28	東内	岩 橋 博 宅横			
29	共栄	富 永 善 明 宅下			
30	共栄	松 長 英 視 宅横			
31	② 共栄	松 長 護 宅前			
32	嵯峨	峰 弘 樹 宅下			
33	嵯峨	小 川 重 福 宅横			
34	宮上	坂 本 公 一 宅前			
35	宮上	仲 野 節 宅東			
36	宮上	岡 本 清 宅東			
37	宮上	岡 西 徹 宅南			
38	栗見坂	岩 尾 ヨネ子 宅西			
39	中央	国 原 裕 宅下			
40	中央	布 谷 幸 一 宅下			
41	③ 中央	青蓮寺 下			
42	馬越	馬越集会所 横			
43	中辺	佐 野 勝 敏 宅上			
44	平地	新 開 右 品 宅東			
45	井開	井 開 保 宅下			
46	井開	滝 上 一 二 宅東			
47	④ 北山	旧栗坂健郎 宅下			
48	北山	丸 井 正 俊 宅下			
49	⑤ 北山	静心庵 上三叉路			
50	⑥ 野神原	中尾谷公園 内			

第4節 村内AED設置場所（15箇所）

番号	施設名	所在地	配置場所	電話番号
1	佐那河内村役場	下字西ノハナ31	役場玄関	679-2111
2	村民体育館	下字西ノハナ27	運動場側舞台横	679-2465
3	小・中学校	下字中川原21-1	玄関前（屋外）	679-2611
4	保育所	下字中川原13-1	玄関横	679-2217
5	消防団第3分団	下字高樋46-1	格納庫内	
6	消防団第5分団	下字下田11-1	格納庫内	679-3019
7	桜集会所	上字仁井田		
8	消防団第7分団	上字井開	格納庫内	
9	ネイチャーセンター	上字大川原5-8	玄関横	679-2238
10	中央運動公園管理棟	下字南浦12-3	玄関横	679-2855
11	すだち観光	下字ウチウ36-1	救急患者輸送車内	679-3999
12	徳島市農協 佐那河内支所	下字中川原21	玄関横	679-2221
13	健祥会ハイジ	上字大黒23-1	1F事務所内	679-3380
14	消防団本部 機動隊	下字西ノハナ31	ポンプ車内	679-2111
15	徳島市農協 佐那河内支所 嵯峨出張所	下字東内11-3		679-2333

第5節 指定避難所・指定緊急避難場所等

指定避難所・公的施設（10施設）

施設名	建築構造	建築年	面積 m ²	収容人員	連絡先	※1土砂災害種別	※2耐震
嵯峨生活改善センター	木造平屋	S55.12	100	50	679-2588	地、溪	×改修無
嵯峨老人憩いの家	RC造2F	S54.05	150	75	679-2141	-----	○補強済
桜集会所	木造平屋	H08.01	80	40	679-2081	地、溪	○
小・中学校体育館	RC造2F	H23.04	450	225	679-2611	対策済	○
村民体育館	RC造2F	H06.09	710	355	679-2465	急、急二、急三	○
高樋保健センター	RC造2F	S55.02	110	55	679-2071	対策済	○
寺谷生活改善センター	木造平屋	S58.02	70	35	679-2266	溪、急	○
農業総合振興センター	RC造3F	S58.07	300	150	679-2304	急、土一	○
宮前公民館	RC造2F	S54.03	210	105	679-2140	-----	○
多目的交流施設	RC造2F	H11.01	128	64	679-2331		○

1,154

指定避難所・民間施設（3施設）

JA徳島市佐那河内支所	RC造2F	S49.09	136	68	679-2221	土、土警	×
〃 選果場	RC造2F	H16.08	1,480	740	679-2224	土、土警	○
〃 農産工場	RC造2F	S45.03	10	5	679-2411	-----	×

813

指定緊急避難場所（7施設）

嵯峨老人憩いの家	RC造2F	S55.12	150	75	679-2588	地、溪	×改修無
小・中学校体育館	RC造2F	H23.04	450	225	679-2611	対策済	○
村民体育館	RC造2F	H06.09	710	355	679-2465	急、急二、急三	○
高樋保健センター	RC造2F	S55.02	110	55	679-2071	対策済	○
農業総合振興センター	RC造3F	S58.07	300	150	679-2304	急、土一	○
宮前公民館	RC造2F	S54.03	210	105	679-2140	-----	○
多目的交流施設	RC造2F	H11.01	128	64	679-2331		○

1,029

福祉避難所（1施設）

健祥会ハイジ	RC造3F	H10.04	253	20	679-3380	-----	○
--------	-------	--------	-----	----	----------	-------	---

指定緊急避難場所（屋外・公園・空地等） 9箇所

村民体育館グラウンド			6,754			急、急二	
中央運動広場			4,200				
嵯峨老人憩いの家運動場			1,900				
桜集会所グラウンド			840			地、地溪	
小・中学校運動場			5,440				
高樋地域運動場			1,560			急、土警、侵	
寺谷農村公園			1,400			-----	
根郷農村公園			1,570				
宮前公民館グラウンド			1,570				

25,234

広域避難場所（1箇所）

中央運動(多目的広場)公園			14,374		679-2855	-----	
---------------	--	--	--------	--	----------	-------	--

サブ避難場所（25施設）

施設名	建築構造	建築年	面積㎡	収容人員	※1土砂災害種別	※2耐震
秋城集会所	木造平屋		27	27	地	---
井開集会所	木造平屋		50	50	地、溪、急、土、土1	---
一ノ瀬生活改善センター	木造平屋	H31.3	47	47	-----	---
馬越集会所	木造平屋		25	25	急	---
奥野々集会所	木造平屋		20	20	-----	---
尾境集会所	木造平屋	R1	40	40	-----	○
尾尻集会所	木造平屋		32	32	-----	---
上中辺集会所	木造平屋		30	30	-----	---
北山公会堂	木造平屋		36	36	溪	---
新町文化センター	木造平屋		32	32	溪、土警	---
菅沢集会所	木造平屋		20	20	溪	○
高樋常会集会所	木造平屋		35	35	-----	---
玉ノ木谷集会所	木造平屋		18	18	地	---
谷集会所	木造平屋		26	26	地、溪、急	---
中央集会所	木造平屋		28	28		---
中畑蝮塚集会所	RC造平屋		30	30	-----	---
中辺集会所	木造平屋	R1.10	51	51	土、急	○
仁井田集会所	木造平屋		40	40	地、溪	---
西府能生活改善センター	木造平屋		35	35	-----	---
根郷集会所	木造平屋	H18.09	62	62	-----	○
東府能集会所	木造平屋		38	38	地	---
東山生活改善センター	木造平屋		32	32	溪	---
平地集会所	木造平屋	S60.1	50	50	-----	---
丸田コミセン	木造平屋	H 5.10	47	47	地	○
和協集会所	木造平屋		36	36	-----	---

887

- (※1) 土砂災害種別は、徳島県の調査結果に基づき、次の要領で整理した。
 地・地すべり、土・土石流流域、溪・土石流危険溪流、急・急傾斜地地域、
 急二・急傾斜地崩壊、急三・急傾斜地崩壊、土警・土砂災害警戒区域、
 土1・土砂災害特別警戒区域、-----・土砂災害種別に該当項目なし

(※2) 耐震強度

- は昭和56年5月以降の新耐震基準に基づき建築された施設又は補強済みの施設。
 ×は、旧耐震基準で建築された施設。
 ---は、当該建物の建築年が不明の施設とした。
 ☆ 指定避難所と指定緊急避難場所は、相互に兼ねることができる。

要配慮者利用施設

佐那河内保育所	下字中川原13-1
佐那河内小中学校	下字中川原30
佐那河内学童保育クラブ	下字中川原30

※南海トラフ地震臨時情報発表時の避難所開設について

- ・指定避難所のうち、「村民体育館」及び「農業総合振興センター」を優先的に開設する。

第6節 防災関係機関連絡一覧表

防災関係機関	連絡先		所在地
	電話番号 (088)	県総合情報 通信ネットワーク	
県災害対策本部	621-2900	1-211-7210 ～ 7225	徳島市万代町1丁目1番地
水防本部	621-2571	1-211-7400 ～ 7404	〃
危機管理課	621-2704	1-211-7100 ～ 7102	〃
消防保安課	621-2849		
河川整備課	621-2570	1-211-7400 ～ 7404	〃
砂防防災課	621-2540	1-211-2-2540	〃
消防防災航空隊事務所	683-4119		板野郡松茂町豊久字朝日野15-2
ドクターヘリ要請ホットライン	633-0933		徳島市蔵本町1丁目10-3
佐那河内村駐在所	679-2110		佐那河内村下字鯉ノ内20-5
徳島地方气象台	622-3857	1-211-3	徳島市大和町2丁目3-36
徳島県エルピーガス協会	665-7705		徳島市川内町平石住吉209-5 徳島健康科学総合センター4F
四国電力(株)徳島支店	622-7121		徳島市寺島本町東2丁目29
四国電力送配電(株)徳島支社	656-4601		徳島市寺島本町東2丁目29
西日本電信電話(株)徳島支店	602-1141		徳島市西大工町2丁目5-1
(株)NTT フィールドテクノ 四国 支店 徳島営業所	637-0810		徳島市中島田町2丁目26
徳島西医師会（田蒔病院）	642-5050	080-2850-2158	徳島市国府町早淵字カシヤ56-1
徳島赤十字病院 ドクターカー要請	0885-32-2555	1-398-3	小松島市小松島町利ノ口103
	0885-32-0531		
日本赤十字社徳島県支部	631-6000	388-3 (地上系のみ)	徳島市庄町3丁目12番地1

避難情報放送依頼先	連絡先		所在地
	電話番号 (088)	県総合情報 通信ネットワーク	
日本放送協会徳島放送局	626-5975	1-372-3 FAX 653-8722	徳島市寺島本町東2丁目28
四国放送株式会社	623-1119	1-373-3 FAX 625-5441	徳島市中徳島町2丁目5
株式会社エフエムびざん	656-5000	FAX 656-0791	徳島市山城町東浜傍1-1
株式会社エフエム徳島	656-2111	1-375-3 FAX 624-3515	徳島市幸町1丁目6番地

自衛隊	連絡先		所在地
	電話番号 (088)	県総合情報 通信ネットワーク	
陸上自衛隊第14旅団 (善通寺市)	0877-(62)- 2311 2235～2237		香川県善通寺市南町2-1-1
海上自衛隊徳島教育航空群 (松茂町)	699-5111 内線 3213	1-355-3	板野郡松茂町住吉字住吉開拓38
海上自衛隊第24航空隊	0885-37-2111	1-397-3	小松島市和田島町洲端4-3

第3編（資料編） 第14章 その他

市町村:担当窓口	連絡先		所在地
	電話番号 (088)	県総合情報 通信ネットワーク	
徳島市:危機管理課	621-5526 ～ 5528	1-381-3	徳島市幸町2丁目5番地
鳴門市:総務課	684-1711	1-351-5	鳴門市撫養町南浜字東浜170
小松島市:総務部市民安全課	0885-32-2227	1-393-3	小松島市横須町1-1
阿南市:防災対策課	0884-22-9191	1-421-3	阿南市富岡町トノ町12-3
吉野川市:総務課	0883-22-2235	1-322-3	吉野川市鴨島町鴨島115番地1
阿波市:危機管理課	0883-35-4166	1-337-3	阿波市阿波町東原173
美馬市:総務課	0883-52-1677	1-286-3	美馬市穴吹町穴吹字九反地5
三好市:危機管理課	0883-72-7625	1-251-3	三好市池田町シマチ1500-2
勝浦町:企画総務課	0885-42-2511	1-394-3	勝浦郡勝浦町大字久国久保田3
上勝町:総務課	0885-46-0111	1-395-3	勝浦郡上勝町福原字下横峯3-1
石井町:いのちを守る防災対策課	674-1171	1-323-3	名西郡石井町高川原121-1
神山町:総務課	676-1111	1-383-3	名西郡神山町神領字本野間100
那賀町:地域防災課	0884-62-1183	1-452-3	那賀郡那賀町和食郷字南川104-1
牟岐町:総務課	0884-72-3411	1-485-3	海部郡牟岐町大字中村字本村7-4
美波町:消防防災課	0884-77-3619	1-473-3	海部郡美波町奥河内字本村18-1
海陽町:企画防災課	0884-73-1234	1-486-3	海部郡海陽町大里字上中須128
松茂町:危機管理室	699-8725	1-352-3	板野郡松茂町広島字東裏30
北島町:危機情報管理室	698-9807	1-384-3	板野郡北島町中村字上地23-1
藍住町:総務課	637-3111	1-385-3	板野郡藍住町字矢上上前52-1
板野町:総務課	672-5980	1-353-3	板野郡板野町吹田字町南22-2
上板町:企画防災課	694-6824	1-333-3	板野郡上板町七條字経塚42
つるぎ町:危機管理課	0883-62-3111	1-284-3	美馬郡つるぎ町貞光字東浦1-3
東みよし町:総務課	0883-82-6303	1-256-3	美馬郡東みよし町加茂3360

消防機関	連絡先		所在地
	電話番号 (088)	県総合情報 通信ネットワーク	
徳島市消防局	656-1190	1-381-3	徳島市新蔵町1丁目88
鳴門市消防本部	685-2009	1-351-5	鳴門市撫養町南浜字東浜170
小松島市消防本部	0885-32-0119	1-393-3	小松島市横須町1-1
阿南市消防本部	0884-22-1120	1-424-3	阿南市辰巳1-33
名西消防組合消防本部	674-6788	1-327-3	名西郡石井町高川原字高川原56-8
板野東部消防組合消防本部	698-0119	1-354-3	板野郡北島町北村字大開11-1
徳島中央広域連合消防本部	0883-26-1191	1-326-3	吉野川市鴨島町上下島21番地1
美馬西部消防組合消防本部	0883-63-2214	1-258-3	美馬郡美馬町天神119
みよし広域連合消防本部	0883-76-5119	1-255-3	三好郡東みよし町足代345-1
美馬市消防本部	0883-52-3061	1-257-3	美馬郡美馬市脇町字排原1742-1
板野西部消防組合消防本部	672-0198	1-338-3	板野郡板野町羅漢字前田35
海部消防組合消防本部	0884-72-0600	1-484-3	海部郡牟岐町大字川長字新光寺98-1
那賀町消防本部	0884-62-1191		那賀郡鷺敷町百合字石橋250

第7節 佐那河内村自主防災会

番号	自主防災地区名	結成年月日	世帯数
1	一ノ瀬	H21.08.	8
2	尾境	H21.08.	25
3	高樋	H21.08.	16
4	寺谷東	H21.08.	16
5	寺谷さくら	H21.08.	15
6	尾尻	H21.08.	19
7	中津	H21.08.	16
8	中浦	H21.08.	17
9	日浦	H21.08.	16
10	尾端	H21.08.	16
11	新町	H21.08.	19
12	馬越	H21.08.	19
13	東山	H21.08.	14
14	丸田（東・西）	H21.08.	39
15	中分東	H21.08.	16
16	中分	H21.08.	15
17	中分西	H21.08.	10
18	東内	H21.08.	22
19	宮上	H21.08.	18
20	栗見坂	H21.08.	7
21	嵯峨	H21.08.	17
22	共栄	H21.08.	16
23	平地日ノ地	H21.08.	22
24	平地影	H21.08.	25
25	中央	H21.08.	8
26	朝宮	H21.08.	15
27	井開	H21.08.	14
28	北山（東・西）	H21.08.	27
29	谷	H21.08.	11
30	仁井田東	H21.08.	13
31	仁井田西	H21.08.	10
32	秋城	H21.08.	9
33	玉ノ木谷	H21.08.25	5
34	西府能	H21.08.	26
35	東府能	H21.08.	17
36	和協	H21.08.	12
37	下奥野々	H21.08.	8
38	音羽	H21.08.	4
39	蝮塚	H21.08.	13
40	中畑	H21.08.	21

636

（注）丸田・北山地区については、常会は東西にあるため、結成されている会数は42常会となる。

佐那河内村地域防災計画
(第3編 資料編)

令和6年3月13日修正

発行 佐那河内村防災会議

編集 佐那河内村 総務課

徳島県名東郡佐那河内村下字西ノハナ31

電話 088-679-2113